

第1日目(3月1日)

議長(若井達男君) おはようございます。ただいまから平成23年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、公務のため午後欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により議席番号24番・岡村雅夫君及び議席番号26番松原良道君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る2月21日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日3月1日から3月18日までの18日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月1日から3月18日までの18日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

なお、ここで総務部長より発言を求められておりますのでこれを許します。

総務部長 冒頭から大変恐縮でございますが、議席の上の方に議員各位ということで1枚上がっていると存じますが、議案それから資料に一部誤りがございましたのでご訂正をお願いしたいものでございます。1件目でございますが、第24号議案 南魚沼市学校給食センター条例の一部改正についてということでございますが、条例の中の柱書といいまして一部を次のように改正するという字句がもれておりましたので差しかえをさせていただきたいと存じます。

それから2番目でございますが、市長施政方針の資料の117ページ上段に中小企業金融についての状況が記載をされております。地方産業育成資金の利用金額につきまして895万円と記載をされておりますが、単位の誤りでございまして8,950万円ということで訂正を後ほどお願いしたいと思います。

3点目でございますが、一般会計の当初予算の関係資料の2ページでございますが上から2行目のところに石打保育園及びというふうに書いてございますが、石打保育園につきましては22年度に対応しておりますので、その部分を削除いただきたいと思います。大変多くて恐縮でございますがよろしく願いをいたします。以上でございます。

議長 日程第4、市長施政方針及び行政報告を行います。

市長 おはようございます。本日から18日まで3月定例議会ということであり、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。なお、傍聴の皆さん方大変お忙しい中をこうしておいでいただきましてありがとうございます。それでは施政方針を述べさせていただきます。

平成23年3月議会定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げます。また、日頃から市政発展のためにご尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意を表し感謝を申し上げますところであります。

はじめに、今冬の豪雪のために、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。雪国の宿命といえる雪との戦いの中で、道路、住宅除雪など交通及び生活環境の確保にご尽力、ご協力いただきました市民の皆様を始め、関係各位のご労苦に心からねぎらいとお礼を申し上げます。

ここで、平成22年12月議会定例会以降の執行状況についてご報告を申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する私の所信を申し上げまして、議員各位を始め市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに保健・医療・福祉についてであります。

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業につきましては、郡市医師会等関係機関の協力を得まして、1月15日から市の接種事業として無料接種を実施しております。また、当該三ワクチンにつきましては、市単独事業として昨年4月にさかのぼり、助成対象年齢での自費による接種に対し償還払いを実施しております。

平成16年11月の合併以来、ゆきぐに大和病院と城内診療所は、深刻な医師不足の中で、地域の皆様に安心・安全な医療を提供すべく、地方公営企業法による病院事業を続けてきたところでありますが、平成23年4月1日から城内診療所を病院事業会計から切り離し、特別会計により運営することといたしました。城内診療所は、引き続き19床の有床診療所として、その特性を生かし、経営の改善を図りながら、地域に密着した医療を安定的に提供すべく努めてまいります。なお、本定例会に、特別会計設置に伴う関係条例の制定及び一部改正を提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

2月1日に開催されました魚沼地域医療整備協議会において、魚沼基幹病院の基本設計の概要が発表されました。また、新潟県が2次、3次の医療を確実に提供することを受けまして、南魚沼市の「市立病院の基本的な考え方（基本構想）」を公表したところであります。

福祉関係では、豪雪対策本部の設置及び災害救助法の適用を受けて、要援護世帯等を対象に住宅除雪援助事業を実施いたしました。

平成22年度介護基盤緊急整備事業として、六日町地区に建設中のミニ特養1箇所、グループホーム1箇所及びデイサービス1箇所は2月21日に竣工式が行われ、3月1日本日でありますがオープンをいたします。

次に教育・文化についてであります。

教育基本計画につきましては1月中旬から2週間をかけてパブリックコメントを募集いたしました。いただきましたご意見を参考に、家庭・学校・地域・行政の四者が連携協力し、子どもたちのあふれる笑顔を目指した計画をつくることができました。3月の教育委員会で決定し、今後、広く市民の皆さんへお知らせし、実りある計画となるように進めてまいります。

次に環境共生であります。

地下水の保全及び採取に関しまして、以前から深度規制を見直すべきとの意見が寄せられておりました。地下水対策委員会に見直しについてお諮りした結果、一部区域の深度規制を撤廃すべきとの答申がございましたので、「南魚沼市地下水の採取に関する条例」の一部改正について本定例会に提案をさせていただきます。

地球温暖化対策につきまして、「南魚沼市地球温暖化対策実行計画」の策定では、4回の委員会の開催に加えてアンケート調査及びパブリックコメントの実施など広く意見をいただき、現在最終の取りまとめを行っております。緑の分権改革推進事業につきましては、カーボン・オフセットの調査、クリーンエネルギーの利活用の実証調査を行い、事業は順調に進捗し総務省への報告の最終取りまとめの段階となっております。それぞれの調査において、発展的に展開し得る成果が得られたものと考えております。

今後、「地球温暖化対策地域推進協議会（仮称）」立ち上げまして、市民、事業者及び市が協働して具体的な取り組みを推進していくこととしております。また、森林カーボン・オフセットにつきましては、平成23年度に「新潟県カーボン・オフセット制度」への登録を行うべく準備を進めているところであります。

次に都市基盤についてであります。

「円高・デフレ対応のための緊急経済対策から新成長戦略実現に向けたステップ2」において地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行う、こういうことを踏まえまして、平成22年度補正予算において、地域活性化交付金これは通称きめ細かな交付金であります、これが創設され配分されたことから、市道の維持修繕関係費として2,500万円、公営住宅施設改修費1,000万円、その他公園関係の施設維持修繕費として約450万円、また、1月の連続した降雪により道路消雪井戸の枯渇や故障等が多数生じたため、消雪施設修繕工事費及び不足が予想されます除雪機械修繕料、機械除雪等委託料を2月8日付専決による補正予算で対応いたしました。また、12月補正予算で議決いただきました追加経済対策による社会資本整備総合交付金につきましては、申請額の全額が配分されなかったことから不用額を減額補正計上いたしました。

直轄事業につきましては、経済危機対応予備費に続いて補正予算が編成され、国道17号浦佐バイパスに水無川橋りょうの橋脚追加2基分の工事費として2億円、八箇峠道路に工事促進のため2億5,000万円が配分されたところであります。

大和クリーンセンター水処理施設増設工事関連の機械設備及び電気設備につきましては、降雪前に順調に工事が進み、各機器の連携運転による機能確認や性能試験などを行っており、

本年4月の稼働に向けて最終調整を進めております。

平成19年度から実施してまいりました南魚沼市斎場改築事業も、降雪前に旧斎場の解体工事及び外構工事等が終了し、1月末をもって全ての工事が無事に完了いたしました。この間、建設に携わった業者の皆さん、そして地元思川区を始め関係各位のご協力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。昨年9月1日から開始しました新しい施設での火葬業務は、指定管理者制度や携帯電話を使用する予約システムを導入することにより、スムーズな運営が行われております。引き続き、終焉の場にふさわしい施設とサービスに心掛け、運営を行ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

次に産業振興についてであります。

清津川分水問題につきましては、昨年12月27日に魚野川流域水資源確保検討委員会が開催され、魚野川の流況・流域の調査を行いながら、魚野川の正常流量の設定、水資源確保の可能性の検討、抜本的対策の実施妥当性の検討などを今後5年間かけて検討することになりました。なお、このことにつきましては県の方で23年度で2,000万円の予算を計上させていただきます。また、本年1月31日に開催されました第11回清津川・魚野川流域水環境検討協議会では、清津川分水問題についての協定書締結の報告及び協定書に基づいた暫定措置としての清津川への試験放流量を年平均で毎秒0.142立方メートル増量し、毎秒0.716立方メートルとすることが報告され了承をされました。

次に行財政改革についてであります。

本庁方式をさらに進め行政の効率化を図るため、JA魚沼みなみ六日町支店ビルを取得し、必要な耐震化及び改修工事を実施しております。整備後は1階を引き続きJA魚沼みなみの六日町支店としてお貸しをし、2階及び3階については事務室、会議室といたします。

豪雪対策についてであります。本年1月に入り連続して降雪が続いたため、1月21日に注意体制をとり対応してまいりました。1月31日には市内全観測地点で警戒積雪深の240cmを超えましたので、同日午前10時に南魚沼市豪雪対策本部を設置し、警戒態勢をとってまいりました。また、同日午後2時に市内全域が災害救助法の適用地域となりました。2月に入り連続的な降雪はおさまってまいりましたが、雪崩等の災害発生が懸念されるため、当分の間「豪雪対策本部」を継続しておりますが、今現在では警戒本部に切替えたところがあります。また、2月8日付で豪雪により不足が見込まれる各種除雪経費、住宅除雪援助事業及び緊急経済対策を目的とした国の補正予算による地域活性化交付金事業についての補正予算を専決処分させていただきました。本議会で報告申し上げますのでご承認をお願い申し上げます。

新消防庁舎の工事進捗状況は、建築工事において今後内装準備工事を進め、3月末には約50パーセントの出来高を予定しております。今後も安全管理に配慮しながら工事を進めてまいります。なお、新庁舎は平成23年の秋から稼働する予定であります。

次に、平成23年度当初予算編成に当たり所信の一端を申し上げます。

2008年9月のリーマンショック以降の国の経済状況は、外需や政策の需要創出・雇用

下支え効果により一定の持ち直しが見られたものの、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念によりまして、前年夏以降、先行きの不透明感が強まり、雇用も依然として厳しい状況となっております。

国における平成23年度の経済見通しによりますと、新成長戦略の本格実施等を通じて、雇用・所得環境の改善が民間需要に波及し、景気は持ち直し2年連続のプラス成長が見込まれるとしておりますけれども、先行きのリスクとして、海外景気の下振れ懸念あるいは為替市場の動向等が挙げられております。なお、ここにまいりましてチュニジア、エジプト、リビア等をはじめとする中東諸国の混乱による原油高騰の懸念、下振れリスクの懸念がまた再び強まっているところでもあります。

こうした中、政府は、新成長戦略及び財政運営戦略の本格実施元年として、財政健全化の歩みを進めつつ、成長と雇用を重視したとする前年度とほぼ同額の9兆4,116億円の平成23年度当初予算案を編成いたしました。

また、あわせて示されました地方財政対策によりますと、平成23年度においては、地域主権改革に向け財源の充実を図るため、地方交付税を前年度比5,000億円増額し1兆4,000億円とするとともに、地方財政の健全化のため臨時財政対策債を1兆5,000億円減額とし、交付税特別会計借入金償還金1,000億円が計上されました。また、特別交付税制度の見直しにより特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行することとしておりますが、平成23年度は経過的に1%分を移行することとなりました。これらにより、地方財政計画総額は前年度比約0.5%増となっているところであります。

当市におきましては、平成22年度は、法人市民税の税割額は前年度を上回る見通しとなりました。有効求人倍率も改善の兆しが見られておりますが、基幹産業であります米作の猛暑による減収、品質低下等に加え、もう一方の柱であります公共事業の減少もあり景況感は厳しい状況にあります。また、ここにきての景気の停滞等により、先行きも予断が許されません。

財政状況は一定の改善が図られておりますけれども、実質公債費比率は依然として「県下ワースト1」ということでありまして、新たな財政需要とあわせて厳しい状況が続いていることには間違いございません。

ねじれ国会のもと、予算関連法案の成否が取りざたされております。当市の平成23年度一般会計予算は、前述の国の予算案及び地方財政計画等を踏まえ、(1)番に雇用対策、(2)として医療・福祉の充実、(3)子育て環境の充実、(4)教育・文化・スポーツ環境の充実、(5)産業の振興、(6)コミュニティ活動の推進、そして(7)番で財政の健全化これらを重点目標として編成をさせていただきました。

雇用対策につきましては、引き続き緊急地域雇用創出特別基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業により雇用の拡大を目指します。また、住宅リフォーム事業により建築関連事業者の事業・雇用の確保も図っていきたいと思っております。

医療・福祉の充実につきましては、城内診療所を病院事業会計から分離し、特別会計を設

置し運営体制を見直すとともに、ゆきぐに大和病院、城内診療所の安定的な運営に向け繰出金の見直しを行いました。また、国民健康保険会計における保険税の急激な上昇を抑制するために新たな法定外繰出しと、それと基幹病院建設に伴う既設病院の調査を行うということにしております。

子育て環境の充実につきましては、子ども手当が3歳未満児について月額7,000円増額し2万円となります。これが非常に今厳しい状況であります。私たちの市では今この関連で13億円強の予算を計上させていただいているところであります。市単独事業の子ども医療費助成事業については4歳児まで全額助成するなど対象を拡大させていただきたいと思っております。また、六日町幼稚園を運営する学校法人里咲学園が、「安心こども基金」の助成を受け整備する認定子ども園に、老朽化した余川保育園を廃止し統合するため、その建設費を補助したいと思っております。

教育・文化・スポーツ環境の充実につきましては、塩沢中学校、大崎小学校のグラウンドの改修を行います。老朽化した六日町給食センターの洗浄システム機器及び蒸気配管を改修いたします。他に市民会館の舞台照明のリニューアル工事及び石打グラウンド防球ネット、浦佐体育施設のトイレ設置工事等を行います。大原運動公園整備につきましては、平成24年度のインターハイに備えテニスコートシェルターの増設及び観覧席設置工事等を実施したいと思っております。野球場、多目的グラウンド等につきましては補正予算により年度内に実施設計を行う予定としているところであります。また、図書館整備事業につきましても実施設計を行うということで計画をしております。

産業の振興につきましては、林業振興に向け新たに「南魚沼の木で家づくり事業」により市内産の杉を利用した家づくりに助成することといたしました。また、市内の森林整備に伴う森林二酸化炭素吸収量を新潟県カーボン・オフセット制度に登録し、林業振興の一助とすることといたしました。今泉博物館を市の観光交流の拠点として整備・再生する「観光交流拠点整備事業」につきましては、農産物・特産品直売所部分を平成22年度の国の補正予算を受けて実施すべく3月補正予算に、関連の博物館の改修、周辺整備費を当初予算に計上し、平成24年度の早期オープンを目指してまいりたいと思っております。

コミュニティ活動の推進につきましては、地域コミュニティ活性化事業に人口割により傾斜配分する推進事業費を新設して事業費を増額いたします。また、可能な地区から公民館分館事業を移行する等地域の自主性を尊重した自治活動の活性化を推進してまいります。

財政健全化の推進につきましては、引き続き職員の削減を進めるとともに、一般行政経費や経常的経費の削減及び起債の抑制に努めたところであります。また、歳入の確保につきましては、市税等の収納確保に努めるとともに遊休資産の売却等を進めてまいりたいと思っております。

以上により平成23年度一般会計予算を前年度とほぼ同額の総額298億8,500万円を編成をいたしました。前年度比6,000万円、0.2%の減となっております。財政の健全化に配慮した中で、総合計画の着実な実施及び予算編成の重点目標に向けた必要な予算計上

はできたものと考えております。

次に、平成23年度の主な事業概要についてご報告を申し上げます。

第1 保健・医療・福祉についてであります。

はじめに保健関係であります。命を守り育む健康施策を展開いたします。その第一として、平成19年3月に策定し平成27年度を目標年度といたします「いきいき市民健康づくり計画」の中間年に当たり、計画の中間評価を実施し目標値の再設定等も含めた見直しを行い、市民の健康増進に努めてまいります。

第2といたしまして、健康診査及び予防接種等による病気予防及び早期発見に努めてまいります。特に、がん検診及び基礎健診の受診率向上対策の充実を図ります。また、平成22年度に事業を開始いたしました「子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種事業」につきましては、定期予防接種同様普及啓発を図り接種率の向上による発病予防に努めてまいります。

第3として、自殺予防対策の充実に引き続き取り組みます。雇用関係機関、消費生活相談機関及び県関係機関等と保健課を中心に情報と行動の連携した相談支援体制の充実を図ってまいりたいと思っております。

福祉につきましては、南魚沼市の平成24年度以降の福祉施策の基本となります。第2期地域福祉計画、平成24年度から平成28年度までであります。第2次障がい者計画、これも平成24年度から平成29年度まで。第3期障がい福祉計画、平成24年度から平成26年度。及び第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画、平成24年度から平成26年度であります。これを策定するため、それぞれに策定委員会及びワーキンググループ等を立ち上げ次期事業計画を策定をしたいと思っております。

介護保険関係では、特別養護老人ホームの待機者解消が課題となっておりますが、介護保険事業計画に基づき施設整備を進め利用定員の拡大を図ってまいりたいと思っております。

障がい福祉関係では、平成23年4月1日から既存の障がい者入所施設4箇所が、自立支援法で定めた新体系のサービスに移行することになり、これによりまして市内の全施設が新体系に移行を完了いたします。新体系では日中活動と居住支援サービスを分離することで多様なサービスの提供を目指してまいります。

不足傾向にあります就労支援施設の拡充を図るため、大和地域に就労支援及び生活介護を目的とした多機能型通所施設1箇所(定員20名)これが年度内に開設をいたします。また、平成23年4月1日から障がい者グループホームが浦佐地域内に1箇所(定員6名)、五日町地内に1箇所(定員4名)これを開設いたします。

魚沼基幹病院につきましては、新潟県において平成23年度秋までに実施設計が完了し、年度内に工事が発注される予定であります。また、市立病院の再編につきましては、平成23年度予算において既存施設の調査を行い、施設の有効利用を勘案した施設整備基本計画の策定を行う予定であります。

地域医療再生計画につきましては、二次医療圏内の医師会を中心に組織をされた「地域医

療魚沼学校」を軸に、基金事業を活用して住民に対する啓発等を行ってまいりたいと思っております。

子育て支援事業であります。平成22年度に次代の社会を担う子どもの成長を社会全体で支援する観点から創設されました子ども手当につきましては、中学校終了までの児童・生徒を対象に一人月額1万3,000円の手当を支給しておりますが、平成23年度から3歳未満については2万円に増額をされます。これにより子どもの健全育成と子育て世代の経済的支援を行ってまいりたいと思っておりますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように関連法案の成立が危ぶまれておりますので、全く予断を許さないという状況になっていることをご理解いただきたいと思っております。

保育園の施設整備につきましては、大崎保育園の大規模改修を実施するとともに、西五十沢保育園の耐震診断を行います。また、平成22年度末で閉園する藪神北保育園の解体工事等を実施いたします。

余川保育園の改築につきましては、昨年、10月中旬に六日町幼稚園を運営しております学校法人里咲学園から余川保育園対象区域を取り込んだ幼保連携型の「六日町地域認定こども園（仮称）」計画の提案を受け検討の結果、建設時の負担あるいは今後の運営費等を総合的に判断し、当計画を推進するため必要な補助金を計上いたしました。

子ども医療費につきましては、県単で対象外の二人以下の子どもを有する世帯の全子及び所得超過世帯全子について市単独で医療費助成を行い、昨年9月から小学校卒業までこれを対象としております。さらに本年4月診療分から窓口無料の年齢を引き上げ、5歳の誕生日まで、入院、通院とも一部負担金を全額助成させていただきます。これは受診率の高い乳幼児期の子どものを育てている子育て世代に対し経済的な支援をするものであります。

第2教育・文化についてであります。

学区再編につきましては、城内、大巻、五十沢の三中学校区と上田地区で、集落懇談会のご意見等を参考に、平成23年度はより深い検討をしたいと考えております。様々な分野の代表の方から集まっておいただき、教育を考える会として進めていく予定であります。

引きこもり、不登校など、子ども・若者の抱える問題の深刻化から平成22年4月1日に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。当市においても、子どもあるいは若者をめぐる環境は悪化し、抱える問題は深刻化していることから、乳幼児から就労に至るまで切れ目なく総合的に支援を行うため、「南魚沼市子ども・若者育成支援センター」を設置し、教育支援事業の実施、情報の一元化により関係機関と連携して個々に応じた育成支援を行ってまいります。

図書館整備計画につきましては、六日町駅前ショッピングセンターRARAに図書館を含めた複合施設の整備を進めるとともに、駅前全体の活性化を図るため、駅前広場を含めて検討を進めてまいります。

トミオカホワイト美術館の経営母体であります（財）八海山「白の世界」文化村が財団が解散をいたしますので、市がその資産を引き受け、美術館の運営を引き継いでまいりたいと

思っております。

第3 環境共生についてであります。

廃棄物処理業務につきましては、この4月から今までのごみ処理体制を大きく見直すことといたしました。ごみカレンダーにつきましては、視覚障がい者対策を盛り込みながら、市としての統一化を図り収集体制を一体化したものにいたします。可燃ごみ施設の延命策と経費節減及び一市二制度解消の取り組みとして容器包装プラスチックの分別回収を始めます。その他、休日を利用した資源物の拠点回収の拡大、事業系廃棄物の回収体制の改善、高齢化社会に向けた粗大ごみ回収方法の見直し、ごみ処理施設の年始を除く無休体制などを行ってまいりたいと思っております。また、廃棄物の減量化を政策的に推進するため廃棄物減量化等推進審議会を設置させていただきたいと思っております。

し尿処理業務の安定化を保持するため、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」これは合特といわれております。これによります合理化に取り組み、今後5年程度の間、くみ取り料金の口座振替導入、委託料金単価の引き上げ、計画収集体制への移行、委託料金の従量制から定額制への転換を実施し、あわせて、同法第2条に定めます事業者へ可燃ごみ処理施設運転業務の一部を委託したいと思っております。し尿処理施設の今後の運営方針につきましては、下水道処理施設の有効活用もあわせ魚沼市と連携して調査を行ってまいります。

廃棄物の不適正処理や不法投棄、無料回収などにつきましては、地域住民との連携を密接に、県環境センターや警察署の協力を得ながら対応してまいります。廃棄物処理関連予算の適正管理のため、今まで施設ごとに設定をされておりました一般管理費につきましては、平成23年度予算から統合させていただきましたのでご理解をお願い申し上げたいと思っております。

第4 都市基盤についてであります。

政権交代後、新政権がゼロから取り組む最初の本予算である平成23年度予算においては、既存の事業を抜本的に見直し、国土交通省成長戦略の実現を始め、確固たる戦略の下に大胆に予算を組み替えることにより、新たな時代に対応する国土交通行政へと大きく転換を図るというふうにしております。本予算は真に必要な社会資本整備の着実な実施に向けまして、極めて厳しい財政状況の中、地域経済に与える影響や、平成22年度における削減の改革の姿勢の評価等を踏まえまして、公共事業関係費は内閣府計上の地域自主戦略交付金に移行した額も含めて4兆6,022億円、対前年度比96%を確保したところであります。また、地域主権の確保に向けた取り組みといたしまして、投資補助金の一括交付金化に伴い、社会資本整備総合交付金の都道府県分のうち3,760億円を地域自主戦略交付金に移行するとともに、同交付金の抜本的見直しによりまして、現行の4分野、活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援を一つに統合いたしまして、一層柔軟な予算流用を可能にするなど、地方の自由度・使い勝手をさらに向上するというところとしております。

平成23年度直轄事業の国道17号浦佐バイパスは平成24年度一部供用に向けて、水無川橋上部工として2から4億円、八箇峠道路は南魚沼・十日町両工区のトンネル工事を中心とする事業促進として20から25億円、六日町バイパスにつきましては八箇峠トンネルの残土を利用した小栗山地区の工事促進及び用地買収推進のためこれは0から2億円とこういう配分になっているところであります。

また、平成23年度予算に向け直轄事業の個別公共事業評価及び総点検結果が2月1日に発表されたところであります。ご承知のように六日町バイパスにつきましてはBバイCが1を割ったことから再評価を行うこととしておりますが、ただし、残事業費に対するBバイCは1.7でありますので、事業凍結された場合は損失が大きいことが想定されるため、事業継続に向けて検討を進められているところであります。他に国道291号坂戸バイパス、八海橋の架替え等、各種国県事業につきましても関係各位のご尽力をいただきながら整備促進に努めてまいりたいと思っております。

市の公共事業は継続事業及び早期完了予定の事業並びに緊急性等を考慮して優先配分し、地域住民の安全性、利便性の向上とともに快適な生活環境の確保を図るため積極的に道路事業などを進めてまいりたいと思っております。また、地域経済の活性化を促進するため、昨年度に引き続き「住宅リフォーム事業」を実施し市民の生活環境の向上を図ってまいります。また、国が進める新たな生活交通に対する補助制度の対応するため、「南魚沼地域公共交通確保維持改善協議会」これも仮称でありますこれを設立いたしまして、基幹病院を中心とする市内医療機関の再編なども見据え、南魚沼市の特性に応じた持続可能な公共交通のあり方を検討してまいりたいと思っております。

上水関係では、給水サービス水準の統一、管理の一元化、維持管理経費の縮減を通じた経営効率化を図ることを目的といたしました国の補助対象事業の遠隔監視システムの整備事業が3か年計画の最終年度となりました。新施設への移行に際しましては、既存の機器設備と整合性を図りながら安全・円滑に作業を実施させていただきたいと思っております。また、栃窪・岩之下地区に布設されております配水管が、昭和43年の創設当時の石綿管・塩化ビニール管のままでありまして、老朽化が激しいため、昨年度に引き続き2か年計画によりまして、国庫補助対象事業として布設替えを行い安全供給に努めてまいりたいと思っております。

第5に産業振興についてであります。

はじめに農業関係であります。平成22年産米の品質低下要因等について「平成22年産米の品質に関する研究会」の研究結果が発表されました。新潟米の品質低下の要因につきましては、第一は過高温が続いたことと降雨が少なかったことであり、それに加え稲の初期成育が悪く、その後の急激な気温上昇により草丈が伸長したことで穂肥が施用できず、結果的に栄養不足の状態でも過高温を迎えたことが白未熟粒の発生につながったものというふうに結論付けられております。また、高温時の対策として、深耕・施肥をはじめとしたきめ細かな栽培管理などの対策が示され、今後とも消費者の信頼を獲得していくために、食味を維持しつ

つ、一定の品質を確保していく努力が重要であります。引き続きJAなど関係機関と連携し指導に努めてまいりたいと思っております。

生産数量目標でありますけれども、平成22年産水稻の作況は全国で98となり収穫量は824万トンで供給過剰状態が続いております。このため、国は全国水稻生産数量目標を平成22年産米より18万トン少ない795万トンに設定し各県に配分をいたしました。新潟県は9,450トンの減となり、本市に対し昨年比約1,017トン減の2万1,410トンが生産数量目標として通知をされたところであります。配分率が少なくなった要因は、平成22年6月末の魚沼産コシヒカリの在庫が多いことが一番であります。南魚沼産米の販売実績が在庫はほとんどないということでもあります。このことが適切にこの販売実績に反映されないということでありまして、これは極めて残念でありますし遺憾な結果であります。両協議会では、市からの生産数量目標に基づき協議を経て、農家への配分をさせていただくところであり、農家各位のご理解とご協力をお願いする次第であります。

平成22年度からはじまりました「個別所得補償モデル事業」は平成23年度から「農業者個別所得補償制度」として米の所得補償交付金に加え畑作物の所得補償交付金などに拡大し、本格実施をされるというところであります。

林業関係についてであります。資源循環型の森林整備の促進及び林業・木材産業の活性化と定住促進を図ることを目的といたしまして、南魚沼市内産の杉を使用した住宅等に対して木材購入額の一部を補助する「南魚沼の木で家づくり事業」を実施する予定であります。本事業によりまして地域林業の振興とそして定住促進が図られるよう期待をしているところであります。

次に、商工観光についてであります。雇用環境につきましては、景気はやや回復傾向にあるものの依然として厳しく、全国の12月の失業率は前年と同じく5.1%と高い、そして今春卒業予定の大学生の就職内定率は昨年12月現在で68.8%と、学生を取り巻く雇用環境等も依然として深刻な状況であります。ハローワーク南魚沼管内の12月の有効求人倍率は、季節需要もあったということではありますが1.23倍と前年同期の0.66倍を上回っております。先行き不透明で予断を許さない状況でもありますが、雇用対策は重要な課題と認識しておりまして、国の雇用創出特別基金事業などを実施して雇用の創出や企業情報の収集に努めてまいりたいと思っております。国の雇用・能力開発機構の廃止に伴い、魚沼地域職業訓練センターについては無償で譲渡を受けることといたしましたが、より有効活用を図り雇用の促進につなげていきたいと思っております。

今泉博物館の有効活用と利用活性化に向けた観光交流拠点整備事業につきましては、国の平成22年度予算の活用によりまして全体の予定を繰り上げ、平成23年度中にほぼ整備を完了する計画で準備を進めております。

旧天地人博会場を利用して開催いたしました「戦国EXPO」には、観光客を始め全国から5万8,000人を超える人々からおいでをいただきました。天地人博には当然遠く及びませんでしたが、経済効果と南魚沼市の名を全国に発信できたことこういうことだと思ってお

りますし、地域の活性化に取り組む組織の連携がより一層深まったものと思っております。今後も貴重な人材や観光資源をさらに活用、発展させ活性化につなげていく必要があります。このため、「天地人」を契機に立ち上げていただきました「愛プロジェクト推進事業」を引き続き展開してまいりたいと思っております。その一環として、平成23年度は坂戸城築城500年記念事業やコンテンツ・ツーリズム推進事業などの支援を行ってまいりたいと思っております。

低迷しておりますスキー観光の活性化やグリーンツーリズム事業の推進など、多方面にわたる観光振興事業を実施するに当たり、関係機関・団体、そして市民が一体となって取り組まれるよう努力をしてまいりたいと思っております。

第6に行財政改革についてであります。

本庁機能の集約による事務効率向上を目的として、9月までに福祉保健部が本庁舎に移行してまいります。配置場所につきましては、福祉課と子育て支援課を本庁舎1階に、保健課は現保健センターに配置をいたします。また、旧JAビルの2階には産業振興部及び農業委員会を、3階には国土調査室を配置したいと思っております。現国土調査室は、移転終了後一部改修を行い議会委員会室として使用いたします。これに伴う本庁舎及び保健センターの事務室改修費を当初予算に計上させていただきました。

加えて、多様化、高度化する行政ニーズに対応するため機構改革を実施いたします。まず市民の皆様への情報提供と市民の皆様からのご意見ご要望を市政に反映するといった広報広聴と秘書の機能を一層強化充実すべく総務部内に「秘書広報室」を新設していきたいと思っております。

また、幼児期から青年期までの子どもと若者の支援を行うため教育委員会に「子ども・若者育成支援センター」を新設し、不登校や支援が必要な子ども達や若者とその家族の相談窓口の強化充実にも努めてまいりたいと思っております。ここのセンターには管理職としてのセンター長と職員1名を配置させていただきます。福祉保健部やふれ愛支援センターなどの関係機関との連携によりまして効率的な施策運営を進めてまいります。

病院関連につきましては、先ほど申し上げましたが城内診療所を病院事業部局から市長部局に移動し福祉保健部保健課の出先機関の診療所とさせていただきたいと。なお、診療所長はそのまま設置をさせていただきます。

平成19年4月1日に制定しました市民の規範たる「南魚沼市民憲章」、平成20年10月1日に制定し、記念碑を建立します市歌「時代新たに」につきましては、引き続き普及・推進活動に取り組んでまいります。

市内12地区で活動が展開されております地域づくり協議会につきましては、六日町地区を除く市内11か所の地区センターを拠点として、それぞれ地域の自主性を尊重しながらコミュニティ活動の活性化に努めていただいております。平成23年度におきましては、公民館の分館事業との一体化をさらに進めるとともに、人口による傾斜配分を導入し交付額を増額いたします。今後とも地域の活性化に向け支援をしてまいりたいと思っております。

広報広聴活動につきましては、平成22年度に更新いたしました公式ウェブサイトの新システムを活用し、市報とあわせ、より一層内容を充実させた情報提供に努めてまいります。また、今後も市民ふれあい講座や市政モニター制度の活用、市政ポストによる市民の声など広く広聴の窓口とし、市政に反映してまいる所存であります。

以上、新年度を迎えるに当たりまして、主要な施策について概要を述べさせていただきました。

経済・雇用情勢は、いまだ厳しい状況にあります。この状況を克服するには、市民と行政が知恵と力を結集し、当地域の活力を増幅させる必要があります。具体的には、「住宅リフォーム事業」、「南魚沼の木で家づくり事業」など、市独自による雇用を創る取組が挙げられます。また、潜在的に需要の大きい医療・介護分野などは、今後の魚沼基幹病院を核とした医療体制の構築の中で、雇用創出を図ることができるものと考えております。そして南魚沼市が真に自立した自治体として魅力にあふれ、南魚沼市民であることに誇りを持ち、「ここに生まれ住んでよかった」と思っていただけのように、議員各位を始め市民の皆様と真摯に議論を重ね、まちづくりを進めてまいる所存であります。

最後に、引き続き議員各位並びに市民の皆様の温かいご理解とご協力をお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。なお、今定例会に提出しました議案件数は43件であります。内訳が条例14件、予算23件、その他6件であります。皆様方からそれぞれよろしくご審議を賜り可決いただきますようお願い申し上げまして所信表明を終わらせていただきます。

議長 以上で市長施政方針及び行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第1号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。

議会運営委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口議会運営委員長 おはようございます。それでは私ども議会運営委員会に付託されました閉会中の継続調査についてご報告を申し上げます。

平成23年2月21日月曜日でありますけれども委員8名の全員出席と議長、副議長からも出席をいただきました。そして執行部から総務部長、総務部次長、総務課長の3名の出席をいただいた中で以下の事項について調査を行っております。

調査事項でありますけれども、まず平成23年3月南魚沼市議会定例会の運営についてということで、(1)番、付議事件の概要についてということではありますが、これにつきましては皆様のお手元に配付のとおりでありますし、ただ協議の中で議案について委員会に付託をしたらどうだということが数件ありましたけれども、それぞれ協議を行った中では本会議の中で進めていこうということになっております。

(2)の会期及び議事日程についてでありますけれども、これにつきましても先ほど皆様方からご同意をいただいたとおりであります。

続いて平成23年度の当初予算審議の進め方についてということで調査、協議をいたしま

したけれども、これにつきましてもそれぞれの委員から会派を通じて皆様方に説明があったと思いますので、それにのっかって今後進めていくということをお願いをいたしたいと思います。それでここまでで執行部の方については退席をいただいたということでもあります。

続いて請願の取り扱い、意見書の取り扱いについても、それぞれ皆様方会派から担当の委員からご説明があると思います。

続きまして6番の一般質問の取り扱いについてということでもありますけれども、今、従来どおりの形とそれから一問一答方式ということでもなされていますけれども、これについて今後また一問一答方式について、きちんと委員会あるいは各派代表者会議の中で今行っていること、されていることの検証といえますか、このままの一問一答方式のままでいいのか、あるいは多少の見直しがあるのかということについて検討、検証をしていきたいということでお話が出ています。これについては今後そのことについても、またいろいろと皆さん方で話し合いを進めていこうということになっております。

続いて7番の委員会条例の一部改正についてということでもありますけれども、これにつきましては先ほどの市長の所信表明にもありましたが、城内診療所を病院事業会計から市長部局の方へ移行するという中で、そういった条例が通れば私どものそれぞれの議会の中の委員会の所掌事務の絡みで、多少の文言の変更が必要になるのではないかとということで、この件につきましてもそれぞれ皆様方に協議をお願いするということで、持ち帰っていただいておりますのでよろしくをお願いいたします。

続いて8番の退職の挨拶についてであります。このことにつきましてはこの3月末をもって退職される職員の方々につきましてですけれども、この議場での退職の挨拶につきましては、指定席のある方々4名ということでご挨拶をいただくということで決しております。

続いて閉会中の議会運営委員会の開催についてということでもあります。これにつきましてはまた今後6月定例会があるわけですが、それ以前にもし臨時会等があればまた私どもの方で調査を行っていきたいということでもあります。

3番のその他ということでもありますけれども、この中ではそれぞれ議会の広報等でも議会の会期日程等について市民の皆さんにお知らせしているわけですが、なかなかきちんと確定しない中で皆さんにお知らせしているわけですが、そのこととまた市民の皆さん、大勢のみなさんから議会の傍聴をいただきたい、関心を持っていただきたいということとの間、どういった広報の仕方がいいのかということで、それぞれちょっと協議をさせていただいております。そんなことで以上、閉会中の議会運営委員会の調査の報告をさせていただきました。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

山田 勝君 議会運営委員会の中で城内診療所が市長部局に入ることではありますが、そうすると単独予算、そこに特別会計として出るわけですが、予算審議におきまして非常に社会厚生委員会に偏っているような気がするのですが、それに関する質疑はありませんでしたか。

樋口議会運営委員長　そのところについてのどれをどうということまで、このたびは話として出ておりません。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議　長　総務文教委員長・関　常幸君の報告を求めます。

関総務文教委員長　おはようございます。総務文教委員会の所管事務調査についてお手元の資料に沿いましてご報告申し上げます。

調査は1月24日に行いました。調査事項は5件、委員は8名出席で1名欠席です。議長からも出席いただきました。調査事項、調査の状況、調査の内容は1ページに記載のとおりであります。

調査事項1の美術館収蔵品の現状の保存状況と今後についてであります。来年度今泉博物館は観光交流拠点施設として、トミオカホワイト美術館は財団白の世界文化村はこの3月に解散するという新たな動きのある中で、美術館収蔵品及び収蔵庫の保管状況について現地調査も含め調査いたしました。

池田記念美術館では佐藤館長、広田学芸員より、トミオカホワイト美術館は長谷部館長、高石学芸員より、棟方志功アートステーションでは金井産業振興部長、商工観光課長より説明を受けました。今泉博物館は時間の関係で現地調査は行いませんでした。

資料2 1ページをご覧ください。各美術館の主な収蔵品、建物面積、展示室、収蔵庫等の面積が記載されております。説明で来年度策定する文化振興計画の中で美術品の所蔵の点数、どこに所蔵するか等を明確にしていきたい。そして収蔵状況の悪い棟方志功の作品については、今泉博物館に収蔵庫が整備された時点で移したいと説明があり、質疑に入りました。

質疑は9件ありました。主な内容といたしましては、今泉博物館の収蔵庫の設備や管理状況について、棟方志功の収蔵庫は移すとして棟方志功の展示場所について、今泉博物館の収蔵庫のグレードは、今の今泉の収蔵庫よりいい収蔵庫の整備を、そしてトミオカホワイト美術館は財団の解散に伴い市で引き受ける等のスケジュールについて。解答につきましてはここに記載されているとおりであります。

5ページ、調査事項2の教員採用(魚沼地域限定枠採用)についてであります。24、25ページをご覧ください。魚沼地域限定の教諭採用方式を導入した経緯、魚沼枠採用した場合の採用比率の予想と影響について、教育長、学校教育課長より説明を受けました。

魚沼地域出身の教諭が少ないということで県内でも教員確保困難地域になっており、現状の制度では若い教諭の占める割合が高いというそれらを改善するために、23年度より導入することになった。魚沼地域枠の採用で学力を向上させようという取り組みであり、魚沼枠の採用に期待しており23年度採用の場合は59歳まで受験資格があった等々の説明を受け質疑に入りました。

質疑は6件であります。主な内容といたしましては記載をされておりますが、魚沼採用枠

の比率は10パーセントであるがずっとそのままでいくのか。そして魚沼梓は学力という視点から考えたとき弊害はないのか、美術等の教諭の魚沼梓での採用は、というような主な質問でありました。回答につきましては6ページ、7ページに記載をされております。

9ページの3の調査項目、大原運動公園整備についてであります。資料の26ページをご覧ください。企画政策課長より説明を受けました。設計業務委託の状況や進捗状況、そして29ページの大原運動公園の市の整備方針について説明を受けました。この内容については先月の2月16日の議会全員協議会で説明がありましたので割愛いたします。

質疑は8件であります。主な内容は駐車場に関する事、多目的グラウンドの照明について、公式野球場と考えていいのか、用排水対策、遺跡の問題。少年野球は2面ですが1面は人工芝、もう1面は土と人工芝ということについて。100メートル走もしっかりしたもの、400メートルコースは取れないのか、多目的グラウンドであります、冬期間の利用について等の主な質問であります。

調査項目4の13ページにあります図書館整備についてであります。資料の31、32ページをご覧ください。31、32ページについては社会教育課長から、33、34ページは産業振興部長から説明を受けました。

整備計画の状況では、パブリックコメントの実施状況、それからナグモデザイン事務所に調査企画委託に出した。そして23年度に基本設計、実施設計、24年度着工、開館に向けた体制づくりや開館時には15万冊の整備計画、現在10万冊であります等の説明がありました。

そしてララ内に図書館を整備することについての課題であります、34ページの5点について説明をいただきました。特にその5点の中でテナント退店の問題、図書館分の市の所有形態と所有面積とか、高度化資金借入金の繰上償還の問題等々の説明をいただき、質疑に入りました。

質疑は8件です。主な内容は、執行部はララ図書館のイメージをどんなふうにしたのか。図書館整備がララの救済であれば間違いで、図書館に最適の場所なのか。応札がナグモ1社ということについて。ララ内に図書館整備するということは大きな課題があるが24年度着工できるのか。館長について。図書の購入先について。図書館を建設する以外の経費等々について質疑がありました。

調査項目、その他であります。条例の廃止と制定の説明につきまして学校教育課長より説明がありました。浦佐幼稚園廃止に伴う条例の廃止と今ある教育支援センター、子ども・若者育成支援センターとして新たに設置するための条例の制定と併せて今の青少年育成センターをこの中に包括するために、青少年育成センター条例の廃止というような説明でありました。以上で総務文教委員会の報告を終わります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。いただいた資料の4ページ、トミオカホワイト美術館についての管理という部分と、もう1点ございますけれども、1点目管理

という中で、答弁の中でそういうことで部内での協議をしており今後指定管理でやっていければと考えているという、そういう答弁ありますけれども、市の方からはこれをさらに踏み込んだ形でトミオカホワイト美術館そのものを更地にしてといたしますか、池田と今泉等々についてこちらを活用しながらやっていくというようなことについての深い説明があったかどうかちょっとお伺いします。

もう1点は図書館についてであります。いただいた資料15ページ、高度化資金を借りてという部分の中で中段以降でしょうか、図書館に売却後のショッピングセンターの運営については、全体の面積、区割り、テナントの状況がはっきりしない中では収支計画ができないということで、会社の方からはまだいただけなかったという部分もあります。

これに関連しまして、いただいた資料19ページ中段ですが、質問が図書館をつくるための持ち出しは3億5,000万円ぐらいが必要だと考えてよいのか、という部分についての答弁の中で、市の方では4割を買う場合に特例債を活用しても説明のつく価格でないと納得いただけないので、会社側が簿価といっても実勢価格で買わなければならないという状況もある。これを今後検討していくという部分でありますけれども、これを見ますと、ではその後市へ売却した後、街づくり会社自体がどういう経営をやっていけるのかというところについての質疑と、それからこうであろうという部分は、街づくり会社自体が出てこなければ説明できない部分でありましようけれども、今後の街づくり会社自体の経営についてどうだというような質疑はなかったか、以上2点お伺いいたします。

関総務文教委員長 最初のトミオカホワイトの件のその後のことにつきましては、詳しく説明がありました。ここに載っているとおりでありますので説明はしっかりとありました。

それから今の後段のララ内の図書館整備につきましては、その後のことにつきましては詳しく説明がありました。ここに載っているとおりでありますので、説明はしっかりとありました。それから今の後段のララ内の図書館整備につきましては、前段は質問と回答を今言ったとおりであります。街づくり会社の経営状況等については、深くは触れられておりませんでしたし、そういう深いやりとりはありませんでした。以上です。

笠原喜一郎君 2点お聞きをいたしますが、最初に教員採用についてお聞きをいたします。6ページのところで学力調査について結果の報告があったということで、資料が25ページに出ているわけですがけれども、この結果について教育委員会の方からどういうふうな認識をもって説明をされたかお聞きをしたいと思います。

若干低いとかというような部分で今まで聞いていたわけですがけれども、確かにここの標準化をした点数で見ると90何点だとかというふうになっているわけですがけれども、その下にある平均正答数等を見ますと、なかなかやはり厳しい数字かなというふうに感じるわけです。どういうふうなこの学力調査についての説明があったかをお聞きいたします。

それから図書館についてですがけれども、今、前者も質問がありましたけれども、これはまた商工観光の部分となかなかリンクしませんので答えられないかと思いますが、ただ1点だけ、図書が1万点ほど寄贈があったというのが載っていました。具体的にどこからそんな寄

附が行われているのか、そういう説明をちょっとお聞きいたします。

関総務文教委員長 1点目の教員採用の学力調査のところの資料でありましたけれども、それについての説明はありませんでした。添付資料としてこういう状況ですよというような、これについての説明はなかったです。

そして図書館についても、1万冊のものについてどこからかというようなことについての説明もなかったし、質問もありませんでした。

笠原喜一郎君 ないと言えればそれっきりですけれども、調査でありますので私はやはりもう少しその辺をやっていただきたかったなというふうに思っていますし、教員の魚沼梓については極端に言えば、ではなぜかといったときにはその学力がこの地域は非常に低いというところから出てきた話ですね。学力がでは一体どのくらい低いかという部分をきちんと把握をしなければ、そのところに私はなかなか結びついていかないのかなというふうに思っていますので、今後またきちんと調査をしていっていただきたいと思います。

それから図書館のその1万冊についてどこからという説明もなかったし、また聞かなかつたということですので、それはそれで仕方ない、ここではそれしか言いませんけれども。ただ、これから図書館を市民の図書館にしていくためには、私はやはり市民が持っている図書も活用したり、あるいはそこに携わるという形の図書館にしていかなければ、つくっておしまいだということではないわけです。私はそういう視点でまたこれからも委員会の中で調査をしていっていただきたいというふうに思います。

関総務文教委員長 ただいまの質問についても委員の皆さんはそういう気持ちで会議には当然臨んでおります。魚沼教員梓の問題も学力は低いわけだから、そういう問題で調査しているわけでありまして。今回はこの場所では説明は受けなかったというような形の中で、委員会としてもこの問題については議論しているところで、今回はなかったというような形でありましてご理解願いたいと思います。同じように図書館の問題についても、相当数市民の皆さんにお願いをして図書が1万冊も来ているあるわけでありまして。それらの利用等々についても十分委員の皆さんが理解をしていて、今回の中ではなかったという報告であるわけでありまして、そういう報告をさせていただきました。

岡村雅夫君 若干だぶりますけれども、4点ほどになるかと思いますがお聞きいたします。4ページのトミオカホワイトの件であります、これについてはもう11月、12月ぐらいから当局の方から話があったと思うわけでありまして、この中に答えで指定管理制度を取り入れてやっていければと考えているということでありまして、こういうのは空白を余り作らないというのが常道だと思うのです。そういった説明だとかかなり準備をしていたと思うのですが、ひとつその辺をお聞きします。なぜかと申しますと収蔵庫とかあるいは建物とかかなり年数がたっていますので、リニューアルしてからというような形で、しばらく指定管理の期間まで時間を空けるような話であったのか、ひとつそこをお聞きしたいわけでありまして。

次、教員採用についてであります、魚沼梓で教員の要するに充足をしていく一つの案と

して、この件を採用したということですから、6ページの1行目ですね、潜在的にいる方が教員になるので臨時教員の確保が難しくなるという、こういった多分説明だと思うのです。けれども、私は教員になりたくて臨時でしようがなくやっている人がいる例を見ているのです。どうもこういったリンクの仕方をしていること自体は、何か臨時職員が足らなくなるというような、そこの辺の質疑というのはどういうふうにとらえましたか。ひとつお聞きしたい。

私はちょっと逆行していると思うので、門戸を開かれたという考え方を持てばもっと応募者が出てきて、臨時をし、本採用になっていくという方が増えるのではないかなというふうにとらえるのですが、そういった説明はどういうふうになっていたかひとつお聞きいたします。

それから大原運動公園で400メートルコース、多目的グラウンドですね。今現在は多分400メートルになっていて、その中にサッカー等がやられているわけではありますが、私たちが視察したときには400メートルのトラックの中でも、少年コートが2面とれるというような、そういったこれからの時代の流れがあるというような話の説明を聞いたかと思うのです。そうすることによってこの貴重な400メートルというものを残すことが、私は前面にあるべきだなというふうに思ったのですが、100メートルのコースを作っても100メートルだけ練習するのではなくて、バトンパスとかそういうものを練習するには400メートルが必要なわけだというふうに私は思うのですけれども、そういった議論がなかったのかどうか。ただ、執行部の方針がこうであったというだけなのかひとつお聞きいたします。

もう1点、図書館をつくるについて。16ページですけれども後段のクエスチョンですが、図書館をつくるのが街づくり会社の救済だという話がということで、そうではないというような話のやりとりだと思うのですけれども。私はもう誰しも認める、街づくり会社が大変な状況であるということは、これはわかると思うのです。それをやはり赤裸々に出して委員会等で調査をしていただきたいというふうに思いますが、そういった考え方の質疑がなかったかどうか。

そうしてまた駅前の活性化がどういふふうになるかということにつなげていただきたいと私は思うのですけれども、その点やはり触れないのではなくて、おおいに触れて対処していくという形が私は必要だと思うのです。そういう点でこういった質疑がなされたかひとつお聞きいたします。以上です。

関総務文教委員長 1点目のトミオカホワイトの指定管理者との空白の期間であります。当然説明がここはきちんとあったわけではありますが、この中にも書かれておりますけれども、財団の経手とか清算によっては質問の中でも当然4月1日からであれば今議会に指定管理者が出てこなくてはいけないのではないかと、ということがあったのですけれども、財団のこれからの中ではそれ以降になるだろうということで、そうなれば4月1日からは市でしっかりと管理いたしますと。指定管理者にするかどうかも含めて、これから私どもに提案があるわけありますので、そういうことであります。

それから教員採用枠の中で臨時が足らなくなるのは云々というところではありますが、このところもしっかりと説明があって私どもは理解したわけであります。採用も59歳までということでありますので、現状であるとそういう40とか50の皆さんが臨時的に来ていた方、そういう方が今回正職として魚沼枠で採用されるわけであります。魚沼枠の場合はそういうことが起きるかもわかりませんよ、というふうな表現でしっかりと説明がありました。

それから大原運動公園のこの100メートルのコースと400メートルのコースについても、非常に議論がありました。100メートルもただつけばいいよということではなくて、しっかりとした走路がなくてはいけないというような形。それから400メートルについても普通トラックは400メートルだから市が出している400メートル以上、外周は600でしたか、そうではなくて400メートルにやれないのかというような意見も相当あったところであります。そういう、ありました。

それから図書館のところでありまして、当初私どもの所管としては、ララの問題、経営まで入るのは所管外になりますので、産建委員長の了解を得て資料をもらってきてあります。そういう中で内容について説明を受けまして、そういう関係でありますのでララの経営については、私どものところとしては説明は受けましたけれども、それについての質問とかはなかったです、少なかったです。説明を聞くだけというような状況であります。以上です。

岡村雅夫君 1番目の問題ですが、市でしっかりと管理するというところでありますが、あそこには学芸員もいましてそれなりに二人体制でしたかそうしてやっているのですが、そういった方々が続けてしっかりやるというのならわかるのですけれども、市がきちんとやるということ自体がどうもその辺がわかりませんので、今後の調査に期待しておきます。

次、教員の採用の問題についてですが、やはりこの動向はひとつきちんと今後も調査をしていただいて、なかなか仕事のないこの時勢でありますので、若い方々が大学を卒業し教員を目指して勉強してきた人たちがスムーズにこういった形で移行できるような、そういったの見込んだ政策であってほしいなというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

400メートルの議論があったという話であります、これについてはやはり600メートルなり500何十メートルという論に入る前の、その400というのはどういうものなのかという、どういう意義があるのかということをやはり調査をして指摘していただきたいなというふうな思いで私質問しましたのでひとつ。とってつけたような100メートル4レーンというのはいかがなものかというふうに思いますので、今後もひとつ調査をお願いします。

それで今、質疑の中で最終的な図書館のララの問題ですが、産建の所管というような言い方をしましたが、私はそうでなくて財政にかかわることであります。出資金もかなりしている会社でありますので、やはり総文でやるべきだなというふうに思いますので意見を申し上げておきます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 休憩といたします。休憩後の開会は11時15分といたします。

(午前11時01分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時16分)

議長 産業建設委員長・牧野 晶君の報告を求めます。

牧野産業建設委員長 それでは産業建設委員会の報告をさせていただきます。閉会中についての報告をさせていただきます。

期日は1月31日、月曜日です。委員全員の出席そして議長の出席で行いました。執行部の方からは産業振興部長、建設部長、商工観光課長、農林課長の出席を求め、現地調査及び事務調査を行いました。なお、調査事項は今回3点ありますが、米政策についてはJA魚沼みなみさんとJAしおざわさんへ参考人出席を求め、JA魚沼みなみさんの方からは営農部長と営農企画課長、そしてJAしおざわの方からは営農課長と米穀課長の出席がありました。

調査事項1、米政策について。2、通学路の歩道除雪について、こちらについては現地調査を行いました。3、八海山観光施設について、こちらについても現地調査を行わせていただきました。それでは日程に沿って報告させていただきます。

まず最初に、米政策についてであります。産業振興部長の方から資料に基づき説明がありました。資料は13ページから19ページとなっております。平成22年度米の品質低下要因、こちらについて品質向上対策について説明がありました。また、平成23年産米の生産数量目標についての説明もありました。TPP、包括的経済連携に関する基本方針等について、TPPのことについて等の説明もありました。そしてJA魚沼みなみさん、JAしおざわさんの方から出席をしていただきまして、いろいろな質疑をさせていただきましたが、幾つかの質疑を報告させていただきます。

資料2ページに書いてありますが、JA魚沼みなみさんの方では平成22年産米の集荷量については、13万7,500俵ということでしたが、品質が悪かったためカントリーエレベーターで品位保留された分が3,500から4,000俵あり、合計で14万1,000俵の集荷量となっているということで、21年産米に比べ2万俵少ない状況だったということになります。

また、出荷量の13万7,500俵のうち、全農販売と比率については独自販売の方が非常に多い販売になっておりまして、独自販売分での生産は最終に2万123円となり全農分より1,455円高く精算できたということで、さらに今後も独自販売の比率を高めて農家生産を高めることに役立てていきたいという説明をされました。

JAしおざわさんの方でも作況指数95ということの中で6万9,000俵弱、22年産米の集荷がありました。12月末現在ですが、そのうち約3万8,000俵が独自販売分で既に終了し、全農販売分は3万俵、生産者にこちらの方も多くお支払いしたいという心掛けの中で独自販売を行っているということで、JAしおざわさんの方でも少しでも独自販売を増や

していきたいというふうな説明を全体的にされておりました。

T P Pの考え方についての説明もありました。考えを述べていただきましたが、やはり昭和39年の森林関係を全て自由化したことを契機に森林関係は産業として維持できなくなったということを前例に挙げて警戒しておりました。

また、次のページというか4ページ入りますが、ブランドとしてのコシヒカリについてです。色彩選別機等の導入により1等米になるべく仕上げて出荷しているため、比率としては25.4パーセントだったのですが、カントリーに入れたものは色彩選別機で51パーセントでしているということをしてJA魚沼みなみさんの方から説明がありました。

しおざわさんの方でも同様の、数字については全然違う点がありますが、品質低下、米価下落で農家は非常に苦慮している、塩沢地域にあった栽培指導を進めたいという説明をしておりました。今年度から魚沼管内で統一された食味計を導入し、食味計について通信簿という形で農家の方々に返すように作業を進めているという説明をされておりました。

販売戦略と市場開拓については、ちょっと先ほども触れさせていただきましたが独自販売をしていきたいという中で、今後精米販売の方を現在JA魚沼みなみさんの方では2万8,000俵程度だが、3年後には約2倍、2倍まではいきませんが5万俵まで伸ばしたいということでした。

JAしおざわさんの方も魚沼みなみと同様に市場開拓をしていきたいということでしたが、私が感じたしおざわさんの説明の中で「ああ」という思いがあったのが、全農さんが販売しているところに、やはりJAとしてしおざわやみなみさんの方から営業はしづらいという説明があるので、本当に新規開拓をしていかなければならないという、要は今まで全農が販売していたところに行ったらちょっと信義のそういうところで問題があるのでというふうな説明があったので、やはり営業というのは大変だなというところが、説明の随所に感じられました。

また、米農家及び米について、将来展望について等の話の中で、農家の所得を考える中で一番かかるのが農業機械だということで、JAみなみさん、しおざわさんの方は、可能であれば農業機械の買い替えについて市の方から助成等をしていただければありがたいということと、天候により1等米比率が変わってしまうこういうふうな状況が今年は非常に顕著に見られたので、色彩選別機の導入の助成をお願いしたい。この導入で魚沼のブランドと農家を育成していきたいというふうな説明がありました。

また質疑、大体今までの説明があったわけですが、その中で幾つかの質疑について説明させていただきます。これは旧塩沢というかJAしおざわ管内ですが、JAしおざわ管内ではBL米よりも在来種の方がおいしいと言っている生産者があり、風評が心配だというふうな話がありました。そここのところのちゃんと調整をしなければ、なかなか地域まとまったの活動ができるのかということをお心配している委員の意見がありましたが、農協さんの方でも一生懸命頑張ってBL米の良さをアピールして認識していただくという説明をしておりました。

また、委員の方からも米が余る、売れない一番の要因、コストについての委員からの意見

として、例えば機械のレンタル、農機具のレンタルというのを取り組めばいいのではないかというふうな質問がありました。農協さんの方ではJA同士による機械のレンタル制度や、例えば機能は制限されるが輸出向けの非常に安価な機械の販売を検討し、取り組んでいきたいという話も出ているということだったので、今後に期待できるような話もありました。

また、今後の園芸との複合、今後の減反対策とかいろいろなところに対してですが、トマトを作っていたり、さつまいもを余り手がかからないで、その点をなかなか指導していければなということをおっしゃっていました。今回農協さんからの話が聞けたのが、大変ありがたかったなというふうに思い、この地域にかける思いを感じられたことに、本当に農協の出席していただいた方々に感謝を申し上げたいと思います。

2番の通学路の歩道除雪についてですが、ちょうどこの31日は災害対策本部が設置された日ではありますが、それこそ非常に雪がたっぷり降っており、全部回りきれぬかなという不安もありましたが見て回りました。この中で非常に見に行くところは除雪がしっかりしているななんていう思いもあつたりしましたし、ただ、やはり車道と歩道の間に歩道除雪してあって壁ができるわけですね。その雪壁が結構高いところが所々あるなというところで、委員の方からも、現地でも質問がありましたし、委員会室に戻ってからも質問がありました。

雪壁が原因で崩れてきたとき子どもに対して危ないのではないかということに対して、基準をつくるべきではないかということだったのですが、特に基準をつくってはならず、可能な限り雪壁の上部を削る、臨機応変に、路線が判明すれば対応を考えていきたいということで、随時やっているという説明でありました。

八海山麓観光施設についてであります。アクティさんから説明を現地でも受けました。そして現地の中では現場を見たとき、何校か3校ぐらいの小学生、中学生の県内の市外の子どもたちが滑っておりました。非常に元気よく滑っていて、ああ、いいなというふうな感じを正直受けた思いであります。

質疑について主なことを話をさせていただきます。施設の老朽化がやはり進んでいるということで心配しているが、リフトの架け替え等の大規模改修が近々あるのではないのか、そのときはどうするのだというふうな質問がありました。老朽化が一番の問題であり、市で大規模修繕を行う場合は8,000万円ぐらいかかるのではないかということで、なかなか大変なことになるので、そのときは営業を続けるかどうかを含めて再度協議して判断していくというふうな回答でありました。

その他については、「農業集落排水事業関連条例改正について」と「市道の認定」、「南魚沼の木で家づくり事業について」、「観光交流拠点整備について」の説明が市よりありました。以上です。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

牛木芳雄君 最初の米政策についてであります。産業振興部長の方からTPPのことについてわずか1行ほどでもって触れられていますけれども、この世論調査の結果のみを話したのか、あるいはTPPについて市はどういう態度でいくのか、どういう方針だとか、感

想あるいは他の事柄について発言があったか、なかったかをお知らせください。

農協、特に魚沼みなみであります。相当もう危機感を持っているということで、ここに発言内容が書いてあります。しかし、質疑応答を見ますと委員の中にその発言がありませんでした。先の議会でも、我がこの議会は全会一致で意見書を提出したわけでありました。ご承知のようにTPPは24項目について協議をするわけでありまして、ことさら農業と経済界の対立のように、あるいは農業保護と国益かのように、今マスコミで報じられております。けれども、そればかりではなくて例えば医療関係もありましょうし、公共の調達もありますし、人的交流もありますし、いろいろな面で大変大きな問題ですけれども、この産建のこの委員会でどのような議論があったのか。あるいは産業振興部長のただ世論調査の結果の発表だけだったのかお聞かせください。

牧野産業建設委員長 産業振興部長からの説明については、資料ナンバー1により説明がありました。また、委員からの意見についてTPPについて、また産業振興部長から両方から深い意見があったかということについてですが、主にアンケートの報告であり、やはり国の方も今のところいろいろな議論がある中で、アンケートが主だったということでの回答とさせていただきます。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、8ページに通学路の歩道除雪ということと詳しく書かれています。歩道の延長それからそこに対して除雪をどのくらいやっているかというのがあるわけですけれども、通学路に指定をされている道路で、まだ歩道が設置をされていない道路があると思えますけれども、どのくらいの割合でまだ歩道が設置をされていないのか。そういう説明あるいは調査がされたかどうかお聞きをします。

牧野産業建設委員長 どのような状況か、通学路の中で歩道が設置されていない状況、そちらについての説明等はありませんでした。質疑説明はありませんでした。

岩野 松君 今の歩道の除雪の、歩道がある、ないではないのですけれども、現在、歩道を除雪してもらっていますが、車道と歩道の間雪の壁が問題だというのが議論されたようです。ここには書いてないみたいですが、それに対しての規制も何でもないということで非常に高く積みあがって、六日町の街中なんかは雪まつりがあるとそのときちょっと除去するというようなケースが多いのです。けれども、それに対して何かこう、これからどうしていきたいとかそういう説明なり何かはなかったのかが一つ。

それから説明の観光交流拠点の中で質疑を見ましたら、やはり道路に面してテナントというかあれが建てられるという考え方について、いかがなものかという意見がありましたが、その議論の深まりとかそういうのはどうだったかお聞かせください。

牧野産業建設委員長 歩道と車道の間壁については、正直現地で質疑がありました。塩沢のところにあった壁は高いけれども、北里のちょっと上のところ行ったところはしっかりきれいになっているな、歩道も広いな、というふうな話もあったりした中で、随時危険だと思えるところはやっている。例えば北里のところもたまたま、危険になる前にカットしたところに私たちが行ったのかもしれませんし、塩沢もそれからしたのかもしれません。臨機応

変に対応しているというふうな回答で、ただ、本当に除雪が一般の道路、そして一般の歩道、普通の歩道でさえ、なかなかこの時期フル稼働している中で、その間のところを本当に強く、強く議論していくのもやはりケースバイケースで。人手と機械は幾らあっても足りなかったのが今年の冬だと思いますし、そういう点を踏まえてのしっかりと臨機対応していくということでの回答とさせていただければと思います。

あと、観光交流拠点についてです。直売所がちょっとわかりづらいのではないかというふうな話だと思いますが、これについては1名から意見がありましたが、これ以上の意見はなかったというのが事実であります。

中沢一博君 最後の観光交流拠点の件ですけれども、今までドッグランの件でいろいろ要望等また陳情等が来ているような状況でございます。それに対して質疑だとか、その後の状況はどうだったかとか、うまくいっているのかとか、そういった説明等をお聞かせいただきたいと思います。

牧野産業建設委員長 今回ドッグランについての質疑はありませんでした。市からの説明もありませんでした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 社会厚生委員長・今井久美君の報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の閉会中の継続調査について報告をいたします。期日は平成23年1月27日、28日の2日間で行いました。委員の出席状況については両日とも9名全員の出席であります。議長からも出席をいただきました。

調査事件であります。1月27日がゆきぐに大和病院について、城内診療所の運営方針について、中之島診療所について、医療対策室の業務について。1月28日が地下水熱の利用について、余川保育園の今後について、国民健康保険について、その他としまして、2日間で8項目について調査を行いました。調査の内容については執行部の出席を求め、各々現地調査、事務調査を行ったものであります。

最初にゆきぐに大和病院についてであります。これは資料19ページにありますとおり病院機能評価に関する施設の改修状況、医療機器の整備状況、これらについて午後から現地調査も行ったものであります。この大和病院については病院事業管理者、大和病院事務部長から資料に基づいて説明を受けました。

(1)としまして公営企業法全部適用とその後の病院運営について。現時点での評価としまして、事務次長を設置し事務部長が医師の確保、外部との折衝、経営を主体的に行うことが可能となった。平成22年4月から医師と看護師の確保を目的に内部に医療チームを立ち上げ、そうしたことから医師の確保はしやすくなったが、経営の改善は思うように進まないというようなことであります。

短期の派遣医師、看護師の採用は柔軟に早く対応できるようになった。足腰の強い体制を

つくるには組織の問題とマニュアルをつくること。一番のポイントは病院機能評価の取得、約800項目を全てクリアしないと認定されない。具体的には34の委員会を立ち上げ組織を横断的に見ることと、地域医療連携室を設置したとこういうような説明であります。

(2)としまして、平成22年度4月から12月の経営状況について説明がありました。入院であります平成21年より1,807人の増、外来が4,959人の減。事業収支については入院、外来の患者数に連動してしまして、平成22年度収益については入院が12億9,798万円、前年度比104.5パーセント、外来が8億7,075万円、前年度比99.2パーセントで推移しているということであります。

事業費用については給与費が17億8,559万円、材料費が4億6,222万円、経費が3億4,700万円。純損失は6,062万円であります。前年度比4,709万円の減となっております。

職員数については1月1日現在で医師と歯科医師あわせ16人、看護職が134人ということで、前年度比6人増のスタッフで推移しているというようなことでもあります。

質疑を行いました。医師確保に関する質疑がかなり出ております。そのことにつきまして良い指導医がいる、プログラムがある、看護師・コメディカルのレベルが高い、良い医療機器がそろっている、住宅やアメニティがきちんとしている、働きやすい環境がある、そうしたものが合致して初めて若い先生から来てもらえる。また、医師は電話では来てくれない。行って会って頭を下げて説明して話をして、それを積み重ねて何年もの蓄積が必要であるというようなことでもありました。

また、基幹病院ができたときに、今、大和病院を運営している方たちが市立病院をどう構築していくのかというような質疑もありました。このことにつきましては、医師がどういう医療をしたいのか、医療資源の確保も含めてプランをつくっていかなければならない。基幹病院が行わない部分の医療を責任を持って対応し、市長から12月までに南魚沼市全体の医療体制についてまとめてほしいという依頼について、大和病院としては9月くらいまでに全員の意見を聞いた上で、大和病院のあり方や、南魚沼市全体の医療体制についてまとめたいと考えていると、こういう答弁がありました。

また、改革プランについても何点か質問がありました。改革プランはつくったところで経営改善が進まない。全国的には自治体間でのやりとりもあると思うが、自治体病院が生き延びる方策、改善策はないのかというようなことでもあります。全国自治体病院協議会があり、約970の県立、市町村立病院が加盟しており、そこでよくアドバイスをいただくということでもあります。当院は人件費比率が70パーセントで非常に高く、改革プランの目標値は52パーセント、それをどうしたらよいかアドバイスも受けているということでもあります。

次にその人件費比率70パーセント、これについても質疑がありました。52パーセント以下が理想であるが、今は70パーセントを超えている。その差額を繰入れでという話は無理な話かお聞きしたい。要求するために根拠のある話だと思いがというような質疑であります。それについては、政策的なことであればお願いできるかもしれないが、年齢構成による

人件費の部分は赤字補てんであり正規な繰入れではないので、努力をさせていただく方がよいと思うと、こういう答弁であります。

次に城内診療所の運営方針についてということで大和病院事務部長、城内診療所事務長から資料に基づき説明を受けました。現状と課題、今後の運営方針そして(3)としまして病院事業会計からの分離による特別会計設置、このことにつきまして平成21年度末一時借入金2億8,000万円、累積欠損金が5億6,600万円。平成22年度の収支予測では約9,000万円がそれぞれ上乗せさせられる。病院事業全体の資金不足を増大させ、資金不足比率の20パーセントへの到達を加速させるおそれがある。基幹病院建設、地域医療再編に対応するため、ゆきぐに大和病院と経営を分離し、特別会計を設置し、創意工夫により経営の充実を図る必要がある。平成23年度から実施を予定しているという説明がありました。

このことにつきまして、やはりこの累積欠損金、単年度で約1億円の欠損金が発生する。これらについてこの後特別会計に移行する中で心配される意見が出ております。このことに対しまして、城内診療所が特別会計に移行すると病院事業会計の負担は楽になる。病院の運営、医師の確保、看護師の確保については、それぞれが独自性を持って院長が主体的に医療方針を決めて行っている。今まで複式簿記で不透明な部分もあったが、今度は収入と支出だけ、収入、支出が明確になるとこういうようなことと、また11.7パーセントの資金不足比率がどのくらいになるのかというような質疑もありました。平成21年度末の数字で資金不足額が4億2,200万円、大和病院分が1億5,900万円、城内診療所分が2億6,300万円、大和病院だけでみた場合5パーセントぐらい、11.7パーセントが5パーセントになるので大分落ちることになるというようなこととあります。

また今後、その特別会計に移った以後の城内病院の運営について、施設の改修も進み修繕もできている。リハビリ機器等も整備されているが、本来内科の医師の診療があって必要なリハビリを行うものである。地域の皆さんがよそへ行かなくても最低限の医療を受けられる環境整備が第一だというようなこととあります。

次に中之島診療所についてであります。このことについては医療対策室長から説明を受けました。指定管理者は「医療法人社団 優真会」。指定期間は平成18年4月1日から28年3月31日、指定管理者負担金は月額30万円。

内科、小児科、外科、皮膚科の診療で平成21年度の運営状況は診療日数267日、延べ患者数が1万9,697人、1日平均73.8人。平成22年度の運営状況は1日平均患者数が増えており、保健予防面から乳幼児健康診査にも協力をいただいているというようなこととあります。

次に医療対策室の業務についてであります。この医療対策室については、基幹病院建設に関すること、医療再編に関すること、地域医療対策調査特別委員会に関すること、休日救急診療所運営に関することの四つであります。魚沼基幹病院については、この後特別委員会の報告もありますので少し話は割愛したいと思います。

次に(2)の地域医療再編について。医療再編に伴うソフト部分の整備事業として、地域

医療連携ネットワークの構築、地域医療魚沼学校の事業化に向けた作業を進めているということであり、「住民こそ地域の健康を守る資源である」を合い言葉に、魚沼の3医師会が行政とともに、市民参加による医療を核として地域再生を目指すことを目的に「地域医療魚沼学校」を設立し、来年度から住民の医療参加促進事業、地域医療研修コーディネーター育成事業を行うということで説明を受けました。

質疑を行いました。やはり基幹病院開院に伴いながら大和病院、六日町病院に関連した地域医療についての質疑が多く出されております。

また、魚沼学校の設立について3魚沼の医師会と行政が一緒になってということであるが、今までと同じような取り組み方では成果が上がらない。行政として、ここに力を入れるという具体的な例があるか。また、市民に対するアプローチをどう考えているのかというような質疑がありました。これに対しまして、今回は行政側から盛り上がったものではなく、医師や医療で働く人たちが先頭に立って、地域に密着して市民を巻き込んでいきたいということで、行政も一緒になってバックアップをしていきたいというような説明であります。

また、地域医療連携ネットワークとはどういうものかというような質疑がありました。この医療連携ネットワークの費用は何億円かかるかわからないが、県の医療再生基金の中で捻出していくと。病院で見たい医療情報と開業医の先生方が見たい医療情報は全く違うレベルがある。病院であれば臓器別の例えばレントゲン写真など、開業医の先生方は血糖値や糖尿病などの管理など、健診情報の履歴を見れば大体ことが足りる部分がある。これらを全部つなげたいということで、今、医師会を巻き込んで話をしている。3魚沼全部でつながって、最終的には基幹病院に中心となるサーバーができると一番いいというようなことでもあります。

次に1月28日、地下水熱の利用についてであります。これは午前中に上町の「豪雪地域クリーンエネルギー活用住宅」、また昨年つくった西泉田の市営住宅集会所の融雪状況、またクリーンエネルギー活用住宅では住んでいる奥さんの話も聞いて現地調査を行いました。

このクリーンエネルギー住宅であります。地下水熱を利用した屋根融雪・冷暖房の住宅を建設し、太陽光発電設備と風力発電設備を設置して、クリーンエネルギー活用住宅として定住人口増加の呼び水としたいということで事業が始まっております。住宅入居モニターを募集し12月1日から入居をしていただき、夫婦と子ども3人の5人家族で住んでいただいております。12月24日から根雪となり降雪があり、1月18日朝には168センチの積雪となり、屋根融雪パネル面積が33平米、駐車場面積が10平米、1階が床暖房面積22平米、井戸の径が300ミリ、深度50、県支出金の委託金が4,500万円、市の歳出が4,500万円として、うち機械設備工事費に1,400万円とこういう事業であります。

質疑を行いました。通常の5人世帯で、例えばガスを利用した場合と比較して発生するCO₂をどのくらい削減できるのか。そこに大きな目標があるととらえている。比較検討資料を作成すれば事業評価しやすくなると思う。CO₂排出に大きな効果があれば、量産化で安くなることも考えられるというような質疑です。大変よい提案であり、あの建物の中でのエネルギー収支は考えているが、通常の5人世帯との比較もあわせて検討させていただきたい

というような答弁がありました。

また、現地を見た中で熱量が足りない場合、健康にも問題が起きると思う。2階では寒くて寝てられないから1階で寝ている。住むのに制約があるのではないかというような現地の奥さんの声を聞いた質疑もありました。1階に床暖房の設備があり非常に快適で2階には床暖房はない。住むのに制約はなく、1階が暖かいので利用していると解釈している。というようなことであります。

続きまして余川保育園の今後についてであります。余川保育園については昭和51年建築で老朽化が進んで改築方法を協議してきたが、これまで具体的な策を見いだせなかった。昨年10月に学校法人里咲学園から余川保育園対象区域を取り込んだ幼保連携型の「六日町地域認定こども園(仮称)」計画書が市に提出されました。また、安心こども基金が1年延長され、交付金制度が継続されることとなった、これらを勘案し建設時の負担や今後の運営費を総合的に判断し、六日町地域認定こども園計画を推進することが最適であるとの結論に至った旨の説明を受けました。この施設整備計画案であります。設置主体及び開設時期は学校法人里咲学園、平成25年4月開設を予定しているということで、事業概要は定員が186名程度、事業費が約4億円ということであります。

質疑を行いました。事業費が約4億円ありますが、公費でどれくらいの補助があり、事業者、六日町幼稚園はどれくらいの負担となるのかということであります。このことについては、県との協議の中では、安心こども基金から1億5,000万円の補助を予定している。六日町幼稚園と市の負担割合は、大体6割が保育園として必要な面積等を考慮し、60パーセントを市が負担することで予算を要求しているということであります。

また今後、大規模改修を予定している保育園が幾つかあるが、指定管理者、民間の教育機関にお願いする場合も出てくると思う。その場合、基本的に幼保連携型の構想を持っているのかというような質疑であります。該当する施設は八幡保育園、塩沢保育園、中保育園であり、八幡と塩沢については公設で保育をする予定であり、中保育園については委託する方向で検討しており、今のところ要望が強ければ認定こども園化も検討したいというようなことであります。

次に国民健康保険についてであります。これは市民生活部長、市民課長から説明を受けました。予算の状況であります。国民健康保険運営協議会の中で、平成23年度以降の国保税のあり方を検討してきた。12月24日に国保運営協議会長から市長に意見書が提出され、それらを踏まえた中で平成23年度の予算を組み立てたということであります。

平成22年度の税率算定時と平成23年度の当初予算を比較した場合、必要額合計が2億7,510万円の増、充当財源として前期高齢者交付金3億1,079万円の増、合計2億3,992万円の増、保険税が3,517万円の増、一般会計の法定外繰入を1億円ということあります。今までの国保運営協議会の中では法定外繰入3億円程度、税率5パーセント以内と考えていたが、前期高齢者交付金が約3億1,000万円増えている。一般会計の法定外繰入については1億円程度繰入れると、妥当な数字だというような説明であります。

質疑に入りまして、この増額した前期高齢者の交付金について質疑があります。3億1,000万円、その内容をお聞きしたいということで、また単年度でなく継続的なことになるのかということでもあります。この前期高齢者交付金は国が負担金を減らすべく考えられた制度であり、平成20年度から始まって65歳から74歳まで医療給付費が基礎になり、当市では平成20年度に14億円かかっており、21年度には17億円、各保険者が全部、支払基金に報告して全国をまとめる。そして前期高齢者の加入率を基本にして係数により算出する。制度が始まって新しいので今はそれなりに出せるが、全国の市町村の給付額が上がっていくと出す方が限界になり、今後どこまで同じような形で交付を受けられるかは未知数だというようなことで答弁がありました。

また、同じ前期高齢者交付金の額が決まってきたのはいつごろかというようなことと、この自治体もわからないのでは大変だと思うがというような質疑です。毎年1月15日ごろにならないとわからない。支払基金のホームページにより計算する。支払基金が全国的な額を集約し、示される額を待って予算を組む。例年のことで4月初めに確定通知が来て、5月の税率算定ができることになる。非常に大きな金額が動くので、その数値、仮計算の数値を待たないと怖くて予算が組めない状況だ。

また、次年度以降もアップ率は5パーセントを超えないように、法定外繰入れを行う基本方針を持ったと理解してよいのかという質疑がありました。運営協議会の中では3年間程度を見越した中で、最悪の場合は続けていかなければならないと承知した上でスタートしている。率については、他市町村の状況や全体的な中で5パーセントにこだわらず、極力下げる方向で考えていきたいというようなことでありました。

最後にその他としまして、リサイクルの取り組みについて、平成22年度学童クラブの施設整備状況について、揚水設備の深度規制等の見直しについて、各々担当課から説明を受けました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

中沢俊一君 11ページの地下水熱利用についてお伺いいたします。我が市特有の地盤沈下という課題を抱えている中での調査とと思っています。その中で、担当課の職員を環境省の方へ恐らくもう2年になると思いますけれども派遣をしておりました。そういうところというのはあれですね、ホットラインというかそういう情報の交換は非常に大事だと思っていますけれども、今回の調査において執行部の方から、そういう環境省への派遣職員との間の情報というのは混じっていたかどうかちょっとお伺いします。

今井社会厚生委員長 そうい話は委員からもありませんでしたし、執行部からも環境省へ送っている職員についての話はありませんでした。

岩野 松君 11ページの地下水熱利用についてちょっとお伺いしますが、ここに上町に住居モニターをしてやっているそうですけれども、4,500万円の委託金があって、そのうち機械整備工事費が1,400万円と書いてありますけれども、普通の住宅の他にかかった費用というのは、いわゆる太陽光とそれから地下熱利用をするためにかけた費用が幾らだ

ったかというような説明なり質疑なりが、あったかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それから国保のことですけれども、質疑やそういうのを見てみまして、確か国保の運営協議会では一般財源の繰入れが、全部上げないですと4億なり5億なりというような雑ばくな意見もあったのですけれども、これを見ますと1億円の繰入れというふうに書いて、非常に思ったより少ないなということです。その原因が前期高齢者交付金が3億1,000万円の増があったということで、前期高齢者の決め方というのが、これを見ますと前の年のかかった費用、医療費ですか、それによって勘案するということです。20年は14億円で21年は17億円と書いてあります。今回それだけ増えたということは、22年度はどれくらいだったのかなというのがちょっと見えないのですけれども、もしわかったらお聞かせください。

そういう問題で、ここにちょっと質疑、問題が何かは出ているのですけれども、ここを見た限りではちょっと見えないので、そういうのがあったかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

今井社会厚生委員長 最初の地下水熱ですが、この機械設備の中に全て住宅のものが入っているかどうか。確かに質疑だか現地で話がありました。同じ会派の岡村委員さんなんかも積極的に聞いたので、聞いてもらえれば一番いいのですけれども。もし、私がここで言って間違いと悪いですので、それが融雪にかかわる地下水のものだけかどうかちょっと私、今、記憶ははっきりしていません。後ほどまた皆さんの方へ知らせたいと思います。確かにありました。

そして国保の方ですけれども、22年度分については、まだはっきりそこでは資料もなかったと思います。出せる状況でもないですからね。そういう状況です。

岩野 松君 では、地下熱についてはぜひそれがわかったらお知らせください。それから国保ですけれども、前期高齢者の交付金が3億円という、増があるという書き方の根拠は何だったのかというそういうのをお聞かせください。

今井社会厚生委員長 そのために資料をつけていますけれども、これを計算してもらおうと出ます。前期高齢者のところを見てもらうと、差額増というのは何なのか。そのために資料がついています。見てもらえばわかります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議 長 昼食のため休憩とします。午後の開会は1時15分といたします。

(午前12時07分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、会計管理者より公務急用により午後遅刻と届が出ておりますのでこれを許します。

(午後1時15分)

議 長 市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

市 長 大変申し訳ございませんでしたが、私の所信施政方針の際に、最後のむす

びのところで14ページでありますけれども、今議会の提出案件43件、これについてはこのとおりでありますけれども、条例14、予算23と申しあげましたが、これが逆でありますして条例23件、予算14件でありますので、そのようにご訂正を願いたいと思います。私の精査が足らずに皆さんには申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

議長 地域医療対策調査特別委員長、松原良道君の報告を求めます。

松原地域医療対策調査特別委員長 今ほどの件ですけれども、総務部長の報告であればいかなものかと思って異議申し立てをしようと思いましたが、市長が自ら謝罪をいたしましたのでこの件については触れません。大変長い委員長報告、私はいかなものかなと思っておりますけれども、最後の私ですので例によって簡単にご説明を申し上げたいと思っておりますがよろしくお願いをします。

地域医療対策調査特別委員会の調査のご報告を申し上げます。この特別委員会は平成21年12月南魚沼市議会定例会において地域医療対策調査特別委員会の設置をみたところであります。平成21年12月18日第1回地域医療対策調査特別委員会、第1回目の会の内容では正副委員長の互選を図ったところでありますし、委員長を私、松原良道、副委員長に林茂男委員ということで互選をいただきました。

第2回の調査事項でありますけれども、期日については平成22年2月15日、調査事項につきましてはそこに記載のとおり3点とその他であります。調査の状況につきましては、執行部、市長、副市长以下担当職員の出席を求め、調査を行ったところであります。

1点目の南魚沼医療福祉センター駐車場整備について、2番の基幹病院の進捗状況について、3番の魚沼医療圏地域医療再生計画について、質疑それぞれ内容についてはそこに記載のとおりであります。

なお、第3回目の地域医療対策調査特別委員会につきましては、今ほど社厚の委員長報告とかなり重複をしておりますので、その辺につきましては割愛をさせていただきたいというふうに思っています。

最後に第4回地域医療対策調査特別委員会、期日につきましては平成23年2月1日であります。調査事項につきましては、魚沼基幹病院（仮称）基本設計と南魚沼市の考え方について、それぞれ資料に基づき説明がありましたけれども、今まで3回までの調査につきましては、基幹病院について県の方向がなかなか我々に見えてこないという状況の中での調査でありましたけれども、先般の2月2日の新聞報道でありましたように、大分基幹病院の構想については県の方向性がかなり見えてきた。

また、この平成23年度においては先ほど市長の所信表明の中にもありましたように、県は秋ごろまでに基本設計を完了し、実施設計を完了し、平成23年度中に工事着手に入りたいというような市長の所信表明の中で説明がありましたけれども、私ども南魚沼市にとってはこの基幹病院は、私どものみならず、3魚沼20万人の市民の皆さんの待望久しい事項でありました。ようやくこの先が見えてきたところでありますし、また、私ども南魚沼市にとってもゆきぐに大和病院、あるいはまた六日町病院の今後どういった取り組みをしなければ

ならないのか。

それはまた大和病院の院長であります宮永院長を始め医師のスタッフの皆さん、あるいは現場で働いている皆さん、そして何といたしましてここに住んでいる皆さんが、安心してこの地で生活ができる、そういう地域医療体系をきちんと市として責任を持ってして取り組まなければならないところでもあります。今年度23年度からは私ども、あるいは基幹病院についてもかなり具体的な深化が見えるこの事業の推進であろうと思っています。

今後、議会の皆さんにも先ほど市長が言いましたように、市としても23年度予算の中でゆきぐに大和病院あるいは六日町病院についてのあり方、そういったことをきちんと調査をしながら、市のあるべき二つの市民病院をどう構築していくのかということが、非常に大きな提案となっております。議会の皆さんにもそれぞれ忌憚のないご意見、あるいは調査特別委員会の中でもそれぞれきちんとした論議をしていかなければならないというふうに考えていますが、よろしく願いいたします。以上であります。

議長 地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 いろいろ説明は文章が丁寧に書いてありましてあれなのですが、これからの将来も含めて地域医療の、安心して住み続けられるということを構築したいということで、ぜひ、それは委員会としてもこれからも頑張ってもらいたいと思っています。

そういう中でちょっとお聞きしたいのですけれども、今具体的に市立病院というのは、ゆきぐに大和病院が中心で行われていると思っています。これからの将来はここにもありますけれど、人口の割合からいえば六日町病院に該当する旧六日町、旧塩沢の人口が多くなりますと、やはり六日町病院が主体になるのかなという私の雑ばくな思っています。やはりいろいろこの何というのですか、医療というのは医師あってこそだと私は思っております。そういう意味で今、大和病院で中心で働いている方々が、あと5年ぐらいの基幹病院の時間的な空間もありますからどうなるかわからないとしても、速やかに中心が、この今は県立病院である六日町に移行すると考えていいのか。そこら辺はどうなるのかということをお聞きしながら、ぜひそこもまた考えていってほしいと思っているのです。そういうことが議論にあったり何かあったかお聞かせください。

松原地域医療対策調査特別委員長 今ほどの質問の内容についての議論は確かにありますし、我々委員会の中でも市長もそうだと思いますけれども、一番懸念されるのが医師不足をどう解消できるかということ、これは基幹病院についても同じだと思っています。そしてまた病院の地域性でありますけれども、やはり大和病院は基幹病院と併設でできています。ベッド数も40というふうなことを具体的に謳っていますし、六日町病院については120床というベッド数も公になっているところでもあります。当然のことながら我々調査特別委員会もそうでありますけれども、議会の皆さんも、やはり市民の皆さんもその辺が一番心配されることだと思っています。やはり市を挙げて医師不足そういったことに取り組みながら、市民の皆さんの不安を一つでも取り除くことが我々の委員会としても、そしてまた議会としても義務だと思っていますのでよろしく願いします。

中沢俊一君　少し外れるかもしれませんが、市民への病院の何と申しますか、一言で言えばありがたみの徹底だと思っております。どれだけ市民が先生方の応援をしてやれるか、働きやすい環境を作ってあげられるか。そのための私は市民全体に例えばこの特別委員会あたりが音頭をとって、そういうシンポなり何なりフォーラムなりを開くべきだと思っておりますけれども、その辺のことは委員会の中では話し合っておられましたでしょうか。

松原地域医療対策調査特別委員長　21番議員も委員でありますけれども、そういった話はきちんと出ていますので、それらを踏まえて我々もこの問題については、やはり調査特別委員会という特別な委員会を議長からあずかっているわけでありまして。少しでも市民の皆さんが特に不安を抱かないような、きちんとした地域医療体系を構築するのが我々の仕事だというふうに思っています。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

議　長　以上で所掌所管事務に関する調査の報告を終わります。

議　長　お諮りいたします。本会期中の特別会計の当初予算審議案及び請願を除く付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の特別会計の当初予算案議案及び請願を除く付議事件は、委員長付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由の説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議　長　日程第6、平成23年請願第1号　2011年度年金引き下げ撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願及び日程第7、平成23年請願第2号　高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進の意見書を国に提出することを求める請願の以上2件を一括議題といたします。

請願第1号及び請願第2号を社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議　長　日程第8、第1号報告　専決処分した事件の報告について(大和クリーンセンター水処理施設増設(電気設備)工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長　第1号報告についてご説明を申し上げます。本件は工事番号、公和補第2号大和クリーンセンター水処理施設増設(電気設備)工事請負契約の変更につきまして3ページの専決処分書のとおり466万2,000円、率にして1.536パーセント増額変更とし、変更後の請負金額を3億811万2,000円とするものでございますが、平成23年1月5

日に地方自治法第180条第1項に規定をされる議会の委任により、市長専決処分とさせていただきますので、同上第2項の規定によりご報告を申し上げます。

5ページをお願いいたします。建設工事変更契約書でございますが、本件は平成21年6月定例議会においてご同意をいただき、21年6月19日、株式会社日立製作所新潟支店を相手方として契約締結を行い、施工してきたところでございます。

7ページの工事変更概要をご覧ください。下段の3の変更理由でございますが、記載のように、で消雪パイプ用の降雪検知器の設置、で監視制御装置ソフトの増設、で電磁流量計検出器の設置を要因とするものでございます。

上段にそれぞれ請負金額の増減分が記載をされていますのでご覧をいただきたいと存じますし、8ページ9ページに関連の図面が添付されておりますので、あわせてご覧をいただきたいと存じます。以上で報告とさせていただきますので何分よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 この契約時に私はいなくてわからないのですが、この降雪検知装置とかというこういうものは、多分事前に計画はされていなかったということなのですか。増設なのですか。その辺をひとつお聞きします。

下水道課長 この降雪感知器につきましては、当初、手動運転で行う予定でありました。が、しかしデマンドコントローラーということで、何と申しますか需要電力の消費を抑えるためのコントローラーをつけるかたちになったわけですが、そのときに消雪パイプも手動ではなくて自動にした方がよりというか感知ができるというようなことでこの部分を自動にいたしました。

岡村雅夫君 多分このデマンドというのが、多分容量を抑えて契約するために、オーバーすると遮断して要するに不要なものをいったん止めるということだと思っております。それが消雪パイプの部分だと、こういうことだと思っております。契約するためにその装置を入れたのはいいと思っておりますけれども、採算面もどうかは私はわかりませんが、そうした中で当然、今度その間に雪が降ったときにはそれなりに量がたまるわけです。私はそういう点ではちょっと、そのときにもうその機器を採用する段階できちっと対処しなければならないことではなかったのかと。要するに売手がそれぞれだからこうなったという話に聞こえてしまうのですけれども、その辺はどうでしょうか。

下水道課長 デマンドというのはさっきの制御する装置なのですけれども、30分ごとに計測をしていきますので、その間で一番高いものがまた需要電力の契約量となるというようなことだったので、手動運転にしてありますと、消雪パイプのその部分が例えば高くなったときに、もうわからないというようなことがありますので、その消雪パイプの方も自動感知器をつけて、その中に組み込んでいきたいというようなかたちであります。

岩野 松君 今の問題ですけれども、契約が本当に10年も前の契約でなくて、21年で今23年でわずか1年半ちょっとですけれども、そのぐらいの年数の差でその考え方が変

わったということがちょっと解せないのです。最初から、我々が井戸を掘ったときも消雪パイプはそういうふうにしなさいという指導も随分自治体からは受けますけれども、何でそのときにこういうことが考えられなかったのかな、という疑問があるのですがお聞きします。

下水道課長 この消雪パイプにつきましては、これは普通の井戸ではなくて処理水をまわりに回して使う消雪パイプであります。ですので、普通の駐車場とかする消雪パイプではなくて、建物の周りを処理水を使っているというようなことで、当初は手動運転でできるものと考えていました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で専決処分した事件の報告について(大和クリーンセンター水処理施設増設(電気設備)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第9、第2号報告 専決処分した事件の報告について(大和クリーンセンター水処理施設増設(機械設備)工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第2号報告についてご説明を申し上げます。本件も大和クリーンセンター関係でございますが、工事番号、公和補第1号大和クリーンセンター水処理施設増設(機械設備)工事請負契約の変更につきまして3ページの専決処分書のとおり690万5,850円、率にして2.445パーセント増額変更としまして、変更後の請負金額を2億8,923万8,250円とするものでございます。同じく議会の規定による市長専決処分ということにさせていただきますのでご報告を申し上げます。

5ページをご覧いただきたいと思えます。建設工事変更契約書でございますが、本件も平成21年6月定例議会においてご同意をいただき、21年6月19日、前沢工業株式会社北関東支店新潟営業所を相手方として契約締結を行い、施工をしてきております。

7ページの変更概要をご覧いただきたいと思えます。下段3の変更理由でございますが、記載のように で耐震性向上のためジョイント部分に伸縮可とう管を設置、 で吊架台の増設、 で分配可動堰用扉体設置部壁の構築、 で電動ボール弁の設置、 で消雪用配管の延長、 で最終沈殿池の汚泥掻寄機の池の底のコンクリート打ち増し、 で最終沈殿地手すりにアルミ扉の設置を要因とするものでございます。上段にそれぞれ請負金額の増額分が記載をされておりますので、ご覧をいただきたいと思えます。

9ページ10ページに関係図面が添付されておりますのであわせてご覧ください。以上でご報告とさせていただきますので、何分よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

樋口和人君 今説明をいただいたわけですが、この変更理由のところに例えばジョイントの可とう管を設置したいと。あるいは吊架台を設置したいということで、したいのでしょうけれども、どういう理由でしたいのか。あるいは例えば可とう管については耐震と

いうことでありますけれども、この辺、市の方でしたい、こちら側でしたいと思っているのか、あるいは設計屋さんの方でこうした方がいいよという話が出ているのか。その辺をちょっとお聞かせを願いたいと思います。

下水道課長 大変申し訳ございません。この書き方ですけれどもこれは計上いたしました、ということであります。可とう管につきましては当初から直線部分についてはみていたのですけれども、ちょうど建物のつなぎ目の部分に入った方がより地震に強いというふうなことで設置をさせていただきました。

樋口和人君 より強いという今の話ですけれども、ですのでそれがより強いということを一わゆる設計屋さんの方からこうした方がいいよ、というふうに言われたのか、あるいは市の方がやはりこの方が我々みたときこうなただけだということのを、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

下水道課長 これについては設計監督している業者の方から言われております。

樋口和人君 そうしますと例えば設計屋さんの方で実際これを設計するときに、市の方から委託を受けてこういう条件でということ design したわけです。その辺、設計さんがやってみたらというか、一回設計をしてどんどんできていったら、もうちょっと自分としてはこうだったというようなことが出てくるわけです。その辺について例えば設計をした方、コンサルだかなんかあれですけれども、その辺が見落としている部分というような私はちょっと感じがするのです。その辺の認識についてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

下水道課長 甘いといえば甘かったかもしれませんが、やっていく工事を施工していく中で特にジョイント部分につきましては施工業者もそうですし、コンサルの方もあった方がいいというようなかたちで、市の方としてもその方がいいんじゃないかというようなことでさせていただきました。

岡村雅夫君 この用地取得の段階で旧大和町時代には全部大和町の汚水をここに集められるというエリアを確保した経過があるわけです。そして今このオキシレーションディッチというものがほぼ整備されると全体がこれで満杯状態です。そして今大和地域で問題なのは農村集落排水事業の二つの部分が、人口の増、あるいは設備の今後の老朽化によって再築ではなくて、処理場の送水管をここに取り付けようというような話も以前あったわけですが、そういったことが可能な設備ですか。今現在の状況での設置ですか。そこをひとつお聞きいたします。

下水道課長 この処理能力につきましては今現在、日最大で8,550立方メートルというようなかたちでやっております。これにつきましては今の計画の区域の中では全部まかなえるというようなかたちです。ただし、農集の部分がつながった場合にどうなるかというのは、例えば検討をしております、人口の減少だとかそういうのもありますので、このままでこの今の処理能力でできるのか、それとも農集がつながった場合にまた増設が必要になるのかどうかというのは、ただいま検討している最中でありまして。

岡村雅夫君 特に三用地域が、この農集というのはその当時の人口でやっているもので、

それであって住宅政策等が入って、あそこは人口が増えています。そうしてまた帰省客とかそういうとき夏場なんかはほとんど生の状態で出そうな経過があるということまでいわれたことがありました。ですので、当然それはもう計画に入っているものというふうに私はみていたのですが、計画をしているのではなくて大丈夫という話が欲しいと思います。以上です。

下水道課長 今現在のこの処理能力の中では、農集の部分は入っておりません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で専決処分した事件の報告について(大和クリーンセンター水処理施設増設(機械設備)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第10、第3号報告 専決処分した事件の報告について(浦佐こども園建設(建築)工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第3号報告についてご説明を申し上げます。本件は工事番号こども園第1号浦佐こども園(建築)工事請負契約の変更につきまして、3ページの専決処分書のとおり658万4,550円、率にして1.787パーセント増額変更とし、変更後の請負金額を3億7,502万9,550円とするものでございますが、平成23年1月17日に自治法に基づく市長の専決処分とさせていただきますので、報告を申し上げます。

5ページをお願いいたします。建設工事変更契約書でございますが、本件は平成22年6月定例議会においてご同意をいただき、22年6月8日井口建設工業株式会社を代表者とする井口・島田・桐生特定共同企業体を相手方として契約締結を行い、施工をしてきたところでございます。

9ページの工事変更概要をご覧くださいと存じます。下段3の変更理由でございますが、記載のようにプールサイド部分にエコ平板の敷設、児童保育玄関わきの倉庫を病後児保育室に変更。本棚、布団棚の増設、遊戯室に電動カーテン、各教室に遮光カーテンを設置。ペレットボイラーの投入口仕様変更により、電気チェーンブロックの削除による減額。造成植栽工見直しを主要因とするものでございます。

なお、下から2行目、真ん中から少し右でございますが「築山して」とありますが、ミスタイプでございまして、「と」を入れていただきまして「築山として」と訂正をお願い申し上げます。上段にそれぞれ請負金額の増減分が記載をされておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。

11ページ12ページに関係図面が添付されておりますので、あわせてご覧をいただきたいと存じます。以上、報告とさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 では1点ちょっとお伺いしますが、変更といたしますか専決の変更内容については、当初の計画にないというか計画がはっきりしないものが出てきたので、内容的には

私は全然問題ないのですけれども、時期ですよ。23年1月7日専決ということになって
いますけれども、内容をみれば中庭のプールサイドのエコ平板、屋根がついていますので工
事施工が可能といえば可能なのですけれども、それ以降といえば一番雪の大変なときですよ
ね。そういうときにこういうことのエコ平板の設置ということになった。

そしてまた病後児保育等につきましても、当初どうするかまだ決めかねていた段階ですの
でこれはまた致し方ないのですけれども、だけどこれほどの変更ということになれば、1月
7日以降それが対応できるというのが常識的には私はちょっと難しいかなというところがあ
ります。施工していく中でより良い施設を作っていただくのは大変私はありがたいし、地元
市民としても非常にありがたいことなのですけれども、最初からいろいろごたごたした問題
ですので、この辺はやはりきちんとして対応というか、必要なときに必要な処置でやって
いたきたいというふうな思いがあります。そこら辺の専決の時期と内容の関係についてちょ
っと説明をお願いしたいと思います。

教育部長 お答えします。前回のときもその都度変更が出たときに専決すべきという話
がありまして、そうしたいなということで前回の議会で答弁したことがあるのですが、やは
り細切れになかなかできないということで、まとめてさせてもらいました。それが1点です。

2点目のそれでは、もっと早くできたのではないかと部分なのですが、このカーテン
の部分が指定管理とかなりどこまでやるか、材質がどうかということで決まらなかったもの
で、決まった時点まで持ち越して変更させていただきました。遅くなったことについてはそ
ういう理由でございます。以上です。

佐藤 剛君 理由についてはわかりましたし、ただ、ではもう1点だけ確認したいので
すけれども、この物置を病後児室にするとか、カーテンを設置するとか、そしてまたエコ平
板を設置するとかそういうのは、私はどういうふうなかたちにするとか時間もいろいろか
かると思うのですけれども、1月7日以降の、そしてまた仕事としてきちんと間に合ったと、
その以降の仕事として間に合ったということでもいいわけですね、確認だけさせていただきます。

鈴木 一君 カーテンについて質問をしようと思いましたが、今回答をもらいましたの
で。本来であればこれ当初からあるべきものだろうと私は思っていましたし、もしここへ出
てくるならば、設計事務所がある程度責任を取るべきであろうと私は思っています。そう
いう理由であればわかります。

もう1点、工事当初から専決事項で何回か認定こども園が出てきましたけれども、私ちょ
っと資料がなくて申し訳ないのですが、トータルでは幾ら追加になったのが後で。今でも
わかれば教えてください。

教育部長 お答えします。変更契約の専決は今回が初めてでございます。それで議員さ
んが頭にあるのは9月の時点で我々がカーテンの部分について、それから電気のアースの問
題について予算が足りないということで予算を補正させていただきました。それが多分イメ
ージが大きくてそこでも専決でやったというふうに思われているのですが、工事の専決
についてはこれが最初です。それでそのとき補正していただいた額の中で収まっております。

余り金額を残さなくて申し訳ないのですが、補正していただいた額の中で収まっております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で専決処分した事件の報告について(浦佐こども園建設(建築)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第11、第4号報告 専決処分した事件の報告について(光伝送路新設工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第4号報告についてご説明を申し上げます。本件は工事番号、情報基盤工第1号、光伝送路新設工事請負契約いわゆる光ケーブルを国の補助を受けて架設する工事ですが、この工事の契約変更につきまして3ページの専決処分書のとおり518万5,950円、率にして0.707パーセント減額の変更として変更後の請負金額を7億2,771万4,050円とするものでございますが、平成23年1月17日に自治法に基づく市長の専決処分とさせていただきますので、ご報告を申し上げます。

5ページをお願いいたします。工事変更契約書でございますが、本件は平成22年3月定例議会においてご同意を賜り、22年3月19日株式会社NTT東日本新潟を相手方として契約締結を行い施工をしてきたところでございます。

7ページの工事変更概要をご覧ください。下段の3の変更理由でございますが、記載のように光ケーブルの架設の方法の変更と配線ルートの変更が主たる変更の内容であります。現場にあわせた施工方法ということでの増減とご理解を賜りたいと思います。

なお、2の変更内容の最初の丸で光成端架とありますが、成端と申しますのはケーブルの端にコネクターやジャックなどをつける機器のことでありまして、架は棚でございますので、これは光ケーブルの接続箱の設備でございます。NTTさんの局社などで伝送路の新線とNTT側の接続ジョイントの部分というふうにご理解をいただければと思います。上段にそれぞれ請負金額の増減分が記載をされておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思っておりますし、9ページに関係図面が添付されておりますのでご覧を賜りたいと思っております。以上で報告とさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 この光ケーブルについては昨年3月議会の補正で通った話でありますけれども、変更理由なんかを見ても多分その図面上でも当然わかった部分だろうと思うのが、今回の変更で減額になったということは歓迎しますけれども、どうもこの部分をみていると当初からこういうものは当然計画の中にあつたはずなのだろうと思うのですけれども、それが今ごろ出てきたというのはちょっと解せない部分もあります。

それからもう1点は3月補正で通ったとありますけれども、部長もご存知と思っておりますけれどもこの雪の中、片側を通行止めにして工事をしているというそういうのが非常に目立った

わけですね。そうすると非常に工事の遅れもあったというのがあって、それとこういう部分の検証をした中で、ではその総予算を削減した中でこういう方法でやろうということで時間がかかったということであれば、それは致し方ないのだけれどもどうもそういうふうではないのだが、そこら辺の絡みとかはどうでしょうか。

総務部長 1点目の計画があったではないかということでございますけれども、これは平地に建物を造るのと違いまして、全く電柱から電柱を渡っていったり、その先へ行ったら共同溝に入れなければならなかったりで、非常にやはり現場との差が多くあったというふうに思います。ここの理由の中にもありますが、建設省さんの共同溝をお借りしたり、飛べないところは別ルートでということでもわしていったおかげが安くなったのだろうというふうに思っていますので、とても設計書の中で全部のポイントを選びきれなかったということが真実ではないかというふうに思っています。前段はそのように考えています。

それから後段の雪の関係でございますが、確かに雪の多い中、一生懸命ケーブルを引いていただいたのを私も見ております。つい2月の24日は私も自宅を引いていただきましたのでわかりますが、何人かの作業員の他にいわゆる交通誘導員をきちんとつけてやっていたので、かなり一生懸命やっていただいたのだろうと思います。

それから工事の遅れの関係につきましては、私が承知しているのは電柱に関する申請、私ども市の電柱というのはほとんどないわけにありますので、NTTさんの電柱あるいは東北電力さんの電柱をお借りしてということで、その共架手続に非常に長くかかったと。これが電柱1本ずつだそうでございますので、その辺で遅れましたというのが実態でございます。ただ、ケーブルを引くこと自体はそう難しいことではないという話を聞いていまして、この21日に一応幹線は全部竣工したというふうに聞いております。以上でございます。

寺口友彦君 これは行政財産ではなく普通財産として市が管理をするという方向でありましょうけれども、この減額になった分を含めて維持管理という部分でそういう面でも、この法律の・・・ということであったと思うのですけれど、維持管理という部分では当然効果があるものだなというふうに思っております。また機会があるたびにこの今後の活用法についてはお尋ねしたいと思っております。が、雪の中に本当に1車線通行ですよ。その中でさらにまた車を止めているというようなところであるのは、これは本当に市民の方からクレームをいただきました。ですので、こういうことがないようにしてもらいたい。

総務部長 工事の施工でございますので、なるべくご迷惑をおかけしないというのがもともとだと思いますので、以後そういうことがないように努めたいと思います。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で専決処分した事件の報告について(光伝送路新設工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第12、第5号報告 専決処分した事件の承認について(平成22年

度南魚沼市一般会計補正予算(第7号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長 報告第5号、平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号)にかかる専決処分についてご説明を申し上げます。今回の専決処分は所信表明といえますかでも申し上げましたとおり、豪雪対策本部設置及び豪雪による災害救助法の適用に伴い、道路をはじめとした各施設の除雪費等の不足見込額、災害救助費及び経済対策を目的とした国の補正予算による地域活性化交付金のきめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金の1次内示にかかる事業費等についての補正予算を2月8日付で専決処分させていただいたものであります。

除雪費等に1億7,639万円、災害救助費等に2,875万円、地域活性化交付金事業に2億424万円を国県補助金及び地方交付税を財源として計上し、歳入、歳出総額をそれぞれ4億938万2,000円増額し、歳入、歳出予算の総額を329億4,192万円とさせていただいたものであります。詳細につきましては総務部長に説明させますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 第5号報告についてご説明を申し上げます。事項別明細書でご説明を申し上げますので10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳入の部分でございますが、9款1項1目地方交付税では再算定結果により説明欄を見ていただきたいのでございますが、普通交付税で1,277万円ほど、特別交付税で1億9,477万円、都合2億754万円ほどの計上でございます。

13款国庫支出金では1目、総務費国庫補助金として国の経済対策を受け、地域活性化・きめ細かな交付金及び地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金として1億7,257万円ほど。

第14款の県支出金では1目民生費県負担金として災害救助費県負担金が記載のように2,812万円ほどの計上でございます。

16款1項1目の一般寄附金では記載のように7件の皆様から113万円のご寄附をちょうだいいたしました。

次の12、13ページをお願いいたします。3支出の部分でございます。

2款総務費1項3目電算対策費650万円ではありますが、先ほどの光ケーブルは市内ができたわけでございますが、後山・辻又地区には光が行きません。そこでブロードバンド空白地域解消のため、設備増強の工事の補助金でございます。4目車両集中管理費、5目財産管理費の部分は修繕費、燃料費の不足によるもの並びに除雪にかかる経費の追加でございます。8目地域開発センター及び公会堂費ではきめ細かな交付金を利用して、まほろばの暖房機、うるおいの里みよりのエアコンなどの補修、東開発センターの外壁の修繕などの計上でございます。

3款民生費1項2目心身障害福祉費の丸、障害者福祉事業費では、住民生活に光をそそぐ交付金の利用で閉園をいたします浦佐保育所の再利用として1階に地域活動支援センター3

型 日中の居場所を作る事業ということだそうでございますが を、それから2階に障害サービス通所就労支援施設、魚の野家の分場とするためトイレ、作業室、事務室等への施設改修工事費でございます。下の丸、生活支援事業では要援護にかかる住宅除雪委託費の追加計上でございます。

14、15ページをお願いいたします。最初の丸の学童保育対策事業費は、中之島クラブ、六日町クラブにエアコンの改修、下の丸、常設保育園施設整備費は屋根の塗装、それから児童トイレの改修、上町にエアコン、塩沢のプール改修などをきめ細かな交付金を充当させていただくものでございます。4項2目災害救助費では除雪機械燃料、除雪の業務委託並びに災害障害見舞金を計上しております。

4款1項4目医療等対策費でございますが、きめ細かな交付金の充当で城内診療所では設備の冷却ユニット入れ替え、自動ドア、配管の改修、それから大和病院ではナースコール、南棟のエレベーター改修などを行うための繰出し計上でございます。3項3目し尿塵芥処理施設費では同じくきめ細かな交付金で、金城の里の駐車場の舗装、外壁の部分の修繕を行いたい分でございます。

6款1項4目の説明欄の丸、農道事業費570万円は今町地内の排水路の改修でございます。

7款1項1目の丸、企業対策事業費では津久野・新堀新田工業団地の看板の修繕をしたいという部分でございます。その下の観光施設整備費1,237万円は築40年を経過いたしました五十沢キャンプ場セントラルロッジの改修、大崎研修道場の修繕であります。いずれも交付金の充当でございます。

8款2項3目豪雪にかかる除雪費の追加を、4目の道路橋りょう新設改良費では交付金による市道改良工事費2,500万円の計上でございます。最下段、4項3目の六日町駅自由通路・シンボル施設管理費では次のページ18、19ページでございますが、防犯カメラの修繕、その下の丸、流雪溝管理運営費は豪雪にかかる追加計上でございます。4目公園管理費ではきめ細かな交付金で、児童公園に遊具の設置、河川公園では泥上げなど、銭淵公園ではミキサーポンプの修繕を予定しているものでございます。5項住宅費では除雪費の追加の他、交付金により一村尾住宅の屋根修繕、シャワー付きの風呂釜の入れ替え56戸ほどの計上でございます。

9款消防費1項1目常備消防費では、大和分署の屋根の修繕をきめ細かな交付金で充当させていただくものでございますし、3目の防災費では避難所の表示看板設置を9箇所予定をしております。

20、21をお願いいたします。10款では2項小学校費で除雪費の不足の他、二つ目の丸の小学校教育振興費で光をそそぐ交付金を充当いたしまして図書の購入を。次の小学校施設等整備事業費ではきめ細かな交付金で上関、石打、三用のプール修繕、第一上田、石打、第二上田にエアコンの設置を計画しております。3項中学校費でも二つ目の丸、中学校教育振興費で小学校費に同じく図書の購入費を計上してございます。その下の丸、施設等整備費

では城内中のプール送水管、塩沢中のプール塗装を計画しております。

次の22、23でございます。中段の5項4目文化行政費では文化資料展示館費として交付金により給水ポンプ、排水ダクト、電気設備改修などを行うものでございます。6項保健体育費では説明欄の最初の丸の体育施設一般管理費では、サンスポーツランドにスケートボードパークを整備するための補助金を、次の丸、体育施設整備事業費では欠ノ上クロカンハウスの屋根修繕、大和野球場のネットフェンスなどの他、ディスプレイのトレーニングマシンの整備などを行うものでございます。3目の学校給食費では自校方式事業費で第一上田の食器洗浄機交換、センター方式事業費では六日町給食センターで食器の購入が主であります。

当初予算なり補正でなかなかできなかった部分を二つの交付金をもらって措置をさせていただくということでございます。以上で説明とさせていただきます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 では2点お伺いいたします。まず13ページですけれども、一番上のプロードバンド空白地域解消促進事業なのですが650万円、これは20年度に多分後山・辻又はこの事業で設置をしたのです。やはり地元の方からいわせるとやはり配電が悪いとか状況の悪いところがありまして、その対応にということなのだと思うのですけれども、この対応で今度は完全にぴつとうまくいくのかということをまずお伺いしたいと思います。

もう1点が21ページなのですけれども、教育費の関係の小学校、中学校の図書購入費ですが、光そそぐ交付金事業でそれぞれ当初予算の倍ぐらいの予算がつけて、大変私は学校図書を充実するのはありがたいと思うのです。けれども、ひとつには急に倍の予算がついて図書購入の内容的に対応できたかという点と、ここで2年分対応したので来年度予算 まだ来年度予算を見ていないのですけれども、先々の予算でちょっと減らされる、減らしてならしてしまうのかという、そういう心配もあるのですけれども、そこらへんをちょっと2点だけお伺いします。

総務部長 ご存知のように無線ですので、こちら側というと大変あれですけれども、いわゆる有線でないところとの差は出るかもしれませんが、それを極力なくそうということで今般、措置をいたしましたので十分大丈夫だろうというふうに考えております。

学校教育課長 小中学校の図書費の購入でございます。21、22当初ここ3年間ぐらいで一般経費のシーリングと申しますか節約をしていたがために、図書費の方に大分そのしわ寄せがいて、図書を購入をしないで別のところに予算付けをするというような傾向がありました。教育振興会の方から要望があって何とか増額してもらえないかということで、今回600万円、この光をそそぐで付けていただきました。それを各学校に配分したものでございます。以上でございます。

(「新年度は」の声あり)

学校教育課長 23年度は600万円には満たないかもしれませんが、それなりの予算が付くと考えています。以上です。

山田 勝君　今回主に雪対策、除雪関係が入ってきてまた出て行くというその補正予算だと思うのですが、現状まで総括して、この国からの支援でその除雪対応ができたのか。お年寄りやそういった要援護世帯への支障はなかったのか。その辺の現在までの総括をお願いしたいと思います。

福祉保健部長　13ページの住宅除雪の関係それから15ページの真ん中辺ですが、災害救助法によるものと2点ございます。雪の状況が1月31日までであったということ、2月に入ってからも雪が降らなかったというようなことがありまして、私どもの方に市民の方々から連絡があったのが、1月24日以降の雪の状況で、市の事業が24時間までということになっていましたが既にその24日の時点でもって24時間超えというような話がありました。市の方ではその時点で時間数を増やそうというようなことで、従前の24時間を12時間増やしまして36時間までというふうなことで、費用を措置しまして民生委員さんの方には話をしてきたところであります。実際には1月31日の時点でもう既にその40時間越えだとか、あるいは中には50時間越えというようなこともございました。今の時点では市の事業につきましては、一番最大でもって80時間ぐらいのその利用がありました。一応そこまでは市の方でもみたいなというようなことでありますので、住民の要望があった点についてはそれでもってほとんど多分網羅をされているのではないかというふうに思っています。

それから災害救助法の方では市の方では見られなかった部分、下雪の処理だとかあるいは自然落下のその雪処理だとか、そういった部分を災害救助法の方でもっていているというようなことです。災害救助法の方では125世帯から申請がございまして事業を実施してきたということで、現時点での決算見込みですけれども800万円弱の執行というようなことになっています。市民からの要望については全てというわけではございませんが、ある程度は補足ができたなど、そういうふうな認識であります。

岩野 松君　収入の中にきめ細かなというかたちの交付金がきていますが、それは何に使われるのかなと思っていたら、非常にいろいろなところで使われていて、今までできなかったところとかにそういうのを積極的に取り入れてもらっているなというふうに思いました。その中で19ページの児童公園管理費ではない、その次の河川公園管理費の施設修繕工事費というのがありますが、それはどこの場所なのかというのがちょっと私が聞きそびれたのかあれだったのかお聞かせください。

建設部長　それでは河川公園管理費の中で施設修繕工事費でございますが、これはまず1点目が水無川にありますふれあいパーク、そのひょうたん池の泥上げだとかそれを計画をしております。あともう1点は三国川にあります親水公園、そこにありますせせらぎ水路の土砂上げだとか草刈を予定をしているというところでございます。以上でございます。

中沢一博君　13ページの障害者福祉事業の件でございますけれども、もうちょっと詳細にお知らせいただければと思っています。また2階と1階とありますけれども、いつごろ改修をしようとしているのか。また、内容等どのような方向で今考えておられるのかもうち

よっと詳細をお聞かせいただきたいと思います。

福祉保健部長 13ページの障害福祉施設でありますけれども、今現在の浦佐保育園を改修するというので、1階部分についてはドリームハウスさんが入居する予定となっております。それから2階部分については先ほど説明がありましたように、魚の野家が入居する予定ということです。今現在、保育園でありますので施設の中身を相当部分直さないと、すぐ利用ができないということがございます。

内容としましては1点目がバリアフリー化をまずするという。それから作業所でございますので、自動車の車寄せといいますか、その部分を作ると。新しく新設をすると。それから食堂も新設をするというような内容になっています。それから設備関係が非常に古くなっているということがございますので、その部分を新しくしていくということで、全体でもって工事費を3,000万円ということで見込んでいますところでございます。

それから1階部分のドリームハウスさんについては入所者が11名ぐらいということで予定をしておりますし、2階部分の魚の野家でありますけれども、今の時点では大体10名ぐらいということで見込んでおりますが、将来的には就労支援施設が不足をしておりますので、将来的には20名ぐらいまで収容できるような格好で施設を改修といいますか、そういったことをやっていきたいということで一応予定をしております。

それから時期でありますが一応まだこの時点でははっきりはしませんが、4月に入って契約をして、10月、11月頃を一応竣工のめどということで予定をしているところでございます。以上でございます。

中沢一博君 これにつきまして通院体制というかそういう感じはどのように今お考えになっておられますか。お聞かせください。

福祉保健部長 通院ということですか。通所の状況ですけれども、あくまでもドリームハウス、それから魚の野家とも、自分で行くということを一応原則としておりまして、送迎といいますかそういったものは今の段階では予定をしておりません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について(平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第5号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

た。

議長 日程第13、第6号報告 専決処分した事件の承認について(平成22年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長 第6号報告 平成22年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)にかかる専決処分についてご説明を申し上げます。今回の専決処分は今ほどの一般会計の専決処分で皆さん方にもご説明申し上げました、経済対策を目的とした地域活性化交付金のきめ細かな交付金にかかる事業費についての補正予算、これを2月8日付で専決処分させていただいたものであります。収益的収支におきまして医業外収益、医業費用にそれぞれ1,800万円を追加したものであり、補正後の病院事業収益費用の予定額をそれぞれ41億5,085万円としたものであります。詳細につきましては大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務部長 それでは6ページ、7ページをご覧くださいと思います。実施計画明細書によって説明をさせていただきます。収益的収入及び支出、収入でございます。今ほどございましたようにきめ細かな交付金、一般会計からの繰入金がそれぞれ大和病院では850万円それから城内診療所では950万円でございます。

支出でございますが、大和病院では経費の中の修繕費、城内診療所も同じでございます修繕費でございますが、850万円、950万円ということでございます。中身は大和病院の方では南棟のエレベーターの改修これに494万円、それから廃棄物庫の改修これは今まで廃棄物を一遍に特にこう分けなくて回収をしていたのですけれども、病院の機能評価等々でやはり分類をしてきちんと、あるいは他のものが混ざらないようにとか、あるいは廃棄物を置く、廃棄物とその廃棄物を入れるものとか、そういったものが違うようなしかけでやらないとまずいというようなことで、そういうような改修に219万円。それから廊下の手すり、それからナースコール。ナースコールというのは外来のトイレだとか、それから風呂場で倒れたとき、何かあったときにすぐ看護師を呼べるような装置がまだ不足していたので、そういう装置を今回させていただくものでございます。

城内病院につきましては先ほど総務部長からも説明がありましたが、冷房ユニットの交換が780万円ぐらいで、これが大きなものでございます。あとホール入り口の自動ドア78万円。これは今までちょっと重い引き戸でしたのでこの際、自動ドアに改修をさせていただくと。それから酸素装置のバルブ交換ですとか、診療録の保管庫の空調の設備の改修こういったものを今回、きめ細かな交付金をいただいて改修させていただくものでございます。説明は以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について(平成22年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第6号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第14、第1号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第1号議案についてご説明を申し上げます。本件は新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてお願いをしたいものでございます。見附市、三条市、長岡市の三市を構成市とする刈谷田川水防事務組合が平成23年3月31日をもって解散することとなり、当該事務組合を脱退することから議案中段に記載をされていますように変更をさせていただきたいものでございます。

別表第1とありますのは、これは構成市町村の列記でありますし、別表第2は共同処理する事務にかかる部分であります。いずれも規定中から刈谷田川水防事務組合を削るものであります。数の変更、それから規約の変更は関係地方公共団体の協議により定めるとして、今般、自治法の規定に基づきまして議決を賜りたいものでございます。説明は以上でございますが、よろしくご決定いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第1号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第2号議案 南魚沼市立城内診療所条例の制定について、日程第16、第3号議案 南魚沼市立城内診療所条例の制定に伴う関係条例の整備について及び日程第17、第4号議案 南魚沼市立城内診療所医師住宅管理条例の制定についての以上3件を一括議題といたします。3件について提案理由の説明を求めます。

城内診療所事務長 日程第15から17、第2号議案から第4号議案につきましては、城内診療所に関する条例制定及び一部改正の内容ですので、私の方から一括してご説明申し上げます。

まず始めに第2号議案 南魚沼市立城内診療所条例の制定についてであります。本議案は南魚沼市立城内診療所が平成23年度においてゆきぐに大和病院との病院事業会計から離れ、特別会計を設置して運営するに当たり、必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。条文の内容については以後説明申し上げます。

第1条につきましては設置目的を、次の第2条につきましては位置の規定であります。それから第3条は病床数ですが、現行の一般病床15床それから療養病床4床を引き続き規定するものであります。それから第4条の診療科目、次にいきまして第5条の診療時間及び2ページ目になりますけれども第6条の休診日につきましては、これまで南魚沼市立病院事業の設置等に関する条例で規定した内容、それから現行の診療内容等をそのまま継続して行うことで掲げたものであります。

なお、診療科目につきましては、これが全部標榜しているわけではありませんけれども、今後、招へい医師等の動向により診療可能と思われる内容について掲げてあるものであります。

次に第7条から第9条の使用料及び手数料につきましては、診療所の利用者の納入義務及び納入方法とともに各種法律により規定される料金の算定方法を規定してあります。

なお、この使用料及び手数料の規定につきましては、これまで診療所が適用させてきました南魚沼市立病院等の使用料及び手数料条例の内容を盛り込んだものとなっております。

また、第10条では本条例施行に関する必要事項を別に定めることとしておりまして、具体的には診療所独自の使用料及び手数料につきまして別に規定によって定めることとしております。以上、本条例は平成23年4月1日から施行したいものであります。

続きまして第3号議案 南魚沼市立城内診療所条例の制定に伴う関係条例の整備についてであります。本条例も城内診療所の特別会計設置に伴いまして、所属する機構が病院事業部局から市長部局に代わること及び城内診療所単独条例の制定により、従来、属しておりました条例の規定内容を変更する必要性が生じたことなどから、関係する8本の条例を一括して改正するものであります。詳細につきましては7ページからの新旧対照表でご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。第1条は南魚沼市職員定数条例の改正であります。条例第2条関係の別表に掲げます職員の定数の改正であります。城内診療所の特別会計の設置に伴いまして、診療所に勤務する職員が病院事業部局から離れ、市長部局に属することになることによりまして、ゆきぐに大和病院職員定数の今後の予測とあわせまして、病院事業部局から20名を減じるものであります。

なお、市長部局職員の定数につきましては、定数減などの調整によりまして病院事業部局から減じた20人をそこに追加する必要がないために、550人のままとして職員の総数を20人減じた1,038人とするものであります。

続きまして8ページをお願いいたします。第2条は南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正であります。本改正は平成22年度から病院事業を地方公営用法の全部適用によって運営するに当たり、ゆきぐに大和病院及び城内診療所に勤務する職員に適用させてきました救急業務手当及び時間外等特殊勤務手当を、別に病院事業管理規定に定めることとなつたために、該当部分を平成22年4月1日にいったん本条例から削除して施行してきましたが、このたび城内診療所に勤務する職員が該当する部分を本条例にまた改めて規定しなおす必要があることから、その規定内容を再度本条例に戻すことが主な内容であります。

あわせてこの第7条の中で、養護老人ホームに勤務する職員を救急業務手当の対象外とするものであります。

続きましてはぐっていただきまして10ページをお願いしたいと思います。第3条の関係であります。南魚沼市特別会計条例の改正であります。城内診療所を特別会計とするに当たりまして、南魚沼市城内診療所特別会計として本条例に規定し、第1条の南魚沼市下水道特別会計の次に加えておくものであります。また併せまして第4条の設置目的としまして市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とするということと定めるものであります。

次に同じページですが、第4条 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の改正であります。城内診療所を病院事業から分離することに伴いまして、本条例をゆきぐに大和病院のみの規定条例とするための改正であります。そのために条文内にあります城内診療所の規定を削るとともに、病院等をただ病院に改めるものであります。併せて今までは別表に規定しておりました大和病院の診療科目及び病床数を条文の中に移して規定するものであります。

ちょっと飛びまして次に13ページの最下欄から14ページにかけてご覧いただきたいと思います。第5条の関係は南魚沼市立病院等に勤務する医療技術職員修学資金貸与条例であります。本条例は第1条に規定のとおり、大和病院及び城内診療所に医療技術職員として勤務しようとする者が、その修学のために必要とする資金を貸与するための条例であります。城内診療所が病院事業から分離したことにより、病院事業設置等に関する条例の規定による病院に該当しなくなるために、改めて南魚沼市立城内診療所をこの条文に加えまして条例に規定する病院及び南魚沼市立城内診療所とするものであります。

次、第6条関係で南魚沼市立病院医師住宅等管理条例についてであります。本条例も第5条の病院事業設置条例と同様に、城内診療所がこれまでの病院事業管理者から市長の管理す

る医師住宅として別に条例を制定することに伴い、大和病院単独の医師住宅管理条例とするための改正であります。改正内容としましてはまず条例名を医師住宅等の等を取りまして、南魚沼市立病院医師住宅管理条例とすること。及び条文中の字句についてこれも病院等の等を取りまして病院に。それから医師住宅等の等を取りまして医師住宅に改めること。及び診療所の字句を削除することが主な内容です。併せて関係する字句の整理を行うものであります。

なお、城内診療所医師住宅管理に関する条例につきましては、第4号議案でご提案申し上げます。

次に17ページをお願いします。第7条関係 南魚沼市部制条例の関係です。これも城内診療所が新たに市長部局の福祉保健部に属することによりまして、城内診療所が担う地域医療を福祉保健部の事務分掌に加えるものです。具体的には第2条第3号の福祉保健部の事務分掌に地域医療に関するこの項目を追加するものであります。

最後になりました18ページをお願いしたいと思います。第8条 南魚沼市立病院等の使用料及び手数料条例の関係であります。本条例も城内診療所が分離することに伴いまして城内診療所の字句を削除し、併せて題名も病院等の等を削り、南魚沼市立病院の使用料及び手数料条例に改めるものです。以上8本の条例改正につきましても、平成23年4月1日に施行したいものであります。

最後ですが第4号議案についてです。第4号議案 南魚沼市立城内診療所医師住宅管理条例の制定についてであります。本条例は城内診療所に勤務する医師が住まいとします医師住宅の管理につきまして大和病院との条例から分離させ、市長の管理によります城内診療所の医師住宅として独自で定めるものであります。本条例でいう医師住宅とは診療所が所管する住宅、又は借り受けて医師の住宅の用に供する住宅のことをいいます。いずれの住宅につきましても、診療所に勤務する医師であることを入居の条件とし、貸付料及び使用料に際しての費用負担を負う義務を課しております。

その他、規定の内容につきましては今まで属しておりました南魚沼市立病院医師住宅管理条例と同じであります。この条例につきましても平成23年4月1日に施行したいものであります。

説明が長くなりましたが、以上三つの議案についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 一括して質疑を行います。

佐藤 剛君 では確認も含めまして2点お伺いいたします。まず3ページの一番上に出ていることだと思うのですが、今度会計が変わりますので、例えば3月末できっちり切れる会計と、会計閉鎖期を持った会計とということになるわけです。今度、城内病院その4月以降入ってくる前年度分のお金ですよ、それについては多分ここに書いてある内容なのだと思うのですが、読み取れないのでちょっと確認なのだと思います。3月までの診察料とかそういうので4月以降に入るお金については、何らかのかたちで城内診療所で受けて、

ゆきぐに大和の方にまた戻すというようなことでいいのかというのが1点。それは確認です。

それでもう1点が16ページですけれども、医師住宅の管理の関係ですが、中段あたりに今までなかった雪囲いというのを項目に入れました。ということは今まで雪囲いは公費の部分でやっていたのかもしれないのですが、今度は自己負担ということになりましたよね。その考え方なのですけれども、細かいことなのでどうでもいいといえどもいいのですけれども、考え方として大体来ていただけるドクター、先ほど来医師不足の話が出ています。雪のないところから来て雪囲いがどれほどの金額になるかわかりませんが、それぐらいあえてここに入れて自己負担といいますが個人負担にしなくても、私はいいのではないかと思うのですけれども、そこら辺の考え方2点をお伺いします。

城内診療所事務長 お答えいたします。1点目の診療報酬の収入の件ですけれども、これは現行、窓口収入ですとその日の診療分がその日に入りますので、22年度、23年度は明確に区分されます。ただ、保険者から入る報酬につきましては2カ月遅れということになりますので、実際の診療月と収入になる現金として収入になる月に2カ月間のずれが出てきます。これにつきましていろいろ議論をしたのですけれども、それをいちいち特別会計の中に繰り越すということはできませんので、もうこれは23年度に入ってくる現金につきましては特別会計の収入にし、3月までに入ってくる分については病院事業会計の収入にしようということで、どこかで線を引くということで行おうというふうに考えております。

それから医師住宅の雪囲いの件ですけれども、今までも特に軽微なもの 雪囲いの費用というのは今まで他の条例にはあったのですけれども、城内診療所の医師住宅条例を作る際にこれも統一した方がいいだろうということで、大和病院が関係する医師住宅条例もそれに合わせようということでありまして、細かい部分を記載しただけで実際にはこの条文の中には、これによらないときは管理者の協議により定めることができるということがありますので、必ずここに規定してあるから入居される先生から払っていただくということではありませぬ。その程度によりまして協議して負担割合を決めたいというふうに考えています。以上です。

寺口友彦君 第2号議案、診療所条例についてですが、先ほどの社会厚生委員会の報告にもありましたけれども、一般会計から3億8,000万円を繰入れて病院会計から切り離しをすると。病院会計自体の負担を減らしてその後にかかるだろういろいろなマイナスの部分を取り除こうという考えであろうと思いますけれども、そのことについてはいい方法かなというふうに思います。

しかしながら、この城内病院の今後の運営方針、社会厚生委員会の資料がありますけれども、例えば常勤医を中心とする安定的な医療体制の構築であったり、医療従事者の効率的な配置による医療の充実という部分、これは特別会計のときからやってきたわけでありましてよね。そうすると、会計上の操作をただで本来の城内病院を単体でみた場合についての会計については、恐らくまた9,000万円近いマイナスが出るのではないかなという部分もある。そうすると新年度に入っていくなりこれはどうするというような話にはならないと思う

のだけれども、ただこういうマイナスの部分が出るというものを、ある程度承知した中で特別会計を作るということについては、今後の運営方針についてかなり見通しがなければ私はためであると思うので、この辺についての見通しがあったらお聞かせ願いたい。

城内診療所事務長　おっしゃるように病院事業会計から特別会計になったからといって、すぐ4月1日から運営方針が変わって体制が変わるということではありません。特別会計に移ることによって今まで病院事業会計で複式でやってきたものが、収入・支出が明確になりまして不足分については赤字ということで明確になる、そういった意識を職員が持ち、また皆さんから持ってもらうということが一つの目的であります。

市全体の繰入金ですとか補助金についてすぐ改善されるということではありませんが、そういった意識を少しずつ持つことによりまして、経営について職員が意見を出し合ってできるだけ削減していこうという意識を変えるということが一つのねらいであります。やってみないとわからないというところが正直なところではありますが、新年度予算それに基づきましてまた職員が一致して同じ目的に向かって進めていくということでご理解をいただきたいと思えます。以上です。

寺口友彦君　これも社会厚生委員会の報告の中にもありますが、五十沢、城内地域この地域の医療を守るために必要な診療所であると。そういう認識は私も当然であろうというふうに思っています。ただ、そのこういう状況を何年も続けるということは、多分難しいでありましょうし、地域医療特別委員会の中でこれももまれる部分でありましょうけれども、将来的には診療所としてやはり有床という部分が非常に引かかる部分かなと思いますので、その有床という部分について今お考えがあればお聞かせ願いたい。

市長　今すぐにこの有床部分がどうだ、こうだという考え方は持っていませんが、基幹病院との関連、そして地域医療再編との関連の中で、地域の皆さん方が例えばその有床部分を減らす、あるいはなくするという事の中できちんとした医療が受けられる見通し等が立てば、これはまた地域の皆さんと話をしていかなければならないと思っておりますし、先がどうだ、こうだというふうに決めているわけではありません。

一応19床、あるいはベッドの数とすれば25持っていたわけありますので、それらをどう活用するかということがこれからの問題だと思っておりますし、先ほど経営の改善的な部分につきましては事務長がちょっと触れましたように、大分意識改善は進んできておりますが、やはり長い間、城内病院ということでやはりちょっと特殊扱いといいますか、なかなか院長先生やそういう皆さんいらっしゃいますけれども、一般の行政の中としての目の届かなかった部分もやはりあったわけありますし、職員もやはり特殊な意識は持っていたと、これは間違いありません。そういうことを少しずつ改善していく中で、何とかそう収支が大幅な赤にならないような方法といいますか努力をしていかなければならないと思っております。

ただ、地域医療的な部分をきちんと守るために、5,000万円が適当だとか1億円が適当だとかという数値は別にして、一般会計から繰り出す部分がゼロにならなければならないと

いうことは私は思っていないので、ちゃんとこの地域にそれだけの医療が提供できる、地域住民の健康と命を守るということになれば、これはやはり相当の覚悟を持ってまた臨もうというふうに思っております。

岩野 松君 今の質問でちょっとしくくなったのですけれども、全く1たす1が2のような簡単なあれなのですけれども、職員の数ですが全体的にはいわゆる市長部局が20人減るので、城内病院の職員も市長部局に入るからといわれましたが、城内病院の職員数、スタッフは変わらないとみていいのかどうかをお聞かせください。

城内病院事務長 現在、職員数は17名であります。定数につきましては若干の余裕をみて20名分ということにしておりますが、新年度につきましても退職分を補充するということで現状維持というふうに考えております。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 第2号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第2号議案 南魚沼市立城内診療所条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第3号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第3号議案 南魚沼市立城内診療所条例の制定に伴う関係条例の整備については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第4号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第4号議案 南魚沼市立城内診療所医師住宅管理条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩とします。休憩後の開会は3時10分といたします。

(午後2時53分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

議長 日程第18、第5号議案 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第5号議案 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第8号)について提案理由を申し上げます。本補正予算につきましては国の補正予算による国庫支出金等の決定に伴う補正、城内診療所の累積赤字額の解消及び事業確定見込みに伴う過不足の補正等によって編成をいたしました。

主なものといたしまして歳入につきましては、国の補正予算により新たに介護基盤緊急整備等臨時特例交付金2,271万円、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の二次配分3,389万円、観光交流拠点整備事業に充当する森林整備加速化・林業再生事業県補助金9,565万円の増額。地方道路交付金の4,411万円の減額、事業確定見込により子ども手当国庫負担金の7,000万円の減額。農産漁村活性化プロジェクト交付金事業県補助金の2,196万円減額これらになっております。

歳出につきましては、地域活性化・住民生活に光をそそぐ基金への積立3,041万円、介護基盤緊急整備等事業費2,271万円、観光交流拠点整備事業費2億361万円の増額、地方道路交付金事業7,534万円減、城内診療所の累積赤字解消のための補助金3億8,000万円、事業確定見込により土地改良事業費2,730万円減額、子ども手当支給事業費8,710万円減額これらを計上し、財源の不足に対応するため財政調整基金2億6,200万円を取り崩しました。

以上によりまして歳入歳出予算それぞれ2億9,777万6,000円を追加し、その総額を332億3,969万7,000円としたいものであります。また実施に当たりましては繰り越しを要する事業について繰越明許費を追加させていただきました。詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 第5号議案についてご説明を申し上げます。概要につきましては市長施政方針資料15ページにも記載がありますのでご覧をいただきたいと存じます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入から説明を申し上げますので12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

第11款分担金及び負担金、12款使用料及び手数料、13款国庫支出金でございますが、それぞれ決算見込による計上でございます。ここでは説明欄下から4段目、地域活性化・住

民生活に光をそそぐ交付金が3,389万円ほど第二次交付限度額として確定通知により計上でございます。

14、15ページをお願いいたします。14款県支出金の部分であります。ここでも事業確定や決算見込による計上でございますが、説明欄中ほど上から6行目、地域生活移行促進事業補助金24万円ほどは、グループホームひまわりの改修補助、次の7行目、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金10分の10で2,271万円でございますが、国からの補正から小規模特別養護老人ホーム29床が1施設、認知症高齢者グループホーム1施設に対する補助金でございます。

16、17ページをお願いいたします。14款県支出金でございますが、ここでも事業費減等による計上が主であります。説明欄下から4行目、森林整備加速化・林業再生事業県補助金として9,565万円ありますが、今泉博物館関連再整備にかかる観光交流拠点整備事業であります農産物特産品直売所建設に木造公共施設整備補助のうち9,300万円の充当ということでございます。

16款寄附金であります。一般寄附金、ふるさと納税寄附金、指定寄附金と882万円ほどいただいておりますが、それぞれ記載のように寄附を賜ったものでございます。なお、指定寄附金のうち八海醸造様、日本容器工業様についてはトミオカ美術館に、南魚沼精神障害者家族会連絡協議会様につきましてはグループホーム改修への充当でございます。

18、19ページをお願いいたします。17款繰入金であります。財政調整基金2億6,200万円を取り崩し、これは残余とあわせて城内診療所清算分に充てるということでございます。

19款諸収入、20款市債につきましては、それぞれ見込み並びに事業精査からの計上でございます。

20、21は割愛をさせていただきまして22、23をお開きいただきたいと思います。事項別明細書3歳出からご説明を申し上げます。1款議会費でございますが、説明欄記載のように報酬改定に伴いまして147万円の減額でございます。

2款総務費1項総務管理費の説明欄の丸、行政共通事務費であります。400万円ほどの補正でございます。郵送料の追加計上でございます。次の広報公聴費、総合行政システム事業費、内部情報システム事業費はいずれも使用期間の繰り下げによる減額分でございます。次の高速インターネット、GIS関係は決算見込による補正でございます。丸の庁舎管理費では消雪パイプの電気料の追加でございますし、基金費では二次配分の住民生活に光をそそぐ交付金を、これは第22号議案でお願いをする南魚沼市地域活性化・住民生活に光をそそぐ基金条例による基金として積み立てをいたしまして23年度、24年度の2カ年にわたり利用するため、消費者運営費に703万円ほど、特別支援学級支援事業費に1,786万円ほど、介護認定調査支援事業費に551万円ほどを財源留保させていただくための積み立て費用でございます。

一番下の企画一般経費では、大原運動公園設計業務にかかる請け差の減額でございます。

24、25ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費の部分ではありますが、説明欄の丸、心身障害者施設負担事業費では歳入で触れましたグループホームひまわりの内部改修にかかる負担金でございます。以下、事業確定見込、決算見込による補正計上でございます。下から二つ目の丸、介護基盤緊急整備等事業費2,271万円ではありますが、歳入で受け入れた部分を施設整備費として補助するものでございます。

26、27ページをお願いいたします。1項社会福祉費の部分は決算見込によるものでございます。2項児童福祉費の部分も決算見込によるところでございますが、4目の児童福祉施設費は需用費の不足分の計上の他に、保育児童数の減などによる委託事業の減が主な部分でございます。

28、29をお願いいたします。ここでは一番上の丸、常設保育園施設整備事業費では菟神南保育園の工事請負差額340万円の減額計上でございます。

3項生活保護費では丸の生活保護費一般経費で21年度補助確定による生活保護費の精算分405万円ほどの計上でございます。

4款衛生費1項保健衛生費では、母子保健事業以下三つの丸がそれぞれ見込みによる不要額の計上でございますし、一番下の病院事業対策費3億8,000万円は城内診療所一時借入金、清算のための病院事業会計への繰出でございます。

30、31ページをお願いいたします。3項清掃費ではありますが、処理量の減それから経費削減といった面から処理内容の精査と効率の向上からそれぞれ減額計上ではありますが、中ほどの丸、可燃ごみ処理施設整備事業費3,230万円の計上は、熔融炉長寿化のため、ガスダクト耐火材の補修を行うための補正でございます。一番下の不燃ごみ埋め立て処分施設整備工事にかかる請け差分1,400万円の減額でございます。

5款労働費1項労働諸費でございますが、決算見込による減額計上でございます。

次に32、33をお願いいたします。6款農林水産事業費1項農業費でございますが、それぞれ決算見込並びに事業費の減によるところが主なところでございます。

2項の林業費では最初の丸の森林整備加速化・林業再生事業でカシナガ病害虫被害木抜倒駆除40立方メートル200万円、間伐事業委託30ヘクタール1,050万円の補正でありますし、以下は事業量の減による計上でございます。

34、35をお願いいたします。7款商工費1項商工費では決算見込による計上の他、二番目の丸、地場産業振興事業費として今泉博物館整備再生として観光交流拠点整備事業2億361万円ほどの補正でございます。

8款土木費2項道路橋りょう費では、事業精査、決算見込による他、社会資本整備総合交付金事業の交付決定による減が主たる要因でございます。

36、37ページをお願いいたします。ここでも今ほど触れました交付金の交付決定による減額でございます。4項都市計画費では最初の丸、基礎調査事業費を新年度、国庫補助で行う見込みとなりましたので減額でございます。5項住宅費につきましては実績見込による減額計上でございます。

38、39ページをお願いいたします。6項国土調査費は執行見込により、9款消防費の2件につきましては、いずれも請負差額の減額でございます。

10款教育費1項教育総務費は確定見込によるものでありますし、2項小学校費では管理一般経費の消耗品で、消防施設である消火用ホース、消火器の更新を。次の40、41ページですが燃料費の追加の他、統合小学校引っ越しにボランティアをお願いするためのお茶代、保険代、トラック借り上げ等の所要の経費の計上でございます。3項中学校費でも消耗品で消防ホースの更新他、燃料費の追加計上、教育振興費では1学年1クラスとなる大巻中学校の理科備品の追加購入費の計上でございます。5項社会教育費三つ目の丸で棚村基金運営事業費は23年度事業である人形展「昭和のこどもたち」を予定しておりますが、これの準備着手のための計上60万円、次のトミオカホワイト美術館運営費604万円ほどは、4月から市移管となる前準備並びに財団所有の図書購入費の計上でございます。

42、43ページでございます。6項保健体育費、11款災害復旧費は実績からの減額補正でございますし、12款公債費は財源更正でございます。以上が歳出の部分でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございますが、記載の35件13億1,811万円ほどを繰越明許といたしまして設定をさせていただきたいものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。第3表地方債の補正でございますが、所要の調整をいたしまして合計で3,530万円の変更増をお願いしたいものでございます。

最初に戻っていただきまして以上から歳入・歳出2億9,777万6,000円を追加させていただきまして、歳入・歳出総額を332億3,969万7,000円とさせていただきたいものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 3点お伺いいたしますが、まず13ページ、12款の使用料手数料の市営住宅使用料なのですが、説明では決算見込による減額ということですが、当初7,500万円くらいあって、そして21年度決算でも7,300万円くらいあるんですね。ここへきて600万円決算見込で減らすということは6,900万円くらいに使用料がなるのですが、大分これは落ち込んでいるのです。そこら辺、決算見込といえば決算見込なのでしょうけれども、そこら辺の理由をちょっとお知らせをいただきたいというふうに思います。

次に35ページ中段に直江兼続公伝世館管理運営費があります。説明がなかったのですが、これも決算見込でということなのでしょうが162万5,000円の減額です。これは印刷製本費なのですが、当初予算をみますとこの運営費は施設管理以外は印刷製本費、おおむねそれだけなので、それが減額になったということになりますと、何を予定していたのかはわかりませんが、積極的な事業がなかったのかなというような、ちょっとそういう気がしますので、というか組めなかったのかなという気がします。そこら辺の実情といいますが、そこら辺をちょっとお知らせいただきたい。

それともう1点すみませんが39ページですけれども、消防団運営費ですが消防団活動服

等購入費ですけれども、これも請負差額という請け差だということなのですが、当初多分雨具だかなんかで1,200万円くらい見積もっていたのですけれども、それがおおむね半分。半額になって喜ばしいことなのですから、そうなりますと逆を言えば当初の見積りはどうなのだということになるのです。そこら辺のここら辺まできたいきさつといたしますかをちょっとお知らせいただきたいと思いますが、以上3点お願いします。

都市計画課長 第1点目の住宅使用料の減額でございますけれども、大変申し訳なかったのですが、当初予算においては収納率を考慮に入れていなくて計上しておりましたので、実績によりこのようなかたちで減額させていただきたいということでご理解願いたいと思います。

産業振興部長 直江兼続公伝世館の件でございますけれども、当初実はチケットやパンフレット等の作成を予定しておりました。実はこの分につきましては大河ドラマ放映当時、伝世館の方のチケット等大分作成しておいたわけなのですから、正直、昨年5万8,000人が約1万人割るぐらいの入場者であったという部分で、十分それでまかなってしまったものですから、この分をそっくり使わなかったということで減額させてもらったということでございます。

総務部長 消防団の部分でございますが、お話のように雨合羽と申しますか合羽と申しますかのわけですが、湯沢消防団が先に配置されていまして、それと同じものということで入札をした結果でございますので、安く入札をいただいたというふうなことしか答弁ができません。以上でございます。

中沢俊一君 35ページになりますが地場産業振興事業のことでございます。1年多分このハードの建設が繰り上がったわけでありまして、大事なことはここに加わって活動をする生産者の組織、指導こういふことだと思っております。その指定管理者はいつごろ決まるのか教えていただければと思います。

産業振興部長 指定管理者の件でございます。この件につきましては本3月議会におきまして、この観光交流拠点の設置条例並びに指定管理の部分について条例のお願いをしたいというふうにご検討しているところでございます。

それでここで条例で認めていただけたならば、予定としましてはその後、指定管理者の公募を出して、何とか6月ごろには指定管理者を決めたいというふうに今、そのようなスケジュールで考えているところでございます。

中沢俊一君 それに手を挙げようという気持ちのあるトップに、この間少し会うことができました。確かに今言われたようにその頃になるのかなというお話ですが、2月15日に実は市の主催でしようかね妙高、新井、柏崎、上越。今、冬場頑張っている直売所を見てまいりました。私も参加させてもらったわけですが、ある直売所でもう10年もたっているわけですから、指定管理者を聞いてみたら測量会社だということなのですよ、測量会社。当然その地域にも農業関係の専門の組織はあるわけでしょうし、これだけやっぱり厳しい時代になってきますと、その管理を何と申しますか受諾するその指定管理者の経営能力といた

ますか、指導能力、販売能力そういうことにやっぱりことの成否が影響されると私、思っています。本当になるべく早くその指定管理者と市の方とで話をつめた中で、生産者組織が指導そういう体制を作り上げていただきたいと思っております。

産業振興部長 そのようなかたちが当然望ましいというふうに考えておるところでございます。当然、生産者組織というのは、道の駅を運営していく中で非常に大事な部分であるというふうに捉えておりますし、そこを管理運営をしていくということは当然経営の部分に相当の知識が必要だろうというふうに考えている、捉えているところでございます。そのような中では当然これから公募をするわけでございますが、その中でそのような部分で十分審査していただいた中で適正なる管理者を選んでいく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

岡村雅夫君 17ページのふるさと納税寄附金についてちょっとお尋ねしますが、332万5,000円だかの325万円松田モデル従業員一同とあります。内容を少し教えていただきたいのですが、一同ということはどの程度なのかという、従業員がどれだけいるかわかりませんがお聞きします。

それから37ページ、個人住宅リフォーム事業で250万円のマイナスということで、今年度頑張っていたいただいたものなのですが、これは5,000万円、5,000万円が1億円という、その残7千何百万円の交付だったということで、そういうふうに理解していいのかひとつお聞きします。

もう1点が41ページ、トミオカホワイト美術館運営費ということで、先ほどの質疑の中では1月1日からは市がやるということですが、この美術館ということになると学芸員とかいろいろ必要だと思うのです。そうした中でこういった体制なのかひとつお聞きします。以上です。

建設部長 37ページの住宅リフォーム250万円の減でございます。これにつきましては当初5月の補正予算において5,000万円を計上させていただきました。その後、申し込みが多かったということで7月に2,900万円を計上させていただきました、合計7,900万円、そのうちの250万円を残ということで見込んだということでございます。議員言われた1億円ということではなくて7,900万円の中の残ということでございます。以上でございます。

総務部長 先ほどの松田モデル様の部分でございますが、数にして87名ということで、記載の方は従業員一同様という記載にさせていただいたということでございます。

社会教育課長 それではトミオカホワイトの管理運営についてですけれども、3月の議会中に指定管理の設置条例を出す予定になっておりますが、財団さんの方におかれましても既に県の方から、それぞれ解散及び財産処分許可申請書、それから寄附行為変更認可申請書等も提出されておりましたが、許可が既に下りたということで、指定管理に向けて対応したいとは思っているのです。ただ、財団の清算事務等もかかるというようなことも聞いておりますし、それが整理がつくまで6月になるのかどうなのかわかりませんが、当分の間

は休館をしないで継続をしていくということを最大限考えております。できれば市で直営であっても継続をして休館をしないで管理をしていくということをお願いしたいと思っております。

市長 学芸員につきましては、市の職員にも学芸員を持っている方もいますし、例えば今の文化スポーツ振興公社の方にもそういう方もいらっしゃいます。それから、もし、今のトミオカ財団法人が残務整理等のために例えば2カ月であればまたそれなりに、そこに一時的には市に完全に移管をするまでは、その方を臨時で採用するとか、いろいろな方法がありますのでそれは十分対応はできますので大丈夫であります。

岡村雅夫君 87人の従業員というかたちですが、この処理というのは多分ふるさと納税というのは個人なのですよね。そうしたところにこういった松田モデル様というかたちで紹介しなければならぬ理由というのは、何だかなというふうに思ってしまうのですよね。個人でふるさと納税をするのですよ。そうしてそれについて減税を受けるということですので、何かあるのかなというような感じを持たないような記述の方がいいのではないかなというふうに思います。

そして従業員一同というあたりも、何かこう要するに全員とすれば、何かその何といいますか社を挙げてというような感じの、要するに強制的な部分もありはしまいかというふうにも取られますので、そういうことを要するに名前はいかがなものかなというふうに思いましたのでご指摘申し上げます。

そしてリフォームのことについてはわかりました。

それでトミオカホワイト美術館の今の社会教育課長さんの話でいきますと、指定管理者制度をということでありまして、今まで財団が独自に寄附金等をいただきながらやっていたということと、今度市に移管して市から指定管理委託料をいただいてやろうとしているのか、今の説明はそこがちょっとはっきりしませんので。新たに違ったその今スポパラというような話もできましたけれどもそういったかたちになるのか、その辺がまだこれからのことですが、今のトミオカホワイトの白の世界ですか、その財団とは別になるというふうに考えていいのですかひとつお聞きします。

総務部長 松田モデル様のことににつきましてはもちろんおっしゃるように、ふるさと納税は個人でございますので、いただいた方個々の処理を私どもはしております。ただ、予算書に載せていかどうかそこもあるのですが、87名ざっと載せるのも一つのやり方でしょうけれど、一同ということで代えさせていただいたものでありまして、全く他意はございません。

それから強制であるかどうかについては、私どもはもらう側ですので、そこまでの詮索はいたしておりません。以上です。

市長 松田モデルさんは社長がご存知のようにこちらの出身で、ふるさとのために役に立ちたいということで前回も千数百万円の、それはまたやっぱり松田モデルさんの社員の皆さんがそうでしたけれども、個人的に何百万円だったか、一千万円超えたのかな。で

すので、今回も相当額はいわゆる社長個人であります。あとはやっぱり会社の社員の皆さんは新潟にも工場がありますしね、そういうことで社長のふるさとにやっぱりきちんと恩返しをしたいとこういうことですから、強制なんてことは全くあり得ないことでありまして、まさに自主的に大変な額のご寄附をいただいているということでご理解いただきたいと思います。

今の財団法人白の世界文化村は解散しますから、ここに委託ということはあり得ませんので、市の直営、あるいは文化スポーツ振興公社。今、念頭においておりますのは今泉博物館が今度は博物館法を離れて、あそこがいわゆるそういうことではなくなりますので、そこを指定管理から外して、やっぱり職員もちょっとそうなりますとスポーツ振興公社の方で抱えている職員がそのままですと余りますので、できればトミオカホワイトの方にその部分を移していければという思いで今考えているところであります。

岩野 松君 今回その今泉博物館の金額約3億円近くのが補正で出てきています。最近、12月のときもそう思ったのですけれども、非常に大きな額が補正で出てきて、それが補助金とか交付金とかそういう関係もあるのだらうと思いますが、本予算で審議しないで大きいことがこうやって決まっていくなというのが、ちょっと私にとっては承服しかねる部分もあるなという思いですので、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと細かいことで31ページの可燃ごみ処理施設、決算の状況で修繕以外は全てマイナスの数字が出ていますけれども、ごみの量そのものも減っていると考えていいのだからどうかお聞かせください。以上です。

市長 最初の件ですけれども、補正で今だってこのことばかりではなくて、住民生活に光をそそぐ交付金、あるいはきめ細かな交付金、昨年度は5億円も入ってきたわけです。ですから、我々は当初の予定とすれば、その今の観光交流拠点は24年度そういう思いできましたけれども、ここで森林加速化・整備何とか交付金これが9,000万円以上どうも満額対象になりそうだと。そうなればやっぱり市の予算を、少しでも市の支出を少なくするためにこれは使う、これは当たり前のことですね。

大型のものが、大型のものがとおっしゃいますけれども、審議はどうぞこの補正予算の中でよくやってください。当初予算と補正予算は別に審議の時間を削っているとか、おろそかにしているなどということはありませんから、十分ご審議いただいてまたご決定賜りたいと思っております。

それからごみは先ほど説明しましたように、ごみの減量化に取り組んだ結果も含めてこういうふうに減額しているということでもありますから、量は減っております。減っておりますが、どのくらいの量だということになれば、担当課長はいないかな、では部長から量がどのくらい減っているかということは申し上げます。

市民生活部長 ごみの処理の数量につきましては、行政報告の資料の101ページの方に載せさせていただいてありますが、この資料でいきますと今年の4月から1月までが2万215トンというふうなことでございまして、これは21年の状態で見ますと2万1,022

トンということで全体的に減ってきております。し尿の方も4月から1月で2万8,635キロリットルですが、これも21年の1月にみますと3万2,973キロリットルですのでこちらの方も減っていると。以上でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第5号議案 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第6号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第6号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。本補正予算は決算見込に伴う事業費の過不足額の補正でありまして、歳入歳出予算にそれぞれ600万4,000円を追加しその総額を62億4,231万円としたいものであります。詳細につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは予算書の8、9ページ事項別明細の方で説明をさせていただきます。まず歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。2節の滞納繰越分でございますが、総額には変わりはありませんけれども医療給付費分、それから後期高齢者支援金分それぞれ決算の見込みから医療給付分については800万円の減額、支援金分については800万円の増額というふうなことで補正を組み合わせるといってございます。

それから3款2項1目財政調整交付金152万1,000円の減額でございますが、この中に今年度、国保総合システムの改修費を予定していたのですが、支払いは年度内に済むのですが、歳入の方が23年度にずれこむというふうなことで、今回のこちらの方からは減額というふうなことでございます。

それから4款1項1目療養給付費等交付金で4,066万6,000円の増額でございますが、これは退職被保険者に対する交付金というふうなことで、診療報酬の支払基金からの交付決定額が増額するというふうなことで増額にしております。

それから8款1項1目高額医療費共同事業交付金1,650万8,000円の減額でござい

ますが、これは1件80万円を超える部分について国保連から交付される部分でございますが、これの減額部分ということで精査させていただきました。同じく2目の保険財政共同安定化事業交付金1,913万3,000円の減額でございますが、こちらの方も同じように額の決定に伴って減額するものでございます。

それから12款1項1目一般被保険者滞納金でございますが、150万円の増額ということで実績に基づき増額をするというふうなことでございます。

10、11ページの方をご覧いただきたいと思います。12款4項3目一般被保険者返納金100万円の増額でございます。これにつきましても実績に基づき増額するというふうなことでございます。

続きまして12、13ページをご覧いただき、歳出の方でございます。1款1項1目一般管理費これにつきましても総額の方は変更はございませんが、共済費の中で臨時職員にかかる社会保険料不足が生じるというふうなことで賃金との組みかえでございます。

それから2款1項1目一般被保険者療養給付費、これにつきましても総額は変わらないわけですが、共同事業の交付金だとか医療給付費等の交付金のそれぞれ決算見込に伴って組み替えをするというふうなことでございます。

それから7款1項1目高額医療費拠出金144万2,000円の増額でございますが、これにつきましても国保連からの額の決定に伴い増額するものでございます。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金374万4,000円の減額につきましても同様に額決定に伴う減額でございます。

12款1項1目予備費これにつきましては財源調整で残額を追加計上する。以上の内容でございます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長 採決いたします。第6号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20、第7号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計補正予

算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第7号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。本補正予算につきましては介護サービス事業費精査による増減及び国県負担金の内示等により補正をするものであります。

歳入につきましては国県負担金等は本年度交付額の内示による減額分を計上し、これに伴う歳入不足分につきましては、介護給付費準備基金の取り崩しにより補てんをするものであります。

歳出につきましては介護給付費において、平成21年度繰越事業や22年度整備予定の地域密着型介護施設等の開設が遅れたことによる減額及び住宅改修が大幅に増加したことによる使用額の追加などを計上いたしました。

また、地域支援事業費につきましては、事業精査による組み替えをお願いするものであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7,037万6,000円を減額いたしまして、その総額をそれぞれ50億5,854万9,000円としたいものであります。詳細につきましては福祉保健部長に説明させますのでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長 それでは事項別明細で説明を申し上げます。8ページ、9ページをお願いしたいと思います。8ページ、9ページの歳入でございますが、1款保険料でございます。決算見込により559万5,000円を減額するものでありますけれども、減額の要因であります被保険者の減ということでございまして、見込みより100人程度、被保険者が減っているというような状況でございます。

それから4款の国庫、それから5款の支払基金交付金、それから6款の県支出金につきましては、先ほど市長が申し上げましたように22年度分の決定内示があったということで、それによりまして4款につきましては6,057万円、それから5款の支払基金交付金につきましては8,523万円、それから6款の県支出金につきましては3,883万円を減額するものでございます。なお、この減額による歳入不足分については準備基金を崩して補てんをするということになります。

それから7款でございます。財産運用収入ということでございますが、準備基金の利子をここに計上をしてございます。

それから10ページ、11ページをお願いいたしますが、10ページ、11ページの8款であります。8款の1項の一般会計の繰入金につきましては、歳出の方の給付費の減額に連動しまして2,136万円ほどを減額するものでございます。それから4目、5目につきまして事業費の組み替えでございまして、事業費の組み替えをすることによりまして一般財源から国の補助金の対象にするということで予算を組み替えるものでございます。それから2項であります基金の繰入金ということでありますけれども、1項の基金の繰入金につきましては、先ほど申し上げましたけれども、歳入の4款、5款、6款の国県あるいは支払基金の減

額による歳入不足の補てん分ということで5,476万1,000円をここに計上いたしました。

それから12、13ページをお願いいたします。歳出でございます。2款の保険給付費でございます。これも市長の方から先ほど説明がありましたが、施設整備によるサービスが見込みよりも半年ほど遅れたということでそれぞれ減額計上をするものでございます。それからサービス計画給付費でございますが、私どもの見込みよりも実際が2パーセント、1.5パーセントほどの伸びになっているということで、不足見込額としまして300万円をここに計上をしてございます。

それから2項の介護予防の方ですけれども、住宅改修がここに増えておりますけれども、実際には住宅改修の申し込みが64件、金額にしまして592万円ほどに実績はなっております。昨年比、申し込み件数で3倍、それから金額でもって2倍ほどの伸びということで不足見込額の150万円をここに計上をしたところでございます。3項、4項については財源内訳の変更でございます。

14ページ、15ページをお願いしたいと思いますが、5項でございますけれども高額医療合算サービスでございますが、これについては実際に22年度が実際のサービスの初年度となるということでなかなか見込めなかったわけですが、県の方から支給決定見込額が示されたということで不足分をここに計上をしたものでございます。

それから6項の特定入所者のサービス費でございます。ミニ特養でございますが2月の21日に竣工しました苗場福祉会のミニ特養が3月からのサービスということになりましたので、予定をしていた額をここで減額をするものでございます。それから2目につきましては財源の変更でございます。

3款でございますが地域支援事業費は予算の組み替えをお願いするものでございます。

それから6款でございますが、歳入でも載せましたけれども、準備基金の利子を基金の方に積み立てるものでございます。説明は以上でございます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけちょっと確認させていただきたいのですけれども、11ページの準備基金繰入金なのですが、5,400万円繰入れるということになるわけですが、その基金残高はこれによってどのくらいになるのか。そこだけお願いします。

福祉保健部長 22年度末でありますけれども、基金残高としましては2億6,700万円ほどになる見込みでございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長 採決いたします。第7号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、第8号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第8号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第3号)について提案理由をご説明申し上げます。本補正予算につきましては歳入・歳出とも事業確定見込に伴う事業精査による補正と、繰越明許費の設定であります。

歳入では主に負担金及び分担金で278万円の増、使用料及び手数料で100万円の増、国庫補助金で100万円の減、繰入金で962万円の減、諸収入で905万円の減、市債の4,470万円の減が主なものであります。

歳出では主に総務費の排水設備等改造資金預託金これが20件の予定が5件と減ったわけでありますからこれらが714万円の減、施設管理費では除雪費等の計上に378万円の増、下水道事業費では各事業精査により4,765万円の減、公債費では958万円の減額であります。あわせて繰越明許費の設定を行いたいと思っております。

歳入歳出それぞれ6,059万8,000円を減額し、予算総額をそれぞれ64億1,699万4,000円としたいものであります。詳細につきましては企業部長に説明させますのでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

企業部長 それでは3ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金の補正でございますが、これは事業確定による補正でございます。特環の分担金減年度分として400万円、それから浄化槽関係で23基予定しておりましたが、21基というようなことで確定になりました。その増が18万円。これは基が減ってもやはり人数層が増えいくとやはり多くなるというような結果になっております。そんなことで増額18万円というようなことで、合わせまして418万円の増というかたちになります。

それから負担金におきましてはこれも実績見込の減額というようなことで140万円の減、これは公共下水道の現年度分でございます。

それから2款使用料及び手数料の欄でございますが、100万円の増を見込みます。これは実績見込額が確定したことにより特環の使用料は100万円の増というかたちになります。

それから3款国庫支出金でございます。これも確定見込でございますが、浄化槽市町村整備の設置基数が21基に確定したための補正減でございます。これが100万円。

それから5款繰入金の欄でございますが、962万円の減というかたちですが、繰入金事業見込の確定額、主なものは公共下水関連の416万円の減、それから浄化槽の646万円の減が主なものでございます。

それから7款諸収入でございますが、905万6,000円の減額補正でございます。これは先ほど来、提案の中でお話がありましたが、貸付金の元金収入であって宅内排水設備資金の額が確定したためというようなことで、20件予定しておりましたが5件というようなことでございます。

それから市債は事業確定により4,470万円の減額をするものでございます。

それから次のページをお願いします。4ページ、支出の総括表でございますがよろしくお願ひします。1項総務管理費においては714万3,000円の減額を補正するものでございますが、これは主な内容としまして先ほどもちょっとお話がありましたが、排水設備等改造資金の預託金の額が確定したというようなことで、905万6,000円を減額するものであります。それで実績見込等でもっともっと借り手があるかなというようなことでしたが、なかなか余り借り手がなくて22年度新規は5件というようなことで、今までの累計でみますと現在、貸付者35件のうち今年度が5件というようなことで継続してやっていかなければならないと思っています。これは預託金ですので、実質貸付残高は1,418万円ほどあります。その2分の1が預託金として709万4,000円というかたちになって、これが先ほど言った数値の大半がこれでございます。

それから2款施設管理費、これは主なものが農業集落排水施設の屋根の雪庇等を含めた中で除雪を計上したと。それから管渠の修繕費を計上いたしました。これは農集の関係においてはそういうかたちですが、マンホールポンプがたまたま落雷事故というようなことでそれも一応見込んでおります。

それから3款下水道事業費でございます。これ4,765万7,000円の減でございますが、主なものは工事費。流域関連の建設負担金これが1,889万円ほどの減でございます。これが管渠の耐震工事というようなことで、ほぼそれが確定したのだというようなことでございます。

それから公債費につきましては事業の確定により958万3,000円を減額するものでございます。

それから次のページをお願いしますが、5ページをお開きください。5ページは繰越明許でございます。4件ほど載っておりますがその繰り越す明許の金額そのものは4億8,495万4,000円というかたちになります。これは一番上の方は施設管理費で処理場というようなことでこれが城内西部処理場のものでございます。

それからその下の下水道事業費というようなことで5,300万円ほどありますが、これは未契約で新年度になってから契約するというかたちになろうかと思ひます。

それからその下の上から三番目、特環の公共下水道事業で4億2,221万円というような、これは12月補正でやはり国の事業でいただいた追加予算のもので、一応契約案件がその中で4,213万円、それからこれから未契約で3億8,200万円ほどその中で繰り越していかなければならないというかたちになります。それで4億2,221万3,000円というかたちになります。それから一番下段の欄でございます。農業集落排水事業これが81万6,000

円ほどですが、これは契約済みでございます。

それから次のページをお願いします。これ地方債の補正で先ほど縷々話をしましたが、この限度額の変更でございます。総額で4,470万円ほどの減額補正でございます。よろしくご審議のほどご決定を賜りますようお願いを申し上げます。説明は以上とします。

議 長 質疑を行います。

山田 勝君 以前にも一度お伺いしましたけれど、ページ数でいうと13ページです。宅内排水設備資金貸付の関係ですが、私も実は自分のところをつなぐときに貸していただきました。30数万円でしたけれども、それについて農協さんを窓口にしたのですけれども非常に煩雑です。その後、改善するように提言したのですけれども、どのようになっていますか。

下水道課長 この貸付資金につきましては各銀行さんに預託をして、貸し付けの事務は全部銀行さんで初期設定はやってもらうというようなかたちになっておりますけれども、その辺の対応の仕方が悪かったというような話だとは思うんですけれども、私どもの方には今のところ、今年の部分ですけれども話はないのでそのままになっているかな、というふうに私は思っておりますけれども。

山田 勝君 毎年更新で、ではその返済の証明書をもってこいだとか、100数十円の利息補給をいただいたのですけれども、これだったらやめた方がいいということで最終、私はやめさせてもらいました。今、下水をつないでその収益をもっと上げるべきだという状況にきている中で、相変わらずそのまま継続しているようではその下水の接続普及につながっていかないと思うのです。今、住宅リフォームなんかでも逆に補助を出してやっているような状況で、ですからもっともっと下水道の普及促進を図るには、ちょっと制度を見直すべきではないかなと思っておりますのですがいかがですか。

企業部長 長年続けたこの改造資金でございますので、それをいったん、余り借り手がないからというようなことでやめるのは、なかなかできないと思います。まだ下水が25年まで続いている中で、遅くいったところだってやはり同じ権利があるというようなことを考えると、まあまあ制度は残した中で、できるだけ借りやすいようなかたちの制度化は当然必要ではないのかなと思われま。ということは今2.5パーセントだかの金利をいただいているそれをもっと今の現状にあわせた2パーセントぐらいで運営ができるようなかたちにすればもっといいのだからかもしれません。

それから銀行が窓口ということになりますと、やはり貸した金はいずれにせよ回収はしなければならぬとは思いますが、そこらあたりで非常にその手続上もあるし、後々の貸し付けが滞った場合の催告等も市ではやると思いますが、そこらあたりも考えた中で今後こういう制度を長く事業が終わるまでは続けさせていただきたいというのが、我々の願いでございます。

山田 勝君 ぜひ、下水接続促進という観点をもって、もう少し借りやすくやっていくべきだと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第8号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第9号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第9号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。本補正予算は収益的支出の補正であります。内容といたしましては、営業外費用の消費税及び地方消費税において給水収益の増加による仮受消費税の増加と事業費等の減少による仮払消費税の減少により消費税の増額が見込まれ、1,900万円を増額するものであります。それによりまして総額を22億88万2,000円と定めたいものであります。詳細と申しますかこういうことでありますので、若干の補足説明を水道事業管理者よりしていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者 それでは第9号議案の説明に入らせていただきます。これは先ほど提案でそっくり述べられた内容で、水道料金が増える、料金で消費税をいただいておりますので、それに基づいて仮払いをやっているのですが、それと事業をやった場合、相殺する場合があります。事業費が減少することによってしたことによって1,900万円を余計向こうの方へ払わなければならないという、これが3月31日で閉めて3カ月以内にこの確定申告をしなければならないことになっております。そうしますと今の見込みでいきますと2,700万円ぐらいの予算しかなかった 2,800万円ですか、2,806万9,000円今までであったところを、4,700万円払わなければならないということになりますと1,900万円の確定申告をしなければならないというかたちになります。

それがさっき事業費との差し引きで、やはりそういう結果が現れるというようなことになりますと、非常に仮払いとその関係が出てきますので、我々は6月ごろになるとそれを、還付になりもらうか、払うかどっちかになりますので、今年の場合はそれが確定でそれだけ払わなければならないというかたちになります。これは他の言い訳ができませんのでそんなことで説明に代えさせていただきます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第9号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第10号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第10号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。平成23年度に城内診療所を病院事業会計から切り離し、特別会計により運営するため平成22年度において城内診療所の一時借入金を清算するため、一般会計からの繰入金3億8,000万円を収益的収入の医業外収益に計上しまして、病院事業収益の総額を45億3,085万円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。これはそっちは説明ありません。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第10号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩とします。休憩後の開会は4時30分といたします。

(午後4時21分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時32分)

議長 日程第24、第12号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第12号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について提案理由をご説明申し上げます。平成23年度予算は保険税の課税限度額を73万円から77万円とするなど、制度改正及び医療給付費等の伸びを見込んで編成をいたしました。歳入ではこれまで支払準備基金を取り崩し、保険税の増加を抑えてきましたが、この支払準備基金が平成22年度末でほぼ底を尽く状況になりました。

国保運営協議会におきまして、平成23年度以降の国保税のあり方等について検討してきた結果等を踏まえ、急激な国保税の増加を抑えるため一般会計からの法定外繰入を行い算定をさせていただきました。また、前期高齢者交付金につきましては前年度比3億1,079万円増の11億3,640万円を計上させていただきました。歳出では、一般被保険者療養給付費において前年度比8,600万円増の32億9,300万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳入・歳出の総額を平成22年度比、それぞれ2億7,510万円、率にして4.5パーセント増の63億9,200万円としたいものであります。大まかな概要につきまして市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは予算書の279ページ、歳入歳出事項別明細の方で説明をさせていただきます。

まず歳入の関係であります。1款国民健康保険税であります。保険給付費等の総額から国県への支出金、及び特定財源、先ほど話にありました法定外繰入の1億円、これを除いた税の依存額といたしまして17億5,258万円ほどを計上したものでございます。前年度比1億1,473万円ほどの減額となりましたが、これは平成22年度につきましては、5月に基金繰入1億5,000万円、これを増額補正させていただきました。

ここを考えますと、補正後の額で比較すると3,500万円ほどの増額というふうなことになりますので、今の段階ですと保険税の値上げは必要になるというふうな形になっております。昨年、国保運営協議会の検討のときには、国保税の伸び率を5パーセント前後とするためには、3億円程度の繰入れが必要というふうなことで説明させていただきましたが、その後、前期高齢者交付金が前年度に比べて3億1,000万円ほど増額になる見込みになったというふうなことで、これらの相殺により結果的に法定外繰入を1億円程度で、先ほどの5パーセント前後というふうなところに達するというふうなことでございます。

ただ、今の段階では、国保税の課税標準額となる平成22年分の所得額、それから繰越金等についても確定していないわけですので、新年度の税率等の算定の場合は、これが確定した段階で国保運営協議会からの意見を尊重しながら極力保険税のアップを抑えてい

くというふうなことで決定していきたいというふうに考えているところでございます。

それから3款の国庫支出金14億9,668万円ほどでございますが、これは療養の給付費等に要する費用にかかる国の負担分ということで34パーセント相当額。それから財政調整交付金等にかかる支出金でございます。

4款の療養給付費等交付金3億1,798万円ほどでございますが、退職者医療にかかる被保険者、保険等の保険者からの拠出金でございます。前年度比5,703万円ほどの増額であります。退職者、被保険者数につきましては1,251人と、前年度より198人の増加を見込んでいるところでございます。

5款の前期高齢者交付金11億3,640万円でございますが、これはこの中には21年度の精算分が1億3,207万円、それから当年度分ということで10億433万円が含まれておりますが、65歳から74歳の前期高齢者の医療費にかかる財政調整制度というふうなことで、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございます。先ほど申しましたように前年度比3億1,079万円ほどの増額になっておりますが、前期高齢者の加入率、それから前期高齢者にかかる療養費等で調整をされるというふうな内容でございます。全国平均の前期高齢者加入率は12.4パーセントになっておりますが、ここが市では26.5パーセントというふうなことで交付を受ける要因になったところでございます。

6款の県支出金2億9,098万円につきましては、県の財政調整交付金ということで、療養給付費の7パーセント相当額がきております。

それから7款連合会支出金100万円でありましたが、保健事業に対する補助金ということでございます。

8款共同事業交付金8億5,098万円ほどでありましたが、各市町村が拠出して1件30万円以上の医療費について、県単位で調整をするという保険財政共同安定化事業交付金、それからさらに1件80万円以上の部分の高額医療費、これについて財政の調整を行う部分、高額医療費共同事業交付金というこの二つがここに含まれているということでございます。

それから10款の繰入金4億9,312万円ほどですが、保険税の軽減分、それから人件費、出産育児一時金、一般事務費、保険財政の安定化等の財源として一般会計からの繰入金と、先ほどの法定外繰入1億円、これを含んでおります。それから基金の残高ですが、平成22年度末における残高は1,628万円というふうなことで見込んでいるところでございます。

11款の繰越金は3,000万円ということで予定をしております。

12款の諸収入2,134万円は、延滞金だとか出産費の貸付金、交通事故の第三者納付金等を計上いたしました。

280、281ページ、歳出でございます。1款総務費、1億2,813万円ほどでありませんが、これにつきましては職員15名にかかる給料、手当等でございますし、ここにはレセプト点検の専門員を今2名お願いしておりますが、こちらの賃金等も含まれております。

2款の保険給付費40億2,841万円ほどでございますが、前年度費8,600万円2.2パーセントの増額でございます。被保険者が1万9,129人で前年度より433人増になる

というふうなことで考えております。それから基本となる医療費につきましては過去の動向等を見まして伸び率を勘案して計上いたしました。

それから3款、後期高齢者支援金等として8億1,709万円ほどでございますが、前年度比6,369万円ほどの増額でございます。後期高齢者医療保険制度の発足に伴い、各保険者が全体の40パーセントを支援金として出すというふうな仕組みでございます。

それから4款の前期高齢者納付金等237万円ではありますが、65歳から74歳の前期高齢者の加入割合によって負担が生じてくる納付する部分でございます。

5款の老人保健拠出金2万円ではありますが、これは老人保健特別会計が22年度で終わりましたので、過年度精算がでた場合にこちらの方で受けるというふうな形でございます。

6款、介護納付金3億9,847万円でございますが、40歳から64歳まで第2号被保険者の介護保険の関係の納付金でございます。

7款の共同事業拠出金といたしまして8億6,294万円ほど計上いたしました。高額医療費拠出金と保険財政の共同安定化事業にかかる拠出金でございます。

それから8款の保健事業費8,786万円でございますが、保険者に義務付けられております特定健診、医療通知事業、それから人間ドックの助成等をこちらで実施をして参りたいと思っております。

11款の諸支出金1,034万円は、前年度比50万円の増額になっておりますが、一般被保険者の保険税の還付金を増額させていただいております。

12款予備費5,584万円、前年度比192万円の増額ということで計上させていただきました。

以上で概要説明を終了いたします。

議長 質疑に入る前にお願い申し上げます。これからの特別会計、事業会計はそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、所管の委員以外の議員の方に発言をなるべく譲るようにお願いいたします。

それでは質疑を行います。

岩野 松君 1点だけお聞きしますが、この前のこの国保の委員会の中では、3億円ぐらいは一般会計の繰出しが必要かなという予測もあった中で、では5パーセントぐらいは仕方がないかみたいな形でそういう案が出たというふうに私は記憶しているのですが、今回の見込みからすると1億円で納まってあれですか、あと5,000万円加えれば値上げしないで済むという数字らしいのですが、その5,000万円を3億円の予測だったものが1億5,000万円にできなかったということ、もし理由なり思いなりがあったらお聞かせください。

市民生活部長 はい、国保の運営協議会の中では据置きというふうな話もございました。その時点は3億円という話をさせていただいたのですが、その後、先ほど説明したように、前期高齢者の関係で1億円程度で済むということで、12月24日付けで運協の方から意見書が出されております。そのときは金額で幾ら法定外を出してというふうなことではなくて、

この経済情勢を考えると5パーセント前後の保険料の増額はやむを得ないのではないかと。その辺でやっていただきたいというふうな意見で、5パーセントということで意見書をいただいたところでございます。

これからも繰越金が出るとかそういった他の要素で、逆に3億円とって金額をしばってしまうと、値下げするなりそういったことになるわけですが、そうした場合に国保に入っていられない方の理解が得られるかどうかということ、運営協議会の中でも話をさせていただいた結果が5パーセントというふうなことになったわけでございます。

今ほど話がありました5,000万円ということですが、先ほど話をしましたように3,500万円程度で大体税の必要額、不足分が賄えますので、それを上乗せすれば、大体今の段階です、今の段階では据置きという形になるかと思えますけれども、前段申し上げましたように、市民全体の思いとしてこの経済状況を考えると5パーセント前後だということで、それを基本に今、予算編成をしたところでございます。これからまた他の市町村の状況だとか繰越金とかいろいろなまた条件が変わってきますので、そういったことを受けてさらに税率を確定する段階で整理していきたいというふうに思っているところでございます。

寺口友彦君 法定外繰入を含めまして4億9,000万円ほど繰入れをしてできるだけ値上げをしないようにという方針でありましたけれども、資料を見ると均等割と平等割については値上げをしないと。ただし、所得割については3.96パーセントぐらいの値上げをお願いしたいという方向でありますけれども、納められる方には納めていただくというそういう方針であろうというふうに思います。これは今後ともそれを継続していく方向だろうと思えますけれども、そこを一つ確認をしておきたいと。

もう1点は22年度の報告によりますと、短期証3カ月では84名、資格証が39名で前年に比べて34名ほど増加をしているというこれに対応した中で、均等割、平等割については値上げをしないというそういう方向であろうと思うのですけれども、そうした中でも当然、基金の残高がございませんので資金ショートを起こした場合についてはどうするかということ、これを2点目としてお伺いします。

市民生活部長 まず低所得者の関係につきましては、極力保険税を上げないということで、先ほど言いましたように応益部分を極力抑えていきたいということが基本でございます。今の試算では応益・応能大体50ぐらいで、もうそんなに影響が出ないという考え方になっておりますが、これも税率の確定の段階で再度計算をし直しまして、応益・応能の割合をもう少し応能の方にウェイトを置く必要があるということであれば、そういったことも検討しながら極力、その定額の部分を抑えていきたいというふうに、増加を抑えていきたいというふうに思っております。

それから短期保険証につきましては、制度的に発行するというふうなことになっておるわけでございますので、こういったことも今まで6カ月だったものを3カ月に期間をせばめて、納税相談を頻繁にやるということで今取り組んでいるわけです。そういったことをしながら、納税相談とそれから納税意欲の向上、両方のためにはこれは効果があるというふうに考えて

おりますので、引き続きそういったことも取り入れながらやっていきたいというふうに思っております。

さらに収納というか保険税が少なくなった部分についてはもう財源がございませんので、今1億円を予定しておりますけれどもこれを幾らまでというふうなことで、その不足の部分については法定外の繰入れで手当てしなければ、財源が他にないという状況でございます。そういったことも税率の算定の段階でよく考えていきたいというふうに思っております。

寺口友彦君　もう一度、応能・応益の部分で、世間一般では富裕な高齢層といいましゅうかそういう方たち。今回は上限が77万円ということで設定してありますけれども、その納められる方というところであれば、そういう方たちの負担をさらにお願いをしていくという方向が、これからは必要ではないかと思うのです。そういう部分についての検討というものは、その運営委員会の中でなされましたか。

市民生活部長　ここへ来て限度額が4万円ぐらいずつ上がってきております。この傾向というのは今後も続くのではないかというふうに思っております。国の方は健保でもって80何万円だかが上限になっているのです。その辺を見ているみたいですので、そういった流れからすると、この辺をもう少し負担能力のある方から頑張ってもらって、全体の低所得者対策というふうなことでやっていくというふうなことで、この限度額を上げるということは中間の所得層の方の負担を軽減するということが大きなメリットです。そういったことも考えて、この上限自体はこれからもう少し上がっていくのではないかというふうに思っております。

中沢俊一君　踏み込んだ質疑は担当委員会にお任せするとしまして1点だけお伺いします。たまたまといいますが、前期高齢者の交付金が3億円入ってきたと。この辺の今後の見通しがこのような方向へつくのかどうか。それから、仮に法定外繰入が今期は1億円で済むわけでありましてけれども、これからこれが膨らんでいった場合、それこそ全所帯に占める国保の割合、あるいはまた市民に対する国保の割合。こういうところの市民の皆さんから納得していただけるだけの繰入れといいますが、その辺の理由付けといいますが、そのことについて今回は余り見えてこないものですから、どのように考えたらいいか聞かせてください。

市民生活部長　前期高齢者の交付金につきましては、20年度から始まっております。それで去年、20年度の精算が行われました。そのときに前年度の精算として1億2,000万円払っています。そして今年度は21年度の精算になったのですが、1億3,100万円ほど逆にいただいたというふうなことで、来年度以降は本当に不透明です。これがある程度毎年3億円入ってくるということであれば全然問題ないわけですが、そういったことで全国状況によってもらう、交付される額がどんと変わってきますので、ここは大きく懸念の材料にこれからなるのではないかと思います。今後これを当てにしながら保険税のことを考えるということは、危険があるというふうに思っております。毎年毎年の状況を見ていかなければいけないと思います。

それから今後の負担でございますけれども、先ほど申しましたように運協の方からは5パ

ーセント前後、それも23、24、25ぐらいのところを見て、どのくらいだかということで一応ご意見をいただいているわけでございます。そういった部分が基本になると思うのですが、先ほど申しましたように他の市町村の状況だとか、それからまた経済の状況、いろいろな要素が出てくると思います。そういったことを考えながら、あくまでも今年5パーセント前後としたからどうしてもそれでいくというふうなことではなくて、極力下げられる分というか、抑えられる分は抑えていくという考え方の中で対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

中沢俊一君　ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、仮にこれから法定外繰入を、膨らんできた場合の理由付けということです。市民の皆さんに納得していただけるその辺の検討はしていただけるかどうかということですか。

市長　国保の運営協議会の中でもいろいろ話しておりますように、究極的にはこの制度自体がもう問題があるわけでありまして、当初は25年と言っていましたね、後期高齢者医療制度の見直し。これで国保も全部見直すという方向なのですが、何か1年遅れるということでもあります。

そこで私どもは当時は平成23、24、25年この3年間は、国の制度がある程度変更になるまでは、相当額の繰出しを覚悟しなければならないという思いでありました。ただ、今年平成23年度はこうなるわけでありまして。来年度も今部長が申しあげましたように、前期高齢者の交付金がこれだけくるのかこないのか。これはわかりませんので、最悪の場合は3億円とか4億円とか5億円とかという繰出しをしなければならないかもわかりません。

その市民の皆さんからのご理解をいただく分については、5パーセント程度の値上げをしていく中で、加入率だとかそういう部分も含めて、まあまあその程度であればご理解いただかなければならないし、いただけるだろうという運協の方の答申でもございますので、我々もその方向にのっとってということでもあります。けれども、3分の1の加入者でそれではどうだと、こういう数値が出てきますと、なかなか簡単にこれが、例えばこの繰出しをせねばならんがために他の事業の制約が出るなんてことになると、これは非常に大きな問題ですので、その辺は財政調整基金等も含めてきちんとした見通しを立てながらやっていかなければならないという思いであります。来年度以降のことについて、まだ確たるその部分は出ておりませんので、この程度でご理解いただきたいと思っております。

議長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長　ただいまの議題となっております第12号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長　お諮りいたします。本日の会議時間は日程第30までとしたいので、あらかじめ延長したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

議長 日程第25、第13号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第13号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。平成23年度南魚沼市介護保険特別会計は第4期介護保険事業計画の最終年度となり、第5期介護保険事業計画の策定を行います。また、特別養護老人ホームの待機者解消が課題となっておりますが、事業計画に基づき施設整備を進め、利用定員の拡大を図ります。

歳入では、介護給付費に対するそれぞれルールに基づく算定額その他、介護従事者処遇改善臨時特例基金の全額及び介護給付費準備基金からの繰入れを行い、保険料の軽減に充てております。歳出では、平成22年度実績を踏まえ、介護認定者増など自然増に加え、22年度末までに完了した地域密着型施設整備に伴う介護給付費の増を考慮して算定しております。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を平成22年度に比べまして1億7,320万円、率にして3.4パーセント増の52億8,280万円としたいものであります。概要につきまして福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長 それでは予算書の323ページの事項別明細で説明を申し上げたいと思います。323ページの歳入でございますが、歳入の1款保険料でございます。22年度比マイナス2.1パーセントの8億2,466万円でございます。被保険者数であります。1万5,800人で算定をしております。22年度から260人の減ということになりまして、2.1パーセント減の要因となっております。また収納率でございますが、現年度分の普通徴収分の収納率93.5パーセント、それから滞納繰越分の収納率20パーセントで見込んでおります。

2款であります。分担金及び負担金でございますが、前年比29.5パーセント減、624万円を計上をしておりますけれども、認定審査会の運営費の湯沢町負担分ということでございます。湯沢町の所要額が減額をされたことによりまして、負担分が少なくなっているということでございます。

3款使用料及び手数料は前年同額でございます。

4款でございます。国庫支出金でございますが、前年比3.6パーセント増の13億1,160万円ということになりました。国のルール分、25パーセントということですが、負担金として20パーセント、それから調整交付金として5パーセント相当額ということになっておりますけれども、負担金につきましてはルールに基づき算定をしまして、歳出の方の給付費の方の伸びに連動しまして、3.8パーセントの増額ということで予算計上をしております。調整交付金でございますが、25パーセント中の5パーセント相当額ということでございますが、23年度は交付率を7.19パーセントで見込んで予算計上をしております。また、地域支援事業の補助金でございますが前年同額で見込んで予算計上をいたしました。

それから5款でございます。支払基金交付金でございますが、前年比3.5パーセント増の

15億1,425万円で予算計上をしております。第二号被保険者保険料ということでルールに基づきまして、歳出の給付費の30パーセント相当額が社会保険診療報酬支払基金から市の方に交付をされるという内容のものでございます。

6款でございますが県支出金でございます。ルールに基づく算定率12.5パーセントということになっております。国と同様に給付費に連動しまして、前年度比3.2パーセント増の7億4,285万円で予算計上をいたしております。地域支援事業の補助金につきましては前年同額で予算計上をしているところでございます。

それから7款の財産収入は1,000円の計上でございます。

8款であります。8款の繰入金につきましては前年度比9パーセント増の8億7,883万円で予算計上をいたしました。一般会計の繰入分につきましては、ルール分12.5パーセント相当額と職員人件費10名分、事務費等ということで、前年比3.3パーセント増の7億8,171万円で予算計上をしているところでございます。また、処遇改善の臨時特例基金であります。23年度は第4期計画の最終年であるということから、臨時特例基金の残額全額であります1,252万円を予算計上したところでございます。また、準備基金では保険料の減、それから給付費の伸び等を配慮しまして、前年比2倍になりますが8,460万円ほどを予算計上しているところでございます。なお、8,460万円を準備基金から繰入れをすることによりまして、23年度末の準備基金の残高でございますが、1億8,000万円ほどの見込みということになっております。

それから9款であります。諸収入は前年比17.2パーセント増の430万円ということになっております。増額要因は地域支援事業の実費分の増額によるものということになっております。

324、325ページをお願いいたします。歳出でございます。1款の総務費でございますが、前年比0.4パーセント増の1億3,916万円で予算計上をしております。職員人件費10人分、事務費、認定審査会の運営費などの費用をここに計上をしたところでございます。

2款であります。保険給付費であります。前年比3.6パーセント増の49億9,752万円を予算計上しております。全体では認定者の伸び等の自然増、それから前年22年度の実績等を反映しまして見込んでおりますけれども、地域密着型のサービス給付費につきましては、先ほども説明をしましたが、22年度中の整備分、グループホームが3箇所、それから小規模多機能が1箇所、ミニ特養が1箇所ということで、平成22年度中に整備が済んでいますけれども、そうしたものの伸びを反映しまして前年比10.9パーセント増ということで見込んでおります。

それから要支援者の介護要望事業でございますが、20パーセント増ということになっておりますが、平成22年度の実績、それから要支援者が利用ができるグループホームやデイサービス事業所が整備されたというようなことを反映しまして、予算計上をしたところでございます。

3款でございますが地域支援事業費は、内容的にはほぼ前年並みということで0.4パーセ

ント増の1億4,191万円を予算計上しているところでございます。昨年の制度改正がございまして、23年度からは生活機能評価の廃止がございまして、昨年から比較をしますと、若干の予算の組み替え等をしておりますので昨年比較はちょっとできませんけれども、全体としまして認知症の問題、それから高齢者虐待、それから筋力作り、リハビリ、成年後見等の費用を前年同様の事業実施を念頭に所要額を予算化したところでございます。

4款につきましては実績により予算計上しておりますし、5款の予備費につきましては前年同額の予算計上でございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 ただいまの議題となっています第13号議案は社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

議長 日程第26、第14号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第14号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算について提案理由をご説明申し上げます。後期高齢者医療保険料率につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直すこととされております。平成22年度に見直しが行われ、平成20年度から据置きと今なっております。均等割額が3万5,300円、所得割の率が7.15パーセントであります。

歳入では後期高齢者医療保険料一般会計繰入金を、歳出では広域連合納付金人件費を含む事務費等について、広域連合から示された額を基準に編成をいたしました。以上により歳入歳出予算の総額を前年度比510万円、率にして1.1パーセント減の4億6,540万円としたいものであります。概要につきまして市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは予算書の365ページをお願いいたします。事項別明細で説明させていただきます。まず歳入でございます。1款保険料3億1,447万円でございますが、南魚沼市の被保険者9,802人ということで、前年より112人余計になっております。これに対する保険料ということで、保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合において算定された額の計上でございます。

それから3款繰入金でございますが1億5,006万円でございますが、一般会計からの繰入金でありまして、低所得者に対する保険料の軽減分、それから人件費、職員二人分、それから事務費の繰入れでございます。

5款の諸収入71万円ほどでございますが、これは保険料の還付等に伴って計上をさせていただいております。なお、平成19年度から職員1名を広域連合に派遣してはりましたが、

平成23年度について派遣がなくなるというふうなことで、ここで雑入が740万円ほど減額になっているところでございます。

それから366、367ページ歳出の方をご覧くださいと思います。1款の総務費1,770万円につきましては職員給与を含む一般管理費でございます。職員二人分ということでございます。こちらにつきましても広域連合への派遣1名分が減額になっております。

それから2款の後期高齢者医療広域連合納付金4億4,672万円ほどであります。連合において算出いただきました保険料の収納分、それから保険基盤負担分ということで、これは低所得者の保険料の軽減分ですが、それをあわせて計上をさせていただいております。以上で概要の説明を終了いたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第14号議案は社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

議長 日程第27、第15号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第15号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計予算について提案理由を申し上げます。平成23年度からご承知のように病院事業会計から離れまして新たに特別会計を設置して、城内診療所単独の運営を行うために歳入歳出の総額を4億6,220万円として予算を編成させていただきました。引き続き19床の有床診療所として、地域の皆様の安心・安全の医療を提供することを目的として、健全経営に努めてまいりたいと思っております。概要につきまして城内診療所事務長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

城内診療所事務長 第15号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。先ほど議決をいただきました内容によりまして、23年度から新たに特別会計を設置して運営を行うために新規に編成した予算であります。款項目等予算書の編成につきましては他の診療所特別会計を参考に、当診療所の内容に則したものとして編成を行いました。予算の詳細につきましては391ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。新規予算につきまして前年度予算額が空欄になっておりますので比較できません。款項目の詳細については省略させていただきます。

予算編成の基本方針につきましては、ただいま市長が申し上げましたように、19床の有床診療所を継続し、城内・五十沢地区を中心とする地域医療の核として、地域の皆様に安心と安全の医療を提供することを目的として運営することを基本方針としております。

歳入につきましては、一般病床15、介護療養病床4の計19床の入院診療を始め、外来

診療、在宅訪問診療を行い、特定健診、各種検診さらには市事業の実施による収入を加えた診療収入を主な内容とし、具体的には1日当たりの患者数を入院18人、外来80人としており、年間延べ数としてそれぞれ6,588人、及び2万3,680人を見込み、平成21年度及び平成22年度の実績を基にした診療単価の予測により算定しております。

歳出では歳入と同じく、これまでの診療所経営の実績を基に、削減可能な経費をできるだけ調整して算定を行いました。歳出の主なものにつきましては、人件費、医薬品等の材料費、施設及び医療機器等の管理費ですが、職員の給与と費につきましては、現行の診療体制の継続を基本に常勤医師2名の他、非常勤医師7名とし、医療スタッフにつきましても現行の体制を維持することを目的として計上しております。

また、材料費では医薬材料費等の適正管理に努め、その他の経費につきましても診療環境及び労働環境の改善を進めながら適正支出を図り、相対的な節減を目的とした内容となっております。これらの積算によりまして、歳出に対して歳入の不足する額9,717万5,000円を一般会計からの繰入金として充当し、結果として歳入歳出の総額を4億6,220万円とするものであります。詳細につきましては事項別明細書をご覧くださいと思います。

なお、385ページ、議案の第2条であります。保険者からの診療報酬の支払日と職員給与や材料費等の支払日が前後して現金に不足が生じた場合、万一の場合を想定しまして一月分の診療収入相当額であります3,000万円を一時借入金限度額として定めさせていただきました。

以上、予算の概要について申し上げます。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第15号議案は社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

議長 日程第28、第16号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第16号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計予算について提案理由を申し上げます。平成23年度下水道特別会計予算は引き続き各地域の完成目標年度に向け、事業計画に沿って各種事業制度による国庫補助財源等を確保しながら進めていくこととしております。

まず大和地域につきましては、集落の面整備が平成21年度でほぼ完了していることから、残っている部分の枝線管路の敷設を行います。六日町地域につきましては継続地区として西泉田、東泉田、奥、青木新田、宇津野。新規地区として余川、川窪、四十日、四十日新道、大杉新田の整備に着手をいたします。塩沢地域につきましては昨年からの継続区域のさらな

る整備と新規区域として、滝谷、泉盛寺、五十嵐の整備に着手いたします。浄化槽市町村整備推進事業では引き続き六日町地域と塩沢地域において事業を進めてまいります。

大和クリーンセンターの増設が完了したことから、今後は施設更新のための長寿命化計画の策定に着手をいたします。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を前年度比7億5,350万円、率にして12.2パーセント減の53億8,250万円としたいものであります。総予算額減の主な要因は、大和クリーンセンターの増設化工事が完了したことによるものであります。後の概要につきましては企業部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

企業部長 それでは419ページをお開き願います。1款分担金及び負担金ですが、これは前年度とほぼ同額で設定しております。1.2パーセントの増で出ております。

それから2款使用料及び手数料につきましては、5.63パーセントアップというようなことで9億9,569万円を算定しております。主に先ほどちょっとお話がありましたが、使用料及び手数料につきましては、毎年500件から600件のつなぎ込みがあるという中で想定をさせていただいています。

それから3款国庫支出金でございます。2億3,520万円ほど減になっておりますが、これも先ほど、補正予算の中でちょっとお話しましたが、前倒して4億円、事業費で4億円食っていますので、この国庫支出金に該当する金額はそのうちの半分でございます。9億40万円に2億円足すとなから前年度並みの国庫支出金になるかというような感じでございます。

それから4款県支出金でございます。これは大幅に減になっておりますが、25.2パーセント減というようなことで、471万円ほど減でございます。これは農集の県が補助してくれる0.8パーセント分の起債に対しての補助金でございます。

それから5款繰入金、これは一般会計からの繰入金17億890万円というようなことで、5.87パーセント増というような形になります。

それから7款、これは29.8パーセント減、934万円の減というようなことで、2,197万円でございます。これは2,197万円を計上しております。

それから8款市債でございます。これが6億5,320万円減の28.3パーセント減というようなことで、総額16億5,510万円を定めるものでございます。

歳入の合計53億8,250万円を歳入で計上しております。

続きまして歳出の部でございます。420ページ、421ページをお願いします。総務費においては職員13名プラス2名というようなことで15名の給与費が主な内容となっております。これは530万円ほど2.5パーセント増でみております。2億1,523万円というようなことでございます。

それから施設管理、4,531万円ほど増でみております。この主な内容につきましてはクリーンセンターが完了し本格稼働によるもの、また工事の進捗によりマンホールポンプの施設が増えていること、それから六日町浄化センターの水処理の増加によるものが主な内容だということになっております。そんなことで施設管理が6億1,598万円というようなこと

で算定しております。

それから3款下水道事業費でございます。これが7億857万円ほどの減、26.4パーセントの減で19億7,143万円を見込んでおります。この内容としましては特環で先ほど市長の方から縷々、その工事場所等がありました。これは特環と特環は六日町が主で、大杉新田、四十日、四十日新道、川窪、余川。先ほどちょっとお話した内容はここにあります。それから浄化槽は一応25基を想定しております。それから減額の主な要因としましては先ほどお話があったように、大和クリーンセンターの増設工事が完了というようなことで、それから昨年度といいますが、この12月補正で汚水処理交付金4億円の前倒しというようなことをしたことから、ここは減額になっております。

それから4款公債費。3.5パーセントの減というようなことで9,564万円の減で25億7,585万円を想定しております。

それから5款予備費は400万円を前年並みで計上をさせていただいております。歳出合計53億8,250万円を計画しております。

それからちょっと戻りますが、416ページをお願いします。これが地方債の16億5,510万円の限度額を定める内容になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定を願います。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第16号議案は産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

議長 日程第29、第17号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第17号議案 平成23年度南魚沼市水道特別会計予算について提案理由を申し上げます。平成23年度は業務の予定量を給水件数2万3,500件、給水人口6万人、年間給水量674万3,304立方メートル、1日平均給水量1万8,475立方メートルと定め予算を編成いたしました。収益的収支につきましては、収入が23億9,831万円、支出26億8,116万円といたしました。これは資産減耗費が今年度に限り5億1,000万円計上しておりますので、実質的な部分は黒であります。数字上はこういう形で赤字が出るわけです。

資本的収支につきましては、収入6億7,989万円、支出20億9,819万円といたしました。主たる事業としては4つの簡易水道を上水道に経営統合することにより、畔地浄水場を核として国庫補助事業による遠隔監視システム整備事業が3カ年計画の最終年度となりました。新施設への移行には既設の機器施設と、それから整合性を図りながら安全、円滑に作

業を実施していきたいと思っております。また、栃窪、岩之下地区において老朽化した配水管を国庫補助事業として昨年度に引き続き2カ年計画により配水管の布設替えを実施いたします。

以上でございますが、概要につきまして水道事業管理者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者　それでは水道事業会計の予算書1ページをお願いします。第1条につきましては、今ほど提案の中で業務の予定量を明確にお話がありました。それでは、第3条収益的収入及び支出でございます。合計については3,598万円ほど前年度より少ない内容で23億9,830万9,000円を定めたものでございます。この主な内容としましては、営業収益につきましては前年度より1,293万円ほど減で算定しております。昨年度は17億6,600万円で、今年17億5,300万円というような形ですので、若干の減で編成をさせていただいています。

営業外収益、これは一般会計からの繰入れが主な内容になっておりますが、一般会計から約6億円、それから下水道関係の収益、料金を水道料と一緒にとっている関係でそこらあたりの負担でございます。そこらあたりが4,000万円くらいあるかと思えます。そんなことで23億9,830万円という形で収益をみました。

それから支出の方、先ほど来お話がありました、26億8,115万円というようなことで、前年度が21億円ぐらいですので5億円から増えております。そんなことでこれにつきましては4ページに明細が出ております。4ページの支出の部分の営業収益、営業費用の中の5番が減価償却10億9,700万円、それからその下へ6番が資産減耗費というようなことで5億1,000万円というようなことで、これはやはり昔の中央に関する監視システムそれが25億円ぐらいの規模でつくりました。そうしまして20年経過で落としていくのですが、一度にぼんとできたわけじゃなくてやはりその間に1系、2系という形で整備されていますので、そういう形の中で遅くできたものが遅く引っ張られていると。

それとそっくり100パーセントの水を作っていれば減耗は同じく落ちるのですが、片一方しか作らないときにもう1系の方の機械の使用割合が違うというようなことで、そこらあたりがちょっと帳簿上ありまして、やはりこれは3年間でそれを機器更新しようということで、それがこの23年度は末端の年でございます。ここで完成の日になると、そこで帳尻を合わせるために余っている資産をそこで落とさなければならぬ。そして24年から今度は新しいものが償却の対象になっていくという帳簿上の処理をしなければなりません。というようなことでここで5億円の開きがある。まあ4億8,000万円ですが、それはやはりそういう形で帳簿処理をして、資産が400億円ある中の一角を占めていたというようなことでご理解を願いたいと思っております。これが今回の水道の中では一番の、この会計の中では一番かというふうに思っております。

それから4条予算、2ページ目をお開き願いたいのですが、これは資本金収入で6億7,000万円というようなことで、昨年度とほぼ同額でございます。それから支出の方を見ます

と、20億9,818万円というようなことで、前年度より6,618万円ほど減になっております。これは償還金が主な内容です。償還金が主と、それから建設工事が7億6,000万円というようなことで、工事の面につきましては前年度より6,555万円ほど減で見積もっております。

そんなことでこれの差も、4条の下に書いてありますが、資本的支出に対して不足する額14億1,829万9,000円は損益勘定留保資金等で補てんするというような形になっております。これもひとつは、減価償却等を踏まえまして、そこから11億円引きますと、3億円ぐらいがこちらからの持ち出しという形になるかと思えます。

以上で説明は終わらせていただきます。失礼しましたが、6条、7条とありますが、これはまた後で委員会の中で説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 資金計画についてお聞きをいたします。前年度の決算の見込みをみますと、繰越金から差し引きして残る金額を見てきますと、大体2億円ずつ減っているわけです。今年度も12億円の繰越しが、最終的には10億円ぐらいというようなことで、毎年2億円ずつぐらい、その年によって若干前後すると思えますけれども、なっている。そうすると現在の留保資金というのは大体10億円ぐらいということから考えると、5年たつとその留保資金が底をつくのかなという形が見えます。そうなったときに当然あとは料金の値上げ等でいくふうになるわけですが、そのまず見通しについてお聞きをいたします。

水道事業管理者 内部留保資金の関係になるかと思えますが、一応平成21年度のしっぽで12億5,600万円。それから今年、22年度の見込みでございますが、資金計画と少し離れて、この貸借対照表を見ると下の方に流動資産計から左側の一番下から2番目のそこから、次のページの流動負債合計を引きますと大体内部留保が出てくるようになっております。それをしますと平成22年度の内容は12億5,000万円ぐらいになるのかなと、そういう形になるかと思えます。

それと今年のこの予算の最後になりますと、恐らくこれが9,000万円ぐらい落ちる予定になっております。今、開いてみると。ただこれが、全部が全部使ったときの内容で編成しますので、工事もある程度していきますと余りも多少出てくる、そういうものを含めると端数が寄って3,000万円、5,000万円という形になるかと思うので、まあまあ、余り急激に落ちるような状態ではないと。その分一般会計の繰入れの方で今まで見られない高料金の他に、水源対策債とかそういうものを見てもらっていますので、一度に落ちないような形。うちの方の減価償却とあわせて高料金を計算しますと、めっためったと落ちる形になりますが、そこをくんでいただいているからこういう結果になるのかなと思われま。長く上げないで済むような形を当然とっていただきたいというのが、私の切な願いでございます。以上です。

笠原喜一郎君 そこで、であります。他会計からの繰入れであります。今説明があったように、今までは高料金対策ぐらいだったのですけれども、今回水源開発だとか簡水の統

合とか入っていますが。前に勉強させてもらったときには、もう一つ広域化対策というものがあるわけですが、これについては入っていないわけですがその辺のこと。

それともう一つはこの今の水源開発等についても今年度から入ったわけですが、以前にも当然その部分が予定をされていたのが入ってきていないわけですので、その辺のいきさつというか、繰入れを今回予算を組むについてどういうふうな話がなされたのかお聞きをいたします。

水道事業管理者　これは一般会計からの基準内繰入れというようなことで、ルールがあります。それについては先ほど笠原議員さんがいったように、あらゆるものを見られる式になっておりますが、当初やはり7億円以上の繰入金をいただいたときには、高料金だけでそれになりましたので、まあまあそれに簡水を入れたりいろいろのことをしながら今の推移を保ってきております。

この他に広域の方のあれを入れますと、1億円以上の金額が増える予定になろうかと思えます。それはやはり本家、新宅の問題で、いただけるのであればそうした方がいいくらいないですけど、そこらあたりは払う方ともらう側。それから今の料金体制でいくにはどれだけ必要かというのは逆算すればすぐでます。だけれど、そこらあたりの中で、まあまあ君たちこれで我慢しなさいというようなことが、多分恐らく合併前からどこの市町村もそれをやってきたと思います。

ただこれ、企業ですので、一つはその後料金に反映しなければならないということになると、そこらあたりをみんなきれいに清算してからでない住民に申し訳ないという気持ちはあるのです。企業をやっている以上は、そこをうやむやにして「上げます」と言うわけにはちょっといかないというのが本音になろうかと思えます。

そこらあたりを協議した中で最大限みてもらおうということで、今年の場合はそれは入っていません。それ以外のやつはみんなほとんどいただいておりますので。まあまあ、料金に反映が近い将来くるやに思われますが、それまでの間にそちらの方も手当てがしていただけるのではないかと考えております。

笠原喜一郎君　市長にちょっとお聞きをいたしますが、合併をされて6年ぐらいが経過をしたわけですが、いまだ広域水道の水道料金と、それから簡水の料金というのは、今は多分違うかと思えますけれども、そろそろそろえるという部分が私は必要なというふうに思っているところがあります。

それと先ほどいったように仮に値上げという部分になったと考えるときに、今まで入れなければならなかったこういう交付税措置をされていた部分についても、さかのぼって水道事業会計に入れて、まずそこからだというふうなお考えでいるのか、そこをお聞きいたします。

市長　簡水につきましては、一応全ての簡水をこの上水に統合します。ですから料金体系は、もう全部整ったのかな、もうちょっとかな。（「もうちょいです」の声あり）事業を例えば栃窪、岩之下を今やっておりますし、それから後山等をやっております。簡水と名のつくものについてはもう統合計画に組み入れてありますので、全て統合して料金をそろ

えるということでありませぬ。

問題は塩沢地域で専用水道とかそういうものがあちこちにあるのです。これはなかなか我々の範ちゅうでございませぬので、極力この水道区域に入ってくださいというお願いはしているのですけれども、なかなかそれが実現化しないという部分があります。簡水についてはもう早晚、そろそろようになりますから大丈夫です。

それから水道料金のことでありますが、例えばですね、例えば値上げをしなければならぬという状況が出る時には、当然いろいろの部分のことを考慮しながらお願いしなければならぬわけでありませぬので、何をどういうふうにするかということとは別にして、市民の皆さんが納得いくようなことをやらなければならぬ。私は値上げするつもりがありませんので、これから棟を下げていこうという思いですから、全く値上げのことは考えたことが私はございませぬ。下げていくと、そういう方向で今一生懸命頑張っているところであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めませぬ。よって質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第17号議案は産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第30、第18号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めませぬ。

市長 第18号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。平成23年度病院事業会計予算は先ほどから申し上げましたように、城内診療所の予算は特別会計に移行することでありませぬので、医師の確保、経営の健全化に努めて市民の皆様が安定した医療を供給する、このことを目的に編成をさせていただきました。収益的収支では歳入で医業収益と介護保険収益の合計を34億8,673万円、歳出で医業費用を37億3,089万円としまして、医業外収益、医業外費用を加えた歳入歳出予算の総額をそれぞれ、37億6,960万円としたいものであります。

資本的収支におきましては、医療機器等の購入及び企業債償還による歳出を2億2,622万円と見積もりまして、歳入ではこの財源として繰入金を主体に1億3,564万円を計上し、不足する額を過年度分損益勘定留保資金等で補てんをしたいと思っております。

概要につきまして大和病院事務部長に説明させませぬので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務部長 では説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。第1条は総則でございませぬ。第2条業務の予定量、それぞれ病床、患者数、1日平均患者数、それぞれ記載のとおりでございませぬ。なお、外来は284日の診療日で計算をさせていただきます。

第3条収益的収入及び支出でございませぬ。これは前年と比較ということになりますが、前年比は城内診療所の分が4億6,000万円ぐらい入ってございましたので、これから申し上げ

る比較はそれを除いて、前年大和病院の分とそれから23年度の大和病院の分ということでお聞きをいただきたいと思います。

第1款の病院事業収益でございますが、37億6,959万円でございます。前年比101.3パーセントでございます。そのうちの第1項医業収益が34億2,946万円ということで98パーセントでございます。介護保険は5,727万円、87.2パーセントでございます。医業外収益、これがちょっと今回は大きいのですが、2億8,286万円ということで182.7パーセントでございます。これは後ほど説明をいたします。支出ですが、病院事業費用ということで第1項の医業費用が37億3,089万円でございます。前年比101.4パーセントでございます。医業外費用3,570万円、前年比96.6パーセントでございます。3項、4項は前年度と同額でございます。

第4条は資本的収入及び支出でございます。次のページ2ページをご覧くださいと思います。収入、資本的収入でございますが、これは繰入金がほとんどでございます。1億3,563万円ということで、前年比105.0パーセントでございます。支出、資本的支出、第1項の建設改良費、これは医療機器が主体になりますが、5,120万円、昨年と同額でございます。2項の企業債償還金1億7,501万円ということで、前年比107.6パーセントとなります。

それから第5条は一時借入金ということで前年度と同額10億円でございます。

それから第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、職員給与費、交際費それぞれ記載のとおりでございます。

第7条はたな卸資産購入限度額6億1,636万円でございます。

それから3ページをご覧くださいなのですが、予算に関する説明書ということで、1番の平成23年度南魚沼市病院事業会計予算実施計画、それから6番の平成23年度南魚沼市病院事業予定貸借対照表、それぞれ記載のとおりでございます。

20ページをご覧くださいと思います。20ページ、21ページは、昨年の城内病院診療所が入っておりましたので、一応今年もその形をとらせていただきますが、左の大和病院のページだけで説明をさせていただきます。先ほど款は説明させていただきましたのでポイントだけ説明させていただきます。

3項の医業外収益、他会計補助金をご覧くださいなのですが、今年度は2億5,568万円ということで、前年度1億2,634万円を大きく1億2,933万円上回っております。率にしますと202.4パーセントになりますが、これは一般会計からの繰入金を増額していただいたということでございます。それによりまして、歳入の医業収益の方も、例えば外来収益、それからその他医業収益 その他医業収益というのは検診事業ですとか、人間ドックですとかそういうことになるのですけれども、そういったものを歳出から歳入をみるわけですので、ちょっと今までは過大といえますが、無理をして見積もっておったのですが、ということで実行可能な数値に見積もることができたということでございます。

それから歳出の方でございますが、給与費24億1,927万円ということですが、これは

職員、昨年は228人で見積りをいたしました。今年も226人、2名減で見積りをさせていただいております。それから材料費、これは薬品費と診療材料費が主になりますが、昨年に比べて4,090万円ほど多くなっております。これも歳出の関係でちょっと厳しく見積もらないと収支のバランスがとれなかったというところがありますが、実行通りに当初予算から見積りをさせていただいたということでございます。

それから下の方の収益的収支でございますが、先ほど説明したとおりでございます。収入から支出を引いた額が9,057万円ということになります。説明は以上でございます。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 20ページ、21ページの概要の方を見ながらちょっとお聞きいたしますけれども、昨年に比べて医業収益が7,117万円減でありながらも、給与費については1,959万円の減であると。午前中の審議にもありましたけれども、給与費が医業収益の70パーセントに相当しているというこの事態が、余り改善をしていないというふうに思えるのですけれども。

そうした中で一時借入れを7億円実行して、6億円を返済していると。一時借入れ1億円の残であるという、そういうふうな資金計画であるのですけれども、城内診療所の方を分離したといっても、大和病院自体の病院事業会計としてみた場合に、なかなか改善をしていないのではないかと思うのだけれども、どの部分をどう改善をしていこうかということがこの予算書には見えないのですけれども、その分をお聞かせ願います。

大和病院事務部長 改善は見えないということでございますが、ひとつはある部分で先ほども申しましたが、歳入、それから歳出、ある程度実行可能な予算を組ませていただいたということでございますし、給与費はある程度人件費の削減できるものは削減をさせていただいてこういう数字を人件による減ということもありますけれども、そういう医師は2名増えるわけですが、他の部分で事務部門ですとかそういう部門、あるいは検査の部門だとかそういったところで、いろいろ人件費全体としてみるとよくわかりませんが、中身の内訳の中でそういう努力をさせていただいたということが1点。

それから病院会計の運営といいますか、収入というのは、一つは診療報酬がほとんどを占めるわけですし、それからもう一つは繰入金ということで人件費、それから材料費、経費、減価償却だとかそういったものも支出していくということになるわけです。医師の確保によって、それぞれの収入がもう少し見込めるのではないかという気はしておりますけれども、その辺、余り過大な見込みはできませんのでそういうことでご理解をいただきたいと思っております。

寺口友彦君 なかなかその理解は難しい部分もありますし、医師確保というのは非常に難しい状況もあります。ですが、昨年も診療のポイント、点数が上がったのです。薬については下がったと。そういう中で外来収益が4,830万円の減ということで予算を組んでいるわけですが、この部分ですね。やはり医師を確保した中で、特に外科であったり整形外科であったりすれば、相当の収益が見込めるのであろうと思うので、この部分について

の多分医師確保を重点的になさるのではないかと思います。医師確保については内科も含めてですけれども、この科を特に頑張るのだというところがあったらお聞かせ願いたい。

大和病院事務部長　ご指摘のとおりで内科が一人増えますし、それから外科が一人4月から増えます。今まで常勤16名体制だったのが18名体制になります。4月からの新年度が始まりますと途中でとれるかもわかりません。ただ、医師の場合というのは下駄を履くまでなかなかわかりませんので、あとそれ以上のことは申し上げられませんが、常勤医師の確保が一番ですし、それからそれに伴う非常勤の医師も、常勤医師をサポートするという意味でとっておかないとなかなかできません。

今年の冬なんかですと、整形外科の医師が2名おったのですが、1名女医先生がおめでたになりました。それがわかってすぐに緊急的に行って医師を確保するというところで、何とかここが回すことができましたが、4月以降もそういった支援。それからもう一つ、非常勤ですが月、水、金と一人の医師が来ていただけるという約束はいただいております。

そういう医師の確保をしながら診療報酬を伸ばすということなのですが、なかなかすぐ伸びるわけではなくて、やはり医師を確保して、スタッフを確保して、周知をしてどういことをやるかとやって、3カ月、半年しないとなかなか患者さんがつきませんし、それによって診療報酬が伸びるということができません。やはり半年ぐらいかかります。

そういうこともこの中にはもちろんただ外来の数を全部で4,700減らしたというだけではなくて、増やしている、もちろん医師が増えている外科とか内科とかは増やしていますし、それからそうではない手薄になったところは減らしていますし、そういう調整をしながら見込みをたてているということです。とにかく医師を確保しないと取り得ませんので、積極的にまた引き続き医師の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

中沢俊一君　1点お願いいたします。その医師確保の一番のポイントが病院機能評価ということで説明がありました。800項目もあるこの全てをクリアしなくてはだめということですが、申請の時期とこのクリアの見込みと伺いますか、1点だけお願いします。

大和病院事務部長　今、鋭意対応しております。予定では今年、今年というか新年度になってからですが、秋の10月ぐらいに申請を受けたいと思っております。今なるべくなるべくというかクリアするように全力で対応したいと思っておりますが、ひとつ今、議員さんの方からお話があった、医師の確保というのは機能評価もさることながら、医師を確保するシステムというものを作らないと確保できないと思います。いろいろなものがありますけれども、やはり若い先生、病棟ができる、何でもできる若い医師、将来も残ってくれそうな医師を確保することが、基幹病院も含めた病院再編の中でも非常に重要なことだと思いますので、そういう医師を確保できるようなシステム、あるいは人員スタッフの配置、そういったものを今、鋭意対応しております。それが今ちょっとずつ出てきているかなという感触を得ております。引き続き努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 ただいまの議題となっています第18号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

次の本会議は3月9日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後6時00分)